

## 令和2年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月9日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○町長挨拶	6
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○同意第 1号 監査委員の選任について	9
○同意第 2号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 3号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 4号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 5号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 6号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 7号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 8号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第 9号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第10号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命について	10
○報告第 1号 令和元年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	13
○報告第 2号 令和元年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について	13
○報告第 3号 令和2年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について	13
○承認第 1号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例等の一部を改正する条例)	14
○承認第 2号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	15

○承認第 3号	専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）	1 5
○承認第 4号	専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第1号））	1 6
○承認第 5号	専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第2号））	1 6
○承認第 6号	専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第3号））	1 6
○承認第4号の追加答弁		2 6
○議案第23号	板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	2 6
○議案第24号	板倉町税条例の一部を改正する条例について	2 7
○議案第25号	板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	2 8
○議案第26号	板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について	3 0
○議案第27号	板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 1
○議案第28号	板倉町役場旧庁舎解体工事（1工区）の契約について	3 2
○議案第29号	財産の無償譲渡について	3 5
○議案第30号	板倉町地域福祉計画について	3 6
○議案第31号	令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について	4 0
○議案第32号	令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	4 0
○議案第33号	令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	4 0
○散会の宣告		4 1
散 会	（午前11時42分）	4 1

第2日 6月10日（水曜日）

○議事日程		4 3
○出席議員		4 3
○欠席議員		4 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		4 3
○職務のため出席した者の職氏名		4 4
開 議	（午前 9時00分）	4 5
○開議の宣告		4 5
○諸般の報告		4 5
○一般質問		4 5
森 田 義 昭 議員		4 5

針ヶ谷 稔 也 議員	5 7
本 間 清 議員	7 2
青 木 秀 夫 議員	8 5
市 川 初 江 議員	9 9
○議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算(第4号)について	1 0 9
○議案第32号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	1 1 0
○議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	1 1 0
○散会の宣告	1 1 1
散 会 (午後 3時50分)	1 1 1

第7日 6月15日(月曜日)

○議事日程	1 1 3
○出席議員	1 1 3
○欠席議員	1 1 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 1 3
開 議 (午前 9時00分)	1 1 5
○開議の宣告	1 1 5
○職員派遣の件	1 1 5
○閉会中の継続調査、審査について	1 1 5
○町長挨拶	1 1 5
○閉会の宣告	1 1 8
閉 会 (午前 9時15分)	1 1 8

板倉町告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和2年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年6月5日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和2年6月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

# 6 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)

## 令和2年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和2年6月9日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 1号 監査委員の選任について
- 日程第 4 同意第 2号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 3号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意第 4号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意第 5号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 6号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 7号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 8号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 9号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第10号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命について
- 日程第14 報告第 1号 令和元年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について
- 日程第15 報告第 2号 令和元年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について
- 日程第16 報告第 3号 令和2年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について
- 日程第17 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第18 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第19 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 承認第 4号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第21 承認第 5号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第22 承認第 6号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第23 議案第23号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第24号 板倉町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第25号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第26号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第27号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第28号 板倉町役場旧庁舎解体工事（1工区）の契約について

- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 財産の無償譲渡について  
 日程第 3 0 議案第 3 0 号 板倉町地域福祉計画について  
 日程第 3 1 議案第 3 1 号 令和 2 年度板倉町一般会計補正予算（第 4 号）について  
 日程第 3 2 議案第 3 2 号 令和 2 年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について  
 日程第 3 3 議案第 3 3 号 令和 2 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○出席議員（12名）

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉 議員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清 議員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針ヶ谷	稔 也 議員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市 議員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫 議員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原	実 町	長
中 里	重 義	副 町 長
鈴 木	優	教 育 長
落 合	均	総 務 課 長
根 岸	光 男	企 画 財 政 課 長
丸 山	英 幸	税 務 課 長
峯 崎	浩	住 民 環 境 課 長
橋 本	宏 海	福 祉 課 長
小 野 寺	雅 明	健 康 介 護 課 長
伊 藤	良 昭	産 業 振 興 課 長
高 瀬	利 之	都 市 建 設 課 長
多 田	孝	会 計 管 理 者
小 野 田	博 基	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長
伊 藤	良 昭	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

小 林	桂 樹	事 務 局 長
小 野 田	裕 之	庶 務 議 事 係 長



伊 藤 泰 年 行政庶務係長兼  
議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第53号をもって招集されました令和2年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。  
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 いよいよ暑くなってまいりましたが、例年どおり令和2年第2回の定例議会をこうして招集させていただきました。全員のご出席をいただいたようございまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。

思い返しますと、昨年5月1日の改元により、ご承知のとおり令和になったわけではありますが、はや1年を過ぎたわけでもあります。令和の元号には、平穩、穏やかな時代であれとの願いが込められてもあろうような当時の説明を、あるいは解釈を聞いた気がいたしております。しかし、残念ながら、今のところその元号にふさわしいかといえば、ふさわしくないのかなど。残念ながらむなしくここ半年、日本国内はもちろん、世界中あるいは歴史上の大病災害に見舞われております。コロナ問題であります。

我が国のコロナウイルス感染症問題も、4月から5月に振り返ってみると、そこら辺に第1波のピークがあったのかなと思いますが、その時期にピークを迎え、幸い現在は非常宣言解除の下、北九州市を除いて小康状態の中、空前の打撃を受けたリーマンショックの5倍と、財政措置から見れば、そのくらいの対応をせざるを得ないというような空前の打撃を受けた経済や今までの生活様式に対し、改善を加えながら全力を挙げての復興復元施策を現在展開中でありまして、いわゆる自粛からできるだけ早く、注意しながら元の姿に戻ろうというような政策の根本があるわけでもあります。

具体的には3密環境に最大の配慮をしての、そうした上での自粛解除あるいは宣言解除でありまして、完全撲滅でなく、特効薬、ワクチンの誕生、それができるまでは共存しながら、やむを得ず経済を何としても立て直そうという手法に切り替わったということをご承知であろうと思います。しかし、それであるからこそ、逆に完全復活には程遠く、切り替えても経済に与えるプラス面の影響はせいぜい5割程度と、戻っても5割程度であるのかと言われておりまして、経済を回すための解禁条件が3密環境保全と一体である限り、その効果は今のところずっと限定的という評もあるところであります。

そのような中、特別定額給付金、当町におきましては約10億4,000万円の配分も、執行率90%を既にもちろん超えておりまして、さらに持続化給付金も不人気ながら、徐々に当町においても申請が進んでおりまして、浸透し始めておる。これは逆に言うと、この時期になってもまだその程度かという国に対しての批判も相当あるわけではありますが、当町においてはそんな状況であり、5月、全員協議会でご協議いただいた生活支援給付金等19項目、約1億1,000万円をパッケージとして取り組むというようなことも徐々に実施を開始いたしております。

心配された子供たちの教育ということについても、空前の夏休み以上の休みをどうしても取らざるを得なかったということですが、学校再開も宣言されました。幼保小中学生及び関係職員にも3か月ぶり、その世界において動きが活発になるあるいは集団が形成されるということもありまして、喜ばしいことではあります。3か月ぶりの登校に合わせて、2回目の1人当たり5枚のマスク提供も添えながら、隔日、1日置きに登校から始まっているところであります。また、学習面の遅れを心配し、むしろ第1波につきましては間に合わなかったわけではありますが、第2波、第3波を想定した上でのスタディサプリを利用した学習支援も、6月1日から準備が整って開始したというふうにも聞いております。

一方で、町関係の行事、会議等につきましては、既にほとんど100%に近く8月いっぱい、板倉まつりも含めて中止になっております。例えば6月の末から7月にかけてのポンプ操法、6月から8月の町バス利用の学校関連や各種団体のスポーツ、文化関係の視察や大会に関する事業、それからその他各種団体の研修、慰安、交流、そして近隣各町のイベント、夏祭り、花火大会等々も含めてでございまして、特別、特定の団体におきましては、やや先走り過ぎているのかなという感も現状からすればいたすわけではありますが、既に初冬の行事まで中止といたされたところもあるようでございまして、これらがいわゆるコロナの状況が刻々、月々に変化する中で、今から11月、12月までの行事をストップするというをよしとするのか、果たして経済の再現を求めている現状からすれば、ちょっと早合点過ぎるのかなということも含めて、行政指導をどうあるべきかということを考えざるを得ないような状況でもございまして、特に一定の中期的計画あるいは下準備が必要なイベント等は、割合早期の決断、早く中止と。ぎりぎりまで待たずに中止というような形になったようでございます。

東京の皆様には、宣言解除レベル引下げ後数日で、ご承知のとおり東京アラートが発令となったように、再発生をにらみながらの自粛解除、経済の再生、新生活様式の普及、展開の難しい政策展開を、今後も繰り返しながらやっていかざるを得ないというような、東京を見ますとそんな感じもいたしております。東京に最も近い群馬県といたしましては、知事の意向も最も東京を強く見詰めながら、それに順応した政策を取るといったようなことも明言を過去されているようでありますので、東京に準じた対応が取られていくのかなということを感じるところであります。

参考といたしまして、この時期、例年ですと町長交際費での夜の懇親会、総会、研修会等々、昨年調べさせてみましたら、4月、5月で私が単独で出たものが31回、ですから2日に1回はあったということでありまして。一晩に4つ、5つ重なる場合もありますので、ほか代理出席ということも含めると数あるわけでありまして、私が出た30回を超える中で、今年は100%中止になっておりまして、平日勤務中でのその他の会議等は特定の会議、区長会さんとか、緊急対策コロナ会議とか、そういった特定の会議を除けば、ほとんど書面議決あるいは代替の方法で済ませているわけでありまして、ほぼ9割の集まりを、いわゆるそういう会議やそういった意味での集まりを避けているということでもございました。総会や役員改選がちょうどこの4月に行われているわけでありまして、送迎セレモニーも行えず今日まで来ているというのも、開闢以来、暦が始まって以来の初めての出来事でもあらうと思います。そういう意味では、関係する業界に致命的な相当な打撃を受けているというのが、私の行動の夜の行動を、義務的行動の一つを見ましても、相当効いているのだらうというふうにと考えるとあります。

そういった業種によっては厳しい状況の中でも、板倉町のちょうど今の時期の風物詩、田植え状況は順調

に進んでおりまして、麦類の刈取り、そして最後の植付けと、いつも申し上げますが、群馬県で田植えを2か月間やっているというのは板倉町だけでありまして、日本でも最も田植えが始まって田植えが終了し、その期間が長いのは板倉町だけであるというようなことが言われるわけでありまして。そういうような中で、農業も前年比野菜関係は良、花は並、畜産の豚は良、牛肉は不良と、様々なこれは所得から見てということではよろしいかと思っておりますが、内容と伺っております、先ほど申し上げました商工業も、一部を除いては大きなマイナスの影響を受けながら頑張っていたいただいているのだろうという状況でございます。

したがって、全ての皆様にコロナの影響が今後続くことを前提にしながら、当町も微々たるものの、生活支援金の支給等々も含めたパッケージの発表も先日しましたところでありまして、延期になったオリンピックも来年は幸運に恵まれて開催ができますように、これからも議会の皆様も含めて一丸となって、議論したり、協議したり、対応したりということに頑張っていければと思っております。

話があちこちになりましたが、今議会では議案第1号から33号を上程させていただきましたが、それぞれ同意案件、報告案件、承認、議案としてその性格も違うところもありますが、それぞれ丁寧なご審議をいただきまして、よろしくご承認なりご決定を賜ればありがたいと思っております。6月の議会は決して長くない期間であります、密なそういう意味では内容の濃い議会となりますよう祈念を申し上げ、最初の開催のご挨拶といたします。大変ありがとうございます。

---

#### ○諸般の報告

○延山宗一議長 それでは、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、同意11件、報告3件、承認6件、条例の一部改正議案5件、工事契約議案1件、財産の無償譲渡に関する議案1件、計画1件、補正予算議案3件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

#### ○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

11番 市川初江 議員

1番 小野田富康 議員

を指名いたします。

---

#### ○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、5月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び議事日程につきましてご報告申し上げます。

本件につきましては、5月21日に開催した議会運営委員会において協議した結果、会期は本日6月9日より15日までの7日間と決定いたしました。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、同意第1号から同意第11号について提案者より提案理由の説明の後、審議決定いたします。次に、報告第1号から報告第3号について提案者より報告を行います。次に、承認第1号から承認第6号、議案第23号から議案第30号について提案者より提案理由の説明の後、審議決定いたします。次に、議案第31号から33号の補正予算関係3議案については、提案者より提案理由の説明の後、予算決算常任委員会へ付託いたします。なお、本日の会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件を審査の上、委員会採決を行います。

第2日目の10日は、5名の議員が一般質問を行います。次に、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係3議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定いたします。

第3日目の11日は、総務文教福祉常任委員会、産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の12日は休会とし、休会を挟んで第7日目、最終日の15日は、議員派遣の件及び閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から15日までの7日間と決定いたしました。

---

#### ○同意第1号 監査委員の選任について

○延山宗一議長 日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、早速議案のご審議をお願いいたします。

まずは、同意いただきたくご提案を申し上げるものでございます。監査委員の選任についてということがあります。本案につきましては、現在監査委員を務めていただいております江田音吉氏が、令和2年6月6日をもちまして任期満了となりましたので、これに伴う再任の人事でございます。江田音吉氏は、人格が高潔で町議会議員としての経験もあり、行政にも精通しておりますので、適任者として監査委員に再任いたし

たく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、これ以上の説明はございませんので、担当の課長の説明は予定いたしておりません。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第1号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

- 
- 同意第 2号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 3号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 4号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 5号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 6号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 7号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 8号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第 9号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第10号 板倉町農業委員会委員の任命について
  - 同意第11号 板倉町農業委員会委員の任命について

○延山宗一議長 日程第4、同意第2号から日程第13、同意第11号までの板倉町農業委員会委員の任命についての10議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同意第2号から同じく第11号までの10件については、ただいま議長ご案内のように農業委員会委員の任命についてでございますので、一個人ずつの同意をいただくわけではありますが、一括してご説明を申し上げます。

これらの議案につきましては、板倉町農業委員会委員10人の任期が、令和2年7月19日をもって満了となるため、後任の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

まずは、同意第2号、氏名、松村一喜氏、認定農業者でございます。

同じく第3号、野村重之氏、この方は農業者、一応農家という形でございます。

同じく同意第4号、柏崎富治氏、この方も認定農業者でございます。

同じく同意第5号、高瀬和幸氏、  
認定農業者の方でございます。

同じく同意第6号、荻野英一氏、同じく認定農業者。

同じく7号、小森谷清氏、同じく認定農業者でありまして、

同じく同意第8号、間明田清實氏、認定農業者でもございますし、

同意第9号、前田育子氏、女性農業者であります。

同意第10号、打木明美氏、同じく女性農業者ということで、

同じく、最終ですが、同意第11号、氏名、小菅正美氏。これは求められている条件が1つだけございまして、中立委員ということで、農業者でない方から選べという農業委員の位置づけの方でございます。という条件を踏まえた上で、小菅正美氏のご同意をいただくことといたしております。

以上10名は、農業に関する識見を有し、委員候補者として地域から推薦された方々であり、農業委員会委員として適任と存じます。

なお、任期については、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間でございます。

以上、ご説明申し上げました。人事案件でありますので、さらなる課長等の説明は用意いたしておりませんので、ただいまの内容にてご同意をいただきますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第3号について採決したいと思います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第5号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第6号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第7号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第8号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第8号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第9号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。



よって、同意第9号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第10号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第10号は原案のとおり同意されました。

次に、同意第11号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第11号は原案のとおり同意されました。

---

○報告第1号 令和元年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 令和元年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

報告第3号 令和2年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○延山宗一議長 日程第14、報告第1号 令和元年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてから日程第16、報告第3号 令和2年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてまでの報告3件を一括議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、続いて報告第1号から第3号までの報告事項につきまして、一括してご説明させていただきます。

初めに、報告第1号の提案理由でございます。令和元年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてということでご説明を申し上げます。本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰り越しをした事業につきましては、邑楽土地改良区営農業水路等長寿命化・防災減災事業以下5事業であり、翌年度への繰越額の総額は1,367万円でございます。この財源内訳といたしましては、国庫支出金が376万8,000円、地方債220万円、一般財源770万2,000円でございます。

以上が報告第1号の報告でございます。

次に、報告第2号 令和元年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明を申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

令和元年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の連絡調整及び代替地の水利費補償等の業務であります。決算につきましては、収入5万5,844円に対し、支出7万8,270円であり、2万2,426円の損失でございました。なお、決算につきましては、町の監査委員から、適正に処理されている旨の報告をいただいておりますところであります。

以上、令和元年度板倉町土地開発公社の決算及び事業報告についての報告といたします。

次に、報告第3号であります。令和2年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご説明申し上げます。本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3の2項の規定により、議会に報告するものであります。

令和2年度の主な事業計画といたしましては、板倉ゴルフ場に係る地権者の用地調整業務であります。予算の概要につきましては、用地調整業務の費用及び法人税等の経費として25万4,000円の支出に対しまして、群馬県企業局からの用地調整業務に関する収入及び預金利息の収入を見込んでおります。

以上、令和2年度板倉町土地開発公社の予算及び事業計画についてご報告いたしました。

以上でございます。これら3報告案件につきましては、申し上げましたとおりでございますので、担当課長の説明は予定いたしておりません。

以上、1号から3号までを一括してご説明申し上げましたが、ご了解いただきますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 以上で報告第1号から報告第3号を終わります。

---

#### ○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第17、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第1号 専決処分事項の承認についてということで、これは板倉町税条例等の一部を改正する条例となっております。それをご承認をいただければということであります。

本案につきましては、令和2年地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されました。このため、町税条例を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分させていただいたものでございます。

主な改正内容でございますが、固定資産を現に所有している者の申告の制度化、固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大、その他地方税法の改正に伴う所要の規定の整備及び改元に伴う改正でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定いたしておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第18、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第2号であります。専決処分事項の承認についてということで、ただいま議長からもご案内のありました板倉町国民健康保険税条例の一部を改正するという条例であります。

本案につきましては、令和2年地方税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されました。このため、板倉町国民健康保険税条例を改正する必要が当然生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分したものであります。

主な改正内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、同じく国民健康保険税の軽減判定所得の見直し、収監減免規定を追加するものでございます。以上のことでございます。時世に倣って課税の軽減措置をさらに高めるといような内容であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

同じく担当課長からの説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第19、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第3号であります。同じく専決処分事項の承認ということをお願いしたいところであります。内容は、板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正したいということでの条例をお願いしたいということであります。

本案につきましては、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、同年4月1日から既に施行されたところでございます。これに伴い、本条例におきましても改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付で専決処分を同じく行ったものであります。

改正内容につきましては、固定資産税の課税の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで、さらに2年間延長するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第4号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第1号））

承認第5号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第2号））

承認第6号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第3号））

○延山宗一議長 日程第20、承認第4号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第1号））から日程第22、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正

予算（第3号）までの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、承認第4号から6号までの同じく専決処分事項につきまして、一括してご説明させていただきたいと思っております。

本件につきましては、それぞれ令和2年5月1日付あるいは5月13日付、そして6月1日付にて専決処分を行った令和2年度板倉町一般会計補正予算（第1号）から（第3号）について、承認を求めますのでございます。

これらの補正予算につきましては、歳入歳出それぞれについて、第1号については14億7,819万6,000円、第2号においては421万円、第3号においては1億303万9,000円、合計15億8,544万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億5,544万5,000円とするものでございます。3回の補正内容といたしましては、歳入につきましては、国庫補助金について15億5,354万3,000円、県補助金217万6,000円、財政調整基金繰入金2,972万6,000円を追加いたしまして、歳出につきましては新型コロナウイルス感染症対策費として、総務費に15億6,754万9,000円、民生費に1,789万6,000円を追加するものであります。いわゆる10万円配布というその件に関してのものでございます。

今回の補正予算及び専決処分の理由でございますが、国では令和2年4月30日に新型コロナウイルス感染症に係る経済対策を盛り込んだ補正予算を成立させました。この国の制度を活用した各種事業を町で実施するための補正予算であり、迅速に対応するための専決処分でございます。

第1号につきましては、申し上げましたとおり、町民に1人当たり10万円を給付する特別定額給付金給付事業及び児童手当受給世帯を対象とした子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に係る費用でございます。

第2号につきましては、町立小中学校の臨時休業により生じた児童生徒の未履修部分の補助学習ツールとして、冒頭ご挨拶でも申し上げたオンライン学習サービスを導入するための費用でございます。

第3号につきましては、板倉町新型コロナウイルス感染症対応生活支援パッケージとして実施する、先般ご協議いただいた各種事業の費用でございます。

以上、ご報告申し上げましたが、細部につきましては担当課長よりご説明を申し上げますので、改めてご確認の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、初めに承認第4号、補正予算（第1号）についてご説明いたします。

これは、令和2年4月27日を基準日として町の住民基本台帳に記録された人に対し、1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業と、また令和2年4月分の児童手当受給対象児童に対し、1人当たり1万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業の2事業についての補正予算で、5月1日に専決処分を行ったものであります。

補正予算の専決処分書、1枚目になります。歳入歳出それぞれ14億7,819万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億4,819万6,000円とするものです。

2 ページから 5 ページにつきましては省略いたしまして、6 ページをお願いいたします。歳入、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額14億6,030万円の追加です。特別定額給付金給付事業補助金14億4,050万円、同じく事務費補助金1,980万円をそれぞれ追加です。

2 目民生費国庫補助金、補正額1,789万6,000円の追加です。子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金1,575万円、同じく事務費補助金214万6,000円をそれぞれ追加であります。

次に、7 ページ、歳出になります。2 款 1 項16目感染症対策費、補正額14億6,030万円の追加です。特別定額給付金給付事業、会計年度任用職員報酬等の人件費で300万円、需用費50万円、役務費550万円、電算業務委託料1,000万円、物品借上使用料80万円、特別定額給付金14億4,050万円です。なお、振込については5月26日から順次振込を開始しておりまして、6月4日現在、1万3,080人に対して13億800万円を振込完了しております。率にして90.82%の完了であります。

また、この予算につきましては、国へ提出するに当たりまして、取り急ぎ計上したものであります。その後実際の業務を開始する段階で内容に変更が生じています。電算業務委託料については、委託しないで職員において処理いたしましたので、業務終了後精算するに当たっては、予算の範囲内で組替えを行いたいと考えております。

以上が補正予算（第1号）、承認第4号の説明になります。

次に、承認第5号であります。これにつきましては、補正予算（第2号）でありますけれども、国で創設した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として実施する小中学生家庭学習支援事業に関する補正予算で、5月13日に専決処分を行ったものであります。

補正予算書の1枚目です。歳入歳出それぞれ421万円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億5,240万6,000円とするものであります。

2 ページから 5 ページは省略させていただきまして、6 ページをごらんください。歳入、15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金421万円の追加であります。

7 ページ、歳出です。2 款 1 項16目感染症対策費にオンライン学習サービス使用料として421万円の追加です。6月1日より利用を開始しているところであります。この事業についても全額国庫補助になります。

以上が承認第5号の説明であります。

次に、承認第6号、補正予算（第3号）についてであります。これについては、新型コロナウイルス感染症対策として町が実施する板倉町新型コロナウイルス感染症対応生活支援パッケージのうち、先ほどの補正予算（第2号）で予算化した小中学生家庭学習支援事業以外の10事業に関する補正予算で、6月1日に専決処分を行ったものであります。

専決処分書1枚目ではありますが、歳入歳出それぞれ1億303万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億5,544万5,000円とするものであります。

2 ページから 5 ページは省略させていただきまして、6 ページをお願いいたします。15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,896万1,000円の追加であります。

2 目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金217万6,000円の追加です。

次に、16 款 2 項 2 目民生費県補助金、子ども・子育て支援交付金217万6,000円の追加です。

次に、19 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金2,972万6,000円の追加であります。

次に、7ページ、歳出になります。2款1項16目感染症対策費、補正額1億303万9,000円です。説明の事業名のみご説明いたします。避難所感染予防対策事業940万円の追加です。次に、新型コロナウイルス感染症対策生活支援給付金事業7,274万円の追加であります。次に、ごみステーション管理支援事業82万5,000円の追加です。次に、学童クラブ緊急支援事業652万8,000円の追加です。次に、福祉サービス従事者支援事業30万2,000円の追加であります。

8ページをお願いします。医療従事者、介護・障がい者福祉施設職員等支援事業275万1,000円の追加です。次に、感染症予防対策費支給事業107万3,000円の追加です。次に、事業継続支援給付金事業600万円の追加です。次に、がんばる飲食店応援PR事業140万円の追加です。次に、がんばる事業者応援PR事業55万円の追加です。次に、緊急住宅支援事業48万円の追加です。

9ページです。公共的空間安全・安心確保事業99万円の追加であります。

以上、承認第4号から承認第6号まで、専決処分いたしました板倉町一般会計補正予算（第1号）から（第3号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

初めに、承認第4号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第1号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

青木議員。

○10番 青木秀夫議員 7ページの歳出のところをちょっと。

この説明のところで、郵便料200万円、口座振込手数料というのが350万円となっているのですけれども、これは何件ぐらい想定して、1口幾らぐらいの予算を立てているのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 件数が約5,715世帯であります。そうしますと、単価につきましては確認させていただきますが、件数につきましては5,715世帯を想定した金額であります。個別の手数料につきましては、ただいま確認してきます。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 ちょっと待って。疑問に思ったのは、郵便代ってどのぐらいかかるのかなと思うと……

[「郵便、振込じゃなくて」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 手数料もそうだけれども、5,000から6,000件なのでしょう。そうすると200万円という……

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、ちょっと私勘違いしまして、振込手数料のこののみと思いましたが、郵便料ですと、これは送ると返ってくるの、それから振り込んだ通知ということで3回になりますので、多分82円ぐらいですので、250円ぐらいが1人当たりかかるわけです。それと、振込手数料が今確認

していますけれども、それだけ1人当たりかかるということでもあります。すみません。郵便料のほうを失念しておりました。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 結局郵便料って行って返ってきてまた行くから、3倍になるのだね。すると、そこそこの金額がかかるということなのだ。1回100円といっても、1件300円かかれば、6,000件あれば200万円近くかかると。

こういうのは余ったお金は、全部国に返還するのですね、精算として。この事務手数料約2,000万円、板倉町でざっとかかるのだね。今、国でどこかの……

〔「電通」と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 電通か何かへ委託してやっているとかと言っているのですけれども、こういうお金がかかるのはかかるのだね。事業者継続何とか資金というのは、自治体ではなくて、電通みたいなあいうところに委託して事務をやってもらうということなのでしょうけれども、大体分かりました。だから、余れば、余った金額は事務経費も含めて全部返すわけね。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

〔根岸光男企画財政課長登壇〕

○根岸光男企画財政課長 この事業に当たりましては、3か月間ということですので、8月下旬に事業の精算を行いまして、国とやり取りするということになります。余った分は返還ということになります。

以上です。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 さっき電算委託料は、町でやった格好では費用かからなかったからとかって説明があったみたいですが、そういうのがかからないと、全部国に返還してしまうわけね。一回これは来るのでしょうか、国から約1,900万円。それで、それは板倉町の独自で電算委託料はかけなかったということなのですか。そうすると、そのかからなかった分も全部満額国に返還するということになるのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

〔根岸光男企画財政課長登壇〕

○根岸光男企画財政課長 精算してお返しするということにはなりますが、電算業務委託料につきましては、これは電算会社との調整する中で、委託することによって町民への申請書の送付が遅くなってしまいますので、スピードを求められるということ。それから、こういう緊急時の対応を職員の対応力ということで、その辺もスキルアップする必要があるということもありまして、全職員で各課から5名から10名程度出して、休日に一斉にやったということでもあります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 もう一回、板倉町の努力でそういう経費が浮いても、やはり余れば国にお返しすると。それは職員に残業手当とか休日手当とか、そういった形でそのお金をこっちのお金から回すとかって、そういうことにならないのですか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

〔根岸光男企画財政課長登壇〕



○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

職員等の手当につきましては、支給する部分があります。ただ、やはり全額は使えませんので、またこの電算業務は委託していませんけれども、派遣職員等も数名雇いまして、その辺の対応もしていただいておりますので、その辺で総合的に最終的に調整して精算するということになります。

○延山宗一議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第5号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第2号））についての質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。

小中学生家庭学習支援事業ですけれども、オンラインの学習サービスということですが、これは以前にもお聞きしたことがあるのですが、パソコンの環境整備が整っていない家庭、それについては以前5%か6%ぐらいあるのではないかという説明がありました。それについては6月1日に改めて調査することなのですが、ただもう6月1日から実施しているわけですよね、先ほど説明の中で。そうしますと、全家庭が全部環境整備が整っているということなのでしょうか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

〔小野田博基教育委員会事務局長登壇〕

○小野田博基教育委員会事務局長 各家庭の環境整備の調査でございますけれども、6月1日というのは違いまして、6月にはサプリーを開始しますので、その後調査をかけさせていただきますという答弁をしたということでございます。

それと、そのときに5%から6%というのは、環境設定から端末から何からないという人たちなのですが、その関係につきましては、学校のパソコン教室を開放しますということでかけさせてもらっているということでございます。ちなみに、6月1日、2日、これは分散登校になりますので、半分ずつですので、6月1日にIDのほうを配らせていただいて対応しているということで、各家庭で既に登録等始まっていると、そういう状況でございます。

以上です。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、学校のパソコン教室、そこを開放して、そこで例えば分散登校のときにいろいろやっているということなのですか。

あと、国、県のいろんな情報を見ますと、今年度中にパソコンを各1台子供たちに導入ではないけれども、するという話なのですけれども、板倉町はどういう方針なのでしょう。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、分散登校中にパソコン教室の使用ということでございますけれども、申込みしていただいでどれぐらい、要はパソコン教室も密になってはしようがないのでという部分もありますので、まずは登録作業をするということでございます。

ちなみに、昨日現在の登録の状況なのですけれども、中学校はやはり意識が高いという感じで、昨日現在ではもう既に86%が登録完了されています。各家庭で登録しなければならないので、86%が登録されています。小学校につきましては、約70%弱ということで登録がされていますので、配って1週間弱ですけれども、そういう状況の中でかなり高い数字で登録はしていただいている。その中でパソコン教室の使用については、まず登録作業が終わって、その次の段階からという考え方でございます。

また、1人1台端末、これにつきましてはあしたの一般質問等もありますけれども、今現在進めているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○延山宗一議長 そのほか質問ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第6号 専決処分事項の承認について（令和2年度板倉町一般会計補正予算（第3号））について質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 今回の補正予算、専決処分につきましては、全議案ともコロナ対策、感染症対策の予算であります。これは急を要するというので、当然専決処分に該当するのかなと思います。

その中で1号、2号については、国の恐らく委託事業という考え方で、国は100%事業費を持ちますよという内容だと思いますが、3号については、これは町事業ということの理解でよろしいのかどうか。そういうことの裏づけといたしまして、国と県で約70%、町が30%を基金から繰り入れると、そういう事業の性格

なのですが、その辺の同じ感染症対策の事業でありながら、国の交付金、補助金が違うのはどういうことなのか、その辺の説明は国はどういうふうにしているのかお願いしたいと思います。

それと、例えば3号の町がやる事業については、国はある程度のルールを決めて、自治体の規模によってある程度事業の枠を定めて、その中で事業執行してくださいというルールがあるのかどうか、その辺の内容についてもお願いしたいと思います。

それと、基金から約3,000万円今回取り崩しておりますけれども、今現在で中止せざるを得ない事業、町の予算が議決されているながら、どうしても中止しなくてはならないという事業は、大体どれぐらいの事業があるのか。また、概算で結構ですが、その予算額としてはどれぐらいの予算額に概算なっているのでしょうか。その辺の予算の整理については、コロナがある程度落ち着かないと、予算整理もなかなか難しいところでありましょうが、取りあえず今回については、基金取り崩しということで対応するということなのでしょうけれども、最終的にはその辺の調整も、細かく言えば町長の交際費も、三十何回分の平均約5,000円でしょうから、そういうものも減額になるということもあるので、その分をコロナ対策、今回取り崩した3,000万円と比較してどうなのかなというのがありますので、それは細かいところについては後日なのでしょうけれども、今どれぐらいの事業が中止になって、町の予算としてどれぐらいの予算が執行できないのかというのが、概算分かりましたらお願いします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、初めにパッケージの関係でのことでありまして、国からのこの関連での地方創生臨時交付金の板倉町への交付額は約7,300万円です。今回が単費を入れての約1億円程度の事業費になるわけですが、これについては国の考え方としまして、この地方創生金の用途を地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施していただきたいと。感染拡大の防止策、医療提供体制の整備、地域経済、住民生活の支援ということで、7,300万円プラス町の事業費を入れて、その対策を講じてほしいというようなものが地方創生臨時交付金であります。そういうことで、7,300万円の国からの経費に対して町の予算を追加して、生活支援パッケージということで19目を練り上げたということになります。

それから、コロナの関係での中止するような事業、現在それはまとめておりませんが、イベント等が中止になると思います。板倉まつりあるいはスポーツフェスティバル等いろんなイベントが中止になっております。また、各団体の総会あるいはバスの研修、そういうものも減っておりますが、まだその辺のまとめはしておりませんので、内容について現在報告はできません。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 地方創生交付金については、これは国が算定して板倉町については7,300万円ですよという、町が申請して、その事業内容を検討して国が決定したということではなくて、額で決めてきたのでしょうか。そうすると、では明和町、館林市、おのおの額が違うということになるのでしょうかけれども、これは人口規模とか自治体の規模は全く明示されないで、国は金額でこの金額の範囲内もしくはそれにプラスしてやりなさいという仕事なのでしょうか。

あとは、中止せざるを得ない事業については、細かいものはいいのですけれども、スポーツフェスティバ

ルだとか板倉まつりだとか、結構大きな予算をかけてやっていた事業については、大体どれぐらいなのでしょうか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今、最初の質問で、自治体によって向こうがあてがいぶちみたいなの、1兆円を全国の規模、町村数で単純に割ったという数ではないようです。地方交付税分配を基にしたり、したがって板倉町が7,300万円ほど、大泉町は四千何万円、特定の計算式があるようですが、明和町が約5,000万円、千代田町が約5,000万円で、板倉町が例えばそれに町の単費を含めて3,000万円ちょっと、1億1,000万円の総事業費に仕上げているんですが、この間テレビなどで見ますと、千代田さんは5,000万円ぐらい。だから、もらったお金でいいあんばいにやりくっていくというところなんです。それは他町の批判になってしまうかどうか分からないので、あまり言及はしたくないのですが、いろいろ考え方はあるようでございます。大泉さんが冒頭、郡内の町村からもっては、いち早く26事業をぶち上げたのです。我が町はやると。そのときは全くまだほかの町村は、そういう多分幾らかの種銭が国から来るだろうという情報があったがために、それが来てから、どのくらい来るのかということも含めて、それから考えようという段階でしたが、多分推測ですが、大泉さんは何かのルートで先取りして、26事業で5,000万円の事業をやったと。それが上毛さんも含めて一番最初だったですから、大々的に。

ちなみに、隣の邑楽町さんは3億3,000万円ぐらいのいわゆるパッケージを打ち出したとか、その町によって特別な考え方を踏まえた上でやっているところもあります。なぜ邑楽町が特別大きく打ち出したかという、先ほど荒井英世議員が質問した各町へパソコンを予定するという群馬県の知事が多少話をし出した頃が、ちょうど議論を煮詰める邑楽町さんとしてはその時期でしたので、間違いなくそれは行われるだろうということを見込んで、町で単独で先にパソコンでも何でも用意して、何か月か後に、今年度中にそのお金が来るだろうというようなことを見込んだ上で、先取りしてそういう事業を取り入れたとか。

我が町は、例えばオンラインについては、先ほども説明したとおりでありまして、取りあえず早くあるいは再開したと同時にできれば、子供がやりたい子供あるいはできない子供、いろいろあるわけですが、調査した上、四、五%であれば、学校の学習室で対応可能ということで、取りあえずはパソコンであれスマートフォンであれ、いろいろ同じ条件ではないけれども、先に始め、その後県の政策、国の政策でパソコンを1人1台というような形に対しての予算づけが来れば、それに対してそちらへその後移っていこうというのが、先ほどの答えになっているはずであります。

そういうことで、基本的には国の考えた式で割り当てられたということで、板倉町の7,300万円、館林市はそこそこもちろん大きいとは思いますが。

以上。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、この地方創生臨時交付金につきましては、議員おっしゃるとおり申請して、その額が認定されての額ということではなくて、国のほうで交付限度額ということで示されております。その根拠はあるのですが、ちょっと計算が分かりません。人口、そして財政力、感染症の状況というこ

とのようです。それに基づいて計算された額が、板倉町で7,317万円ということであります。近隣ですと、明和町が5,100万円、千代田町が5,000万円、大泉町が4,600万円、このような状況でありますので、限度額の計算式はちょっと分かりませんが、そのような感じであります。

中止せざるを得ない事業等につきましては、先ほど申し上げましたとおり、詳しいことはまとめておりませんが、例えば板倉まつりであれば、一般会計の計上が450万円ですので、それにつきましては事業執行されない、そういうようなことでありまして、今後その辺のまとめはしていきたいと思っております。

以上です。

[何事か言う人あり]

**○根岸光男企画財政課長** この19日につきましては、まず町課長会議の中で本当に困っているところはどこだというようなことで、各課でその内容を検討しろというような指示がありました。もともとこの事業につきましては、緊急性ということで連休明けに事業の通知が来て、それをスピード感を持ってということでありましたので、本当に10日ぐらいでまとめなければならないという、そういう状況でありました。そういうことで各業種で困っているところを、各課でどのようなことができるかということとを挙げまして、それを課長会議でもんで最終的に決めたものでありまして、国のほうで幾つかモデルが出ておりました。そのモデルの中のものも当然参考にしたり、また近隣でやっているものも参考にしたり、町独自のものもありますけれども、そのようなことで国のほうでかなりの数の事例を挙げて、その辺も含めての各課での検討で積み上がったものであります。

**○延山宗一議長** 今村議員。

**○8番 今村好市議員** 分かりました。国は大ざっぱな対応と、国民全体に対してどうするかと。地方の事情によって、細かい部分については各自治体が、国が金はある程度出しますからやってくださいという制度かなというふうに思っております。

先ほど郡内の今回の金額を見ますと、交付税の算出根拠を使っているような気がいたします。交付税の少ないところについては少ない、交付税の多いところはそれなりと。あとは感染の状況を見てプラスアルファが出ているのかなという、そんな感じをしておりますが、いずれにしても板倉については1億円ということで、町についても人口規模についてもそれ相応の細かい対策かなというふうに理解しておりますので、ありがとうございました。

以上です。

**○延山宗一議長** そのほかありますか。

[「なし」と言う人あり]

**○延山宗一議長** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**○延山宗一議長** 討論を終結いたします。

これより承認第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩を行います。

休 憩 (午前10時26分)

---

再 開 (午前10時40分)

○延山宗一議長 再開いたします。

---

○承認第4号の追加答弁

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、先ほど青木議員の質問に対してお答えできなかった部分をご報告させていただきます。

先ほどの定額給付金の銀行への振込手数料につきましては、全国統一で110円ということになっております。当初予算のときにはその額が決まっていなかったもので、一般的な振込の額ということで計上しておりましたけれども、振込段階で110円ということで決まりましたので、ご報告いたします。

以上です。

---

○議案第23号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第23、議案第23号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 お疲れのところではありますが、続いて議案第23号についてご説明を申し上げます。

板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例ということであります。本案につきましては、群馬県が定める労務及び技術者単価における特殊作業員の単価が本年4月に改定されたことに伴い、この単価に基づいて算定しております町職員が邑楽東部第1排水機場において行う排水作業等に従事したときに支給いたします災害応急作業等手当額の改定を行うものであります。

改正内容は、災害応急作業等に従事した時間1時間当たりの手当額でございます。平日の午前5時から午前8時30分まで及び午後5時半から午後10時までを、時間当たり3,391円、午前零時から午前5時まで、夜中の12時から朝方の5時まで及び午後10時から午前零時までを4,069円とし、休日の午前5時から午後10時までを3,662円に、午前零時から午前5時まで及び午後10時から午前零時までを、休日については4,340円に定めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

この件につきましても県の指定する金額を做うものでありますので、担当課長説明はございません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。  
これより議案第23号について採決いたします。  
原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。  
よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第24号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第24、議案第24号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第24号でございます。提案理由、板倉町税条例の一部を改正する条例についてということで理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた納税者への対応を行うため、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布、施行されました。このため、板倉町税条例を改正する必要が生じたため、改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、固定資産税においては、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る軽減措置や生産性向上に向けた特例措置の拡充、軽自動車税においては、環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収においては、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで最長1年間徴収を猶予できる特例を創設、個人の住民税につきましては、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置のさらなる延長や寄附金税額控除の改正を行うものでございます。時節柄ということでの国民に対する負担の軽減措置の一端の税措置であります。

以上申し上げましたが、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても以上のとおりでございますので、担当課長の改めての説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第25号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第25、議案第25号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第25号 板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルスに感染した、またはその疑いがある被用者に対し、傷病手当金の支給ができるよう所要の改正を行うものでございます。具体的には、第7条の次に傷病手当の支給に関する規定として、第7条の2、第7条の3、第7条の4を追加するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願い申し上げます。

同じく担当課長の説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。

この国保加入者の傷病手当金、これは重要な施策だと思っておりますけれども、対象者として国保に加入している方で給与の支払いを受けている者ということですが、そうしますと国保の加入者、ご存じのように自営業とか無職とか年金生活者、それから非正規労働者、パートの方ですけれども、自営業の方は給与というよりそれ以外でしょうから、恐らく非正規労働者とパート、それから無職の方、そういった方が該当してくると思っておりますけれども、これのまず例えばコロナに感染した方、それからもう一つ、その疑いがある方ということですが、これは申請方式ですから、こういった形で申請するのか。当然医師の意見書とか、そういったものは必要だと思いますけれども、まずその辺が1点。

それから、支給を始める日ですけれども、令和2年1月1日、遡及されます。規則で定める日とありますけれども、この規則で定める日というのはいつまでなのか。

それから、もう一点ですけれども、周知の関係、当然町のホームページあるいは広報紙、そういった部分で周知すると思っておりますけれども、できるだけ例えば周知のほうを徹底していただきたいと思っております。



ども、その3点いかがでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。

荒井議員からのご質問でございますが、まず1点目の申請ということになります。こちらにつきましては、個人の申請になりまして、そのときもちろんお医者さんにかかった場合はお医者さん、かからずに自宅待機した場合であっても、その事業者がそういった意味で休業していたというふうに認められる場合は、それでもいいというような。厳密に言いますと、一番難しい申請になりますと、1回の申請で4枚ぐらいの申請書が必要になってきます。最も簡単だと2枚ぐらいということになっています。

次に、支給の関係ですが、こちら条例で定めてありますが、令和2年1月1日となっておりますが、今後の状況によっては期限が変わることもあるということで、規則のほうで9月30日というふうに定める予定となっております。周知につきましては、もちろんこれを議決いただいた後に、町の広報及びホームページ等で周知はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 そうしますと、その支給の関係ですけれども、今の段階では9月30日だけれども、今後の状況次第でさらに延びる可能性があるわけですね。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 状況次第では延びる可能性もあります。

○延山宗一議長 ほかにありますか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。お願いします。

先ほどの荒井議員の質問と同じような内容になるのですが、国民健康保険の農業従事者、いわゆる事業主に給料をもらっていないような立場、自分が事業主というような状況のときに、給与体系というのが明らかにならない方がいらっしゃるかなと思うのですが、そういう場合なんかの算出方法については、国のほうから事案等が出ているのでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問でございますが、これにつきましては被用者ということで、あくまでも事業主の方には出ないということになっています。青色申告、白色申告の場合も被用者、給与が払われている方についてが対象ということになっています。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 ということは、事業主についてはどういう、ちょっと勉強不足で申し訳ないのですが、国民健康保険については雇われている立場の人の対応と。事業主さんがもし感染して仕事に就けないような場合、仕事内容は農業の場合は大体同じ仕事内容になるわけですが、その部分の対応に

ついてはどういったあれがあって、どういう算出方法になってくるのか、分かる範囲でお願いします。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問でございますが、その個人個人で違ってくるとは思うのですが、青色申告等で事業主に対しても給与とかそういうのが出ていけば、もちろん被用者ということで対象になりますが、全くの個人で自分の事業収入となると、今のところそのための通常の保険ですと、この傷病手当金というのは設定はされているのですが、国民健康保険の場合はいろんな方がいるということで、特に財政的に余裕がある場合だけが設定できるということで、大体の市町村では国保は設定していなく、今回に限り設定した場合で支払った場合については、全額国庫補助ということもあって設定したような状況で、あくまでも被用者、給与収入の方ということで、給与でない方については、今回の対象にはならないということになります。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 となると、一人農業者、家族経営で家族に金を払っている人で家族が罹患した場合には、傷病扱いされるわけですけども、一人農業者で自分が事業主、自分も雇われ人というような場合には、これは対象にならないという考え方でよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 その場合は、その方が被用者という扱いではないとすれば、対象にはならないということになります。

○延山宗一議長 よろしいですか。そのほかありますか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第26号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第26、議案第26号 板倉町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第26号でございます。板倉町介護保険条例の一部を改正する条例ということ  
であります。

本案につきましては、令和2年3月30日に介護保険法施行令が一部改正され、同年4月1日から施行され  
たため、本条例についても同様に一部改正を行うものであります。

改正の内容は、令和元年10月の消費税率引上げに伴い、平成27年4月から実施してきた低所得の介護保険  
第1号被保険者に対する介護保険料の軽減を完全に実施するものでございます。所得段階が第1段階から第  
3段階に該当する方につきましては、令和2年度の保険料基準額に対する負担割合を変更し、保険料を軽減  
するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

これについても担当課長の説明は改めて予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第27号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第27、議案第27号 板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第27号であります。板倉町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定  
める条例の一部を改正するという条例についてであります。

本案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行  
に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施権限が拡大されたことから、本条例の一部を改正するもので  
ございます。

改正の内容といたしましては、放課後児童支援員となるための研修を行える者として、中核市の長をさら  
に追加するほか、条例の題名中「設置」とあるものを、国の省令題名に合わせた「設備」に改めるものでご

ざいます。

以上でございますので、よろしくご審議いただいた上、ご決定いただければと思います。

同じく担当課長の説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第28号 板倉町役場旧庁舎解体工事（1工区）の契約について

○延山宗一議長 日程第28、議案第28号 板倉町役場旧庁舎解体工事（1工区）の契約についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第28号でございます。板倉町役場旧庁舎解体工事（1工区）の契約についてということとあります。

本案につきましては、板倉町役場旧庁舎解体工事（1工区）の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本工事の契約金額、契約の相手方について説明いたします。契約金額につきましては3,113万円、うち消費税283万円でございます。契約の相手方につきましては、株式会社ハツガイでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 まず最初に、財務規程の中だと、恐らく契約金額5,000万円というのが議会の議決要件の中にあると思うのですが、今回建設工事ではなくて解体工事であるために、3,000万円以上という話になるのでしょうか。その辺の内容について、第1点お願いいたします。

それと、工区分けをしているようですが、工区分けをする理由についてお願いいたします。

それと、参加業者、一般競争入札ですので、業者名も恐らく公表して問題ないと思うのですが、参加業者

と業者名、それと札については何回の札で落札したのかお願いいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

まず、1点目でありますけれども、財務規則に基づいての契約案件ということで、これについては予定価格5,000万円以上ということでありまして、この入札に関しては予定価格5,000万円以上ということでありまして、

次に、工区分けの理由であります、これについては5月21日の全協でご説明いたしましたが、この旧庁舎の解体、本庁舎、西庁舎、そして第二庁舎、第3駐車場ということであります。この入札公告する段階では、まず第1工区として本庁舎と西庁舎、それから第3駐車場を第1工区としています。第二庁舎につきましては、地権者との協議の中で、ここを第2工区ということ当初は考えておりましたけれども、まだ協議が調っていなかったということで、第1工区、第2工区という2つに分けてやる予定でありました。しかし、この後の案件で出てきますけれども、第二庁舎の部分につきましては地権者の要求が最終的に固まりましたので、そこで第2工区ということではなく、第1工区のみということになっているわけでありまして、

それから、参加業者名でありますけれども、8業者参加しております。この落札した株式会社ハツガイ、入札額が税抜き2,830万円、ほか7者ですけれども、株式会社BSサポート3,200万円、小曾根建設株式会社3,950万円、株式会社徳川組4,180万円、株式会社中道組関東支店4,800万円、株式会社永島建設工業4,950万円、柳瀬建設株式会社4,990万円、佐田建設株式会社5,700万円という8者からの入札があったわけです。

以上です。

[「入札方法は一般競争入札でやったの」と言う人あり]

○根岸光男企画財政課長 そうです。一般競争入札で行いまして、5月26日に開札いたしまして、1回目の開札で落札であります。

以上です。

[「予定価格というのは」と言う人あり]

○根岸光男企画財政課長 予定価格につきましては7,332万円でありまして、落札率は38.59%であります。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 落札率が50……

[「30」と言う人あり]

○8番 今村好市議員 30、そうだよ。7,000万円と3,000万円だよ。かなり開くのだね。一般の建設事業としてではなくて、解体事業というのはよく分からないのですけれども、設計が正しいのか、札が正しいのか、それでできるのだから正しいのでしょうか、設計額イコール今予定価格でしょうか、結構幅があるので、半分ぐらいできてしまうというのは、その辺はやむを得ないのか、よく分からないところがあるのですけれども、どんな感じ。これでできるのならできるでいいと思うのですけれども。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当然私の名前で要請するわけですから、そのために役場側で設計するわけです。幾らぐらいの予算を取ったらいいかと。特にほかの建築関係とか建設関係とか道路関係とか、いろいろありますが、それらと比較して過去例えば南の幼稚園とか保育園跡とか、いずれも相当な低率であるということ踏まえた上でも、半分以下なんていうのは、それはありがたいことだけれども、それでも全て一応法にのっとりた上での捨てる場所とか、全ての面を前提とした上での入札ですから、安くても心配はないのだろうというふうに感じております。

ただ、いわゆる発注する側が倍も見込むということについては、いわゆる今指摘がありましたように設計の部分でいささか、ちょっと言葉はきついのですが、職員に対して町民のお金を支出するわけだから、初めから予算的には予算書に載るわけです。この事業費はおおむね7,000万円なら7,000万円を予定していると。それは縦覧が可能であるので。ということをする、もう少し真剣に設計しなさいということは、もちろんありがたい面でもあるのですが、注意もいたしたところであります。それに対しての返事は、非常に解体については俗に言うブックというか、標準になるようなものもあまりないということも含め、想像を超えることがたびたびあるというようなことをございまして、やむを得ずという形かなと。それにとっても町としてはよろしい方向でのやむを得ずということでもありますので、よかったと、一応そういう判断をいたしているところであります。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 先ほど話が出ておりますとおり、7,300万円の設計で予定価格から100円でも200円でも下がっていけば、要は落札してしまうのです。そうすると、例えば7,300万円だけれども、6,300万円を札を入れて落札した場合は、6,300万円ですってしてしまうわけです。今回については3,100万円ですから、3,000万円も違ってきてしまう。同じ事業で、そういうものが場合によっては出てきてしまう可能性もあるということなので、安ければ安いほど、建築と違ってきちんと処分していただいて、更地できちんと戻してもらえば要はいいわけですから、安いほうがいいのですけれども、そういう危険性も含んでいるのかなというふうに思いますので、設計についてもうちょっと、国、県の基準でやっているのしょうけれども、板倉町だけ見直すというわけにもいかないのしょうが、昔みたいに予定価格を町長が判断してつけられるという時期と違ってしますので、その辺は少し研究する必要があるのかなというふうに提言させていただきます。

○延山宗一議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議案第29号 財産の無償譲渡について

○延山宗一議長 日程第29、議案第29号 財産の無償譲渡についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 同じく議案第29号であります。役場の旧庁舎、第二庁舎のほうの係に具体的にはなるということの財産の無償譲渡についてであります。

本案につきましては、公有財産を無償譲渡するに当たり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

無償譲渡する財産、相手方、理由について説明させていただきます。無償譲渡する財産につきましては、役場旧庁舎の第二庁舎敷地内にある建物3棟になります。1つ目は、平成3年建築の軽量鉄骨造り、延べ床面積525平方メートルの第二庁舎そのもの、2つ目は同敷地内西側にある昭和61年建築の軽量鉄骨造り、延べ床面積52平方メートルのバスの車庫、それから3つ目はバス車庫の東隣にある喫煙場所も含んだ、当時の喫煙場所もその東の一角にあったわけですが、バス車庫の東隣にある昭和62年建築の軽量鉄骨造り、延べ床面積125平方メートルの公用車車庫という、その以上の3棟でございます。

譲渡の相手方につきましては、当該土地の地権者であり貸主である田部井茂二氏でございます。譲渡の理由につきましては、当該土地の地権者である貸主の田部井茂二氏と借主の当町との間で締結しております土地賃貸借契約約款第11条に基づき、借地の返還方法について協議いたしましたところ、地権者の田部井茂二氏から提示された借地の返還条件、壊さなくてもいいというようなことであるため、これを無償譲渡するものであります。

以上が実態の内容でございます。申し上げましたところでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

担当課長の説明は改めてございませんが、質疑についてはぜひよろしくお願い致します。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第30号 板倉町地域福祉計画について

○延山宗一議長 日程第30、議案第30号 板倉町地域福祉計画についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第30号であります。板倉町地域福祉計画についてということでお願い申し上げます。

本案につきましては、社会福祉法第107条の規定により、地域共生社会づくりを推進するための計画を定めることについて、板倉町議会基本条例第8条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本計画に関しましては、まちづくりの福祉分野の基本理念を定めた地域福祉計画と、地域の福祉団体等の地域福祉活動を定めた社会福祉協議会の地域福祉活動計画及び住民の権利擁護支援のため成年後見人制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する成年後見制度利用促進基本計画を、一体的に策定いたしましたところでございます。少子高齢化の進行や核家族の増加などにより、生活環境や生活スタイルが変化し、地域のつながりが希薄となり、地域で生活する上で多様で複雑な課題が起こっております。これらの課題を解決し、地域で暮らす誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指すには、地域に暮らす誰もがお互いに協力し、支え合うまちづくりが必要となります。本計画は、行政、民間、住民それぞれが地域福祉活動を推進し、地域共生社会づくりを目指すものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、細部につきましては担当課長から説明させる用意がございますので、まずは説明をお聞きの上、よろしくご審議いただきますよう、そしてご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 橋本福祉課長。

[橋本宏海福祉課長登壇]

○橋本宏海福祉課長 それでは、板倉町地域福祉計画についての細部につきまして、概要版資料によりご説明申し上げます。よろしくお願いたします。

本計画は、先ほどの町長の提案理由の説明にありましてとおり、社会福祉法第107条の規定により、町の福祉の基本方針として定めるものでございます。また、今回これからの町の福祉行政をより丁寧で、かつ効果的に推進するため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と権利擁護の指針となる成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定いたしました。

1ページをごらんいただきたいと思います。まず最初に、私たちの暮らしを取り巻く現状ですが、少子高齢化の進展など社会情勢の変化により、自殺やホームレス、虐待、ひきこもりなど新たな社会の問題が増えています。一方、家族の在り方も時代とともに変わり、核家族化の増加や、さらに一人一人の価値観の多様化により、隣近所や地域の住民のお互いに支え合うという機能が弱まってきています。

このような変化によって、子育てと親の介護を両方同時に行うダブルケアや、高齢で年金以外の収入がない親とひきこもりで無職の子供が同居する8050問題など、複雑で解決が難しい問題が増えています。そして、つながりが弱まる中で孤立し、生活に困っている方に適切な支援が届かないことにより、痛ましい結果を招



いている事例も見えています。このような問題は、行政と地域の方々の協力がなければ解決できません。この問題を改善し、安心して暮らせるまちを目指していくための指針が、今回策定いたします板倉町地域福祉計画・地域福祉活動計画でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。地域福祉計画とは、社会福祉法第107条の規定により町が策定するもので、町民の皆様のご意見を伺いながら策定しました。今後の板倉町の地域福祉を総合的に推進するための理念や仕組みをつくる計画でございます。地域福祉活動計画とは、社会福祉法第109条の規定により、社会福祉協議会が策定する地域福祉を推進するために町民や関係機関の地域活動や行動の在り方を定める計画でございます。

計画の骨子でございますが、自分自身で問題を解決する自助で対応できない地域住民の身近な課題を、地域の行政、ボランティアなどで解決する互助や、医療や年金、介護保険などで解決する共助で支え、さらに行政の様々な福祉サービスで解決する公助で支えるというぐあいに、地域と行政が共に支え合うことによって、誰もが地域で自分らしく暮らしていける地域行政社会を目指すものでございます。このことから、町民の皆様にごどのような要望があるのか、課題や問題点があるのか、現行の制度で満足されているのか等々を把握し計画に反映させるため、町民アンケートを実施し、計画策定の基礎といたしました。

3ページをごらんいただきたいと思います。計画の基本理念と基本目標ですが、令和2年度よりスタートしました板倉町総合計画の基本理念、「地域で支えあう安全なまちいたくら」を踏襲し、「だれもがともに支え合う安心して暮らせるまちいたくら」の基本理念の下、3つの基本目標と10の基本施策を定めました。

4ページをお願いいたします。具体的な目標と施策についてのご説明をいたします。これらの施策の展開については、町民や地域、行政、社会福祉協議会、それぞれの役割や取組を示すことで、この計画の実効性や効果を高めることを目的とするものでございます。

まず、基本目標の1、「いたくらの地域福祉を担う人づくり」の基本施策の1の地域住民の福祉意識の育みですが、町民や地域の方々に取り組んでいただきたいこととしまして、福祉に関する情報、行事、勉強会等に興味を持ち、福祉について理解をお願いいたします。家族で福祉についての話し合いをお願いいたします。行政の取組としましては、地域福祉への理解と関心を高める啓発を推進します。学校や社会福祉協議会などと連携し、福祉学習、福祉教育を推進します。募金活動などを通じ福祉の心を育み、意識を高めることを目指します。社会福祉協議会の取組としましては、地域福祉の必要性を分かりやすく伝え、理解と関心を高める啓発を行います。体験学習などを通じ、福祉への理解を深めるため、社会福祉協力校普及事業を推進します。歳末助け合いなどの募金活動を通じ、寄附文化の心の育みを目指します。音読サービス団体支援を行うなど、視覚障害者への情報提供を推進いたします。

次に、基本施策の2、地域福祉の担い手づくりで、町民や地域に取り組んでいただきたいこととしまして、行政区、民生委員・児童委員など地域福祉活動への理解を深め、その活動に協力をお願いします。地域での支え合いのためにボランティア活動に関心を持ち、活動への参加をお願いいたします。行政の取組としては、民生委員・児童委員の活動の支援を行います。認知症サポーターなど様々な福祉人材を養成します。ボランティア活動を促進する社会福祉協議会の支援を行います。社会福祉協議会の取組としては、実習生の受入れや手話奉仕員の養成など、新たな福祉の担い手の活動の支援を行います。ボランティア活動の普及を図るため、啓発や支援を行います。

基本施策の3、地域コミュニティ団体の強化で、町民や地域に取り組んでいただきたいこととしまして、行政区に積極的に加入し、活動への参加をお願いします。積極的に交流の場に参加し、地域の方とのつながりを深めていただきたいと思います。行政の取組といたしましては、行政区等の地域コミュニティ団体活動の支援を行います。地域コミュニティ団体との連携を強化します。通いの場などの交流の場の設置、運営の支援を行います。社会福祉協議会の取組といたしましては、コミュニティサロン等の普及、充実を図るため、地域支援事業を強化します。

基本目標の2でございます。「みんなが自分らしく暮らせるしくみづくり」の基本施策の1、包括的な相談と連携で町民や地域の方に取り組んでいただきたいこととしまして、1人で悩まず、相談窓口や民生委員・児童委員などに早期に相談してください。行政の取組といたしましては、社会福祉協議会が設置する総合相談窓口、なんでも福祉相談についての周知と、関係課と社会福祉協議会と連携強化を図ります。包括支援センターを中心に早期受診のための相談対応を行います。ボランティアなど福祉関係機関の連携強化を図ります。障害者相談員など相談支援体制を強化します。オレンジカフェなど相談しやすい場を確保します。社会福祉協議会の取組としましては、総合相談窓口、なんでも福祉相談できめ細かな対応していくことを目指します。相談しやすい窓口、オレンジカフェ、社協を開催いたします。地域ケア会議等の社会福祉関係機関の連携を強化します。苦情解決責任者や第三者委員を設置し、苦情解決窓口による対応を行います。老人クラブなど社会福祉団体の事務や運営を支援し、福祉関係団体の連携強化を推進します。

5ページをお願いいたします。基本施策の2、福祉サービスの充実で、町民や地域に取り組んでいただきたいこととしまして、町の福祉計画に興味を持ち、福祉のサービスについての知識を深めてください。行政の取組としては、介護保険事業、障害者の自立支援事業など安心して利用できる福祉サービスの充実を図ります。民生委員や社会福祉協議会の活動を支援することで、地域福祉活動の財源の支援を図ります。社会福祉協議会の取組といたしましては、日常生活支援など安心して利用できる福祉サービスの充実を図ります。地域福祉活動の財源として募金活動を推進します。介護保険事業、障害者福祉事業の質の向上により、在宅福祉サービスの推進を図ります。安全安心な学童クラブの運営など、児童福祉の充実を図ります。

基本施策の3、福祉サービスの利用の促進で、町民や地域に取り組んでいただきたいこととしまして、町や社会福祉協議会が発行、発信する情報に必ず目を通してください。行政の取組といたしましては、利用する側に立った分かりやすい福祉情報の提供の充実を図ります。成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発を行い、権利擁護を推進します。社会福祉協議会の取組といたしましては、社協だよりの充実を図り、福祉情報の提供の充実を図ります。支援員等による福祉サービスの利用援助を図り、日常生活自立支援事業の推進を図ります。

基本施策の4、生きがい・健康づくりの促進で、町民や地域に取り組んでいただきたいこととしまして、健康に関心を持ち、健康づくりに取り組んでください。行政の取組といたしましては、各種健診事業や生活習慣病予防教室などを行い、健康づくりを推進します。健康づくりの意識が高まるよう、通いの場などの活動を支援します。社会福祉協議会の取組といたしましては、老人福祉センターに健康運動器具を設置し、高齢者の体力維持や身体づくりを支援します。

基本目標3、「みんなで支え合う安心・安全の地域づくり」の基本施策の1、支え合う地域づくりで、町民や地域で取り組んでいただきたいこととしまして、支援が必要だと思う場合は、板倉町避難行動要支援者

名簿への登録をお願いします。日頃から近所との関わりを持ち、地域での気づきに心がけてください。行政の取組といたしましては、板倉町避難行動要支援者プランの推進体制強化など、災害時の要支援者を支える取組を強化します。地域の見守り、ボランティアの推進など、地域の見守り体制の充実を図ります。生きがいつくりや介護予防事業を推進し、高齢者が高齢者を支えられるような地域づくりを目指します。社会福祉協議会の取組といたしましては、町と連携を強化し、災害時の要支援者を支える取組を強化します。配食サービスを通じ、地域の見守り体制の充実を図ります。

基本施策の2、地域に住む方の交流の促進で、町民や地域に取り組んでいただきたいことといたしまして、積極的に交流の場に参加して地域の方とのつながりを深めてください。行政の取組といたしましては、通いの場などを積極的に支援し、地域の交流活動の促進を図ります。社会福祉協議会の取組といたしましては、介護体験学習などを通じて、高齢者と児童生徒の交流を促進します。地域活動支援センターの事業を通して、地域の方と障害者との交流を促進します。

基本施策の3、災害に強い地域づくりで、町民や地域に取り組んでいただきたいこととしまして、災害時に情報を得るための準備をし、地域の防災訓練に参加してください。避難方法を考えたり、マイタイムラインを作成し、家族で共有してください。行政の取組といたしましては、自主防災組織の機能強化や防災ラジオの配備など、災害への備えの強化を図ります。ハザードマップの作成やマイタイムラインの普及啓発など、一人一人の災害への備えの支援を図ります。社会福祉協議会の取組としましては、各施設にて避難訓練の実施や備蓄品を整備し、高齢者、障害者等への支援体制を整えます。

6ページをお願いいたします。続きまして、成年後見制度利用促進基本計画についてご説明申し上げます。福祉サービスを利用するには、利用する方が情報を集めて、どの福祉サービスを使うのか考え、その上で契約を結ばなければなりません。しかし、様々な理由で判断能力が十分でない方にとって、これは難しいものです。そういった方々が地域で安全安心に暮らしていくために、契約や金銭面での手助けをすることが権利擁護支援です。また、その手助けを行う方が成年後見人等です。認知症高齢者や独り暮らしの高齢者、障害者などの生活上の支援が必要な方に、このような成年後見の仕組みがより利用されることが求められています。このことから本計画を定め、基本目標である「地域で支え合い権利と利益を守るまちづくり」を実現するために、3つの基本施策を展開するものでございます。

基本施策の1、権利擁護支援のネットワークづくりにおいては、中核機関の整備促進、地域連携のネットワークの構築、協議会の設置、担い手づくりを目指します。

基本施策の2、安心して利用できる環境づくりにおきましては、成年後見制度の周知啓発、不正防止の取組の充実を目指します。

基本施策の3、利用者がメリットを実感できる制度づくりにおいては、成年後見制度の利用支援、利用者本人の意思決定の支援及び身上保護を目指すものでございます。

7ページをお願いいたします。計画の推進についてですが、町民が抱える生活課題を解決し、共に支え合い安心して暮らしていくまちをつくることは、下の図で示しますように住民と行政と社会福祉協議会と様々な団体が一丸となって、自助、互助、共助、公助の下支え合うことが実現されるものでございます。一人一人が地域福祉の主役となるものでございます。

また、この計画を進捗管理する体制につきましては、この計画の点検評価を策定懇談会におきまして、P

DCAサイクルに基づいて実施いたします。計画（プラン）を立てて、それを実行（ドゥー）、（シー）進みぐあい（チェック）して、見直し・改善（アクション）を行うという4段階を繰り返し行います。評価の時点で各施策の実施状況を明らかにし、次の改善につなげるものでございます。

以上、雑駁でございますが、説明を終わらせていただきたいと思います。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

議案第32号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○延山宗一議長 日程第31、議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第33、議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 議案第31号から同33号までにつきましては、令和2年度の各会計の補正予算であります。提案理由であります。一括して説明させていただくようになります。

初めに、議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本補正予算につきましては、第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億6,288万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に294万4,000円、県支出金に134万7,000円、繰越金に261万3,000円、諸収入に53万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費に1,280万4,000円、農林水産業費680万円、消防費に80万円、教育費に165万円をそれぞれ追加し、総務費から876万9,000円、衛生費から420万円、商工費から35万円、土木費から130万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上が令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

次に、議案第32号の令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算につきましては、今年度第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億4,320万6,000円とするものであります。

内容は、さきに議決いただきました板倉町国民健康保険条例の一部を改正する条例により支給が可能となりました、今般の新型コロナウイルスに起因した傷病手当金に対応するための補正予算であります。

歳入につきましては、4款県支出金、1項県補助金に、傷病手当金に係る特別調整交付金分として80万円を、歳出につきましては、2款保険給付費に6項傷病手当金80万円を追加するものでございます。

以上が令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明になっております。

次に、議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算につきましては、条例改正を議決いただきました介護保険料軽減に関する補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

歳入につきましては、繰入金に538万9,000円を追加し、保険料から538万9,000円、同額を減額するものでございます。

以上、令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。

以上、31号から33号までの議案を一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

お話を申し上げた内容でございますが、担当課長の説明はございません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第31号から議案第33号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第33号までの3議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

### ○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 （午前11時42分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 日)

## 令和2年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月10日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について  
日程第 3 議案第32号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 4 議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

### ○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

### ○欠席議員（なし）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
鈴木	優	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者
小野田	博基	教育委員会 教育事務局長
伊藤	良昭	農業委員会 農事事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
小	野	田	裕	之	庶	務	議	事	係	長
伊	藤	泰	年	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	会	事	務	局	書	記



開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○延山宗一議長 初めに、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○延山宗一議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は60分です。

[3番 森田義昭議員登壇]

○3番 森田義昭議員 おはようございます。本日も通告書どおり質問させていただきます。

今日のコロナウイルスですが、当町だけに限らず、日本はおろか、世界中において人々を恐怖に陥れております。ここに来てようやく解決策が来た今日ですが、3月の定例会におきましては、議長の計らいにより緊急に質問させていただきました。今日現在に至っても毎日のようにマスコミ等で問題視されているところでもあります。幸いにも当町におきましても発症者がいないというのは、周りから見れば不幸中の幸い、奇跡かなと思っております。これも昔から言われておりますが、不測の事態を打開する鍵は、大きな組織ではなく小さなつながりにある。何事においてもとは言いませんが、生存を守る仕組みは、行政に委託したままでせず、自らの手で整えなければいけないと何かの本で読んだことがあります。まさにそのとおりかなと思います。もちろん不測の事態とはコロナウイルスだけにとどまらず、あらゆる災害においてでもです。行政に委託したままでは何も始まらない。何も生まれてこない。でも、個人でできることは限度があり限界があります。町の体制、前回の質問で答えをいただきましたが、たしか対策メンバー確定はしていないと言っておりましたが、それはもちろん、あのときの状況では初めて群馬県に発症者が太田市で1人と、あのときの時点というのは3月の定例会の時点ではありますが、発症者が太田市で1人ということで、何となくぴんとくるようなこないような、正直腰の入っていない状況でした。小野寺健康介護課長の答弁で、令和2年2月22日に新型コロナウイルス感染対策会議を開催と聞き、当町では素早い対応に大変心強く思ったものです。日付が令和2年2月22日という覚えやすいこともあって印象に残っております。

そこで質問ですが、あのとき発表していただきました対策メンバーはそのままでしょうか。それと、今までにどのような話し合いがなされたのか、伺えればお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 お答えをいたします。

対策会議のメンバーといたしましては、前回の3月の議会で答弁したとおり変わりなく、あのときが1回目の2月22日ということで実施をしまして、その後2回目としまして3月27日の日に第2回目を実施しました。会議の内容としましては、新型コロナウイルスの国内での感染が拡大する中で、現段階での町主催行事の開催についての対応方針を1回目で決めまして、2回目につきましては、前回の会議で決定した対応方針の期限が3月31日までとしましたので、3月27日に開催をしまして協議した結果、町の対応方針の期限を4月15日までに延期するというふうな決定をしております。この決定についても町民の皆様に対して防災ラジオ、いたくお知らせメール、ホームページ等で周知を図っております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 具体的な方針というのをもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 具体的な方針につきましては、1回目に決まりましたのが、それほど細かい内容ということではなく、町の方針としまして、多くの方が集まる会議、イベント等については、3月31日までできるものは延期、できないものについては中止をする。お願いとしまして、各種団体につきましても、町の決定方針をできるだけ考慮していただき、どうしてもやらなくてはならない会議については、最善の対策をしていただき実施をしてくださいといった内容となっております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 ちなみに、それは国なり県なりのガイドラインに沿って決められたということですか。

○延山宗一議長 小野寺健康介護課長。

[小野寺雅明健康介護課長登壇]

○小野寺雅明健康介護課長 1回目、2回目につきましては、まだそれほど、緊急事態宣言等も出ていなかった関係もありまして、会議に出席していただいた対策会議の前回言ったメンバーの中で話し合っただけで決めたというような状況です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 どちらにいたしましても、感染者が当町から出ていないということで、緊張感がそこまで達しないのかなと思っております。

次に、小中学校の休校についてですが、これも前回、局長に聞いたところ、県単位でなくその町、その市で対応が決定権があると知り、びっくりしたのですが、時の総理がお触れを出したとしても、その事情によるローカルルールが優先されるということでした。決定された事柄の結果について、コロナウイルスだから仕方がないのか、かなりアバウトに追及の難を逃れられる。他の市の話で申し訳ないのですが、総理が日本国中の小中学校を休みにすると言っても、市はそれに準じることなく、当時は我が県内においてまだ発症者が一人もいなく、休校にするほうがおかしいと市は休校とせず、しかし、一番最初にその市から発症者が出た瞬間、全校を休校にした。当時これについて市長が後手に回ったと公に批判されなかったと思うのですが、果たしてこれでいいのか疑問が残ります。当町においては、国に即して休校にしました。国のガイドラ

インに沿ってそれに準じたということです。新年度の始まり方におきましても、国、県、または市町村単位で違ってきているのですが、当町においては、4月8日から4月10日まで午前中授業で、4月11日から5月6日まで臨時休校としました。それを決定したのは、やはり県の教育委員会に準じたということで解釈してよろしいのでしょうか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 板倉町の小中学校の臨時休校に至った経緯ということでございますけれども、ただいま森田議員おっしゃられたとおり、3月2日に安倍首相のほうが春休みまで休校にすると。それで県のほうの教育委員会としても、あるいは県のほうとしても、県立学校についても同様の措置を取ると。それに基づいて、設置者であります各市町村の町長、あるいは教育長等で最終的には決定するというところでございます。そういった中、我が町、板倉町といたしましては、町長、教育長と協議をさせていただいて、県と同様の措置を取ったということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 この件に関しましては、県の教育委員会幹部の意見として新聞報道されたのですが、県教育次長の話で、4月10日付の上毛です。市、町、村に一律の対応を求めるのであった。前回の県内ではばらばらな対応にやはり反省があったのかなとも取れる発言でした。それだけコロナウイルスの威力はすごいといったことを物語っている。最初は、県内には発症者がいなかったのも、やはり県として対応が遅れたのかなと思います、今におきましては。コロナウイルスが誰の責任といった明確化がされない中、これは世界中ですが、当町のリーダーとしましても大変頭を痛め、当町に合った対策を見つけ出さなければならない。それも専門家もいない中ですが、板倉町でも慎重に検討したとありますが、基本は県の指示どおり、ガイドラインどおりということだと思います。いつも質問の中に自分の親戚の話を出して申し訳ないのですが、身内に岩手県在住の者がいます。岩手県はいまだにゼロです。これこそ奇跡だと思っておりますが、何度か電話して、学校はどうかのですか、職場はどうかのですか、また、夜の街はどうかのですかと、興味本位で聞くのですが、あちらはあちらで、自分が第1号になってはしようがないということで、東京以上に自粛しているといったような話を聞きます。自ら自粛をしているということです。

地域によって拡散が違う中、当町に合った対策ですが、お願いするばかりです。マスクですが、全国民への配布となったアベノマスクですが、これなどは機を逸した感じがあります。当町のタイミングは、時としてはよかったのかなと思っております。ちなみに、これによって在庫はもうないということなのですか。マスクを当町に配った。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 当時10万枚の備蓄を、これは邑楽郡内一であります、備蓄量を持っておりまして、時折数字も出しているのですが、第1回目の配布で約7万四、五千枚。その後、こういったところにも必要だろうとか、現在で8万5,000枚を使っておると。したがって、残りがおおむね1万5,000枚、これでは最初の予備がもちろん足りませんので、備蓄になりませんので、その後39円で、いわゆる税込み45円で10万枚購入を

いたしております、現在は約10万枚余ございます。その中からついこの間、6月1日現在で、それまでは自粛ということで行動制限がかかっておりました関係上、小学生等々が登校もできなかったということで、社会そのもの全体が押さえ込まれていたものが、非常事態宣言解除によって、まずは子供たちをということで、学校が動き出したわけでありまして。動き出すということは、3密の状況が、また最も注意しながらであっても懸念されるということでありまして、6月1日に間に合うように幼小中、あるいはその関係職員等々も含めた方々に約9,000枚ぐらい、いわゆる動きに応じてです。それは、恐らく群馬県内でも忘れてしまっ、最初はいち早く配ろうとか、みんなそういう考え方でどの自治体もおったかと思うのですが、我が町については、第2回目をそういう新たな動きでそこにまた発生が心配されるという時期を狙って、特に最も大事な子供たちやそういった方々も含めた関係する部署に配布をいたしましたということでありまして、現在は約10万枚ぐらいの備蓄がございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これから第2波、第3波と、どこまで続くのか果てしがないようで、それでもやっと薬などにもめどがついてきました。光が見えてきた今日かなと思っております。当町より発症者が少なく済むようお願いばかりです。何が何でも自粛に賛成です。それだけ今はコロナが怖いということを知ってほしいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 申し訳ありませんが、そのところは、考え方がもしかしたら同じではないかもしれませんが。自粛、自粛といって、森田議員もご承知かと思いますが、経済が冷え込んでしまったと。人の命を尊重するという意味では、自粛は徹底したほうがよろしいという論理は間違いではございません。正解でありましょう。しかし、片や経済が思いのほか冷え込むことによって、コロナで失う人命よりも経済損失に、あるいは経営困難による自殺等が、同じ死亡者が、違う原因であってもコロナ関連で大きく出るという、そういう論理も片や経済論理の中にありまして、国の現在の自粛解除の方針は、それらをはかりにかけて、両立をいいあんばいにさせていったほうが、総合的に人類、あるいは人間社会の様々な生活様式を解消しながらの方策については、正解であろうという2論あるわけでありまして、もちろん自粛で人命を尊重しないというわけではありませんが、自粛、自粛でどこまで行ったらいいのだろうかという考え方については、私自身も、こんな小さな町の長でも、大きく疑問を持つところでもあります。かといって、人命を守るための最大限の注意をしながら経済をいかに回していくかと。今のところ私のところへ決裁として上がってくる書類、中小企業の関係者の方々、80%、あるいは前年対比、同月対比、90、100、60、相当ひどい状況が業種によっては目の当たりに書類上は見させていただきまして、経営の援助をいただきたい、あるいは運転資金のいわゆる貸与をしていただきたいとか、様々なその裏に要望、あるいは願望が隠れていることを考えますと、来年の板倉町の予算につきましても、税収がどのくらいになるか、それは言い換えると日本国全体のそういった面もあるわけでもありますし、頼みの綱の100万円、200万円が遅れていることによって、今盛んに論戦をされておりますのが、経営者の自殺にでもつながるということも含めると、森田議員はただいま自粛が徹底されることが第一であるということ強調されたわけでありまして、それはそれとして認めながらも、それ

だけでは万全ではないだろうという判断をいたしておりまして、うちの町もついまだ二、三日、私自身も、例えば昨日の冒頭の挨拶でも、ほとんど自粛ということで、いわゆるお金を使う場所が制限をされている。その影響を受けている業態があるとすればということで、こちらで国も県も基本的には旅行へ行ってもらいたい、例えば群馬県の場合であれば日帰り県内とか1泊で県内とか、それに1人5,000円出しますよなんていうお金の使い方まで現在新聞報道されているような状況でありまして、そういったことを考えると、どこまでが自粛が妥当であり、どこまでがそういったバランスを取る上で必要なのかということ考えたとき、我が町にあっては、人数によって町のバスも7月頃から、もし希望があって、そういう意味でバスの中の3密に対してどう対処するか、ホテル、研修をどうするか、そして宿泊の場合、ホテルに行つての、一番意見交換が重要な場所であるが、これも3密ということで、そういったことを十分にいわゆる検討した上でのそういった旅行なら旅行、研修なら研修をやりたいということについては、あえて町としても自粛をしないということは、これからは一定の間、言わないというようなことを発言をしつつあります関係上、微妙な意見の違いであっても、町の姿勢については、傍聴者も入っている関係上でございますので、反論ではありませんが、森田議員の言っていることが正しいのですが、それだけではないのではないのでしょうかということの一つの答弁をさせていただきたいと思っております。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 これからも用心にこしたことはないということですが、今くしくも町長が経済でのお話をしましたので、ちょっとこの間かじった話をします。銀行さんが今、無利子でお金を貸してくれるわけですよ。3年で返せば無利子、5年で返してもそれほど。それで、書類を10枚ぐらい用意して持っていきました。そうしたら、「貸しますよ」と。こんなに用意して、「貸しますよ」。やはり誰でも貸すのだなと思ったら、銀行さんが言いました。「危ない会社には貸しません」と。経済はそんなものなのです、早い話が。よく言いますよね。雨が降っている日には傘を貸してくれないと。晴れている日に傘を貸す。そこは日本の経済かなと思うと、大変情けなくなるのですが、コロナの件に関しては、自分が何をするか、やはり自粛かなと思っております。

それと、ややもするとマスクだけが突出して見られております。これはアベノマスクから来ている感じがあるのですが、実は今も会社の話をしたのですが、うちの会社へもアベノマスクは配達されました。2枚。隣の会社は300人の会社なのですけれども、やはり2枚来ました。これは、本当の気持ちが入っているのか。誰も住んでいない300人の会社に2枚届いた。けんかにはならないでしょうけれども、ここまで来て。その辺が、経済、経済といっても何となくぴんとこない。それよりは自分が死んでしまっはしようがないということで自粛かなと、自分は思っております。感染者が出ていない町ですから、取りあえずマスク。マスクはエチケットぐらいで十分かなと思っております。それと、人と人との間を取ることを、これに尽きるのではないのでしょうか。

次の質問ですが、これも前回したのですが、スクールバスのコースが決められた経緯について前回もしました。局長においては丁寧な答弁いただきましたが、自分みたいにPTAをあまり経験していない、詳しくない人間に、もっと分かりやすい簡単な説明をお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまの質問でございますけれども、前回同じ質問ということで、経緯のほうを話させていただきました。そういった中、教育委員会として決めたこと、これは東小学校、西小学校共にバス2台で2コースということを決めさせていただいて、その運行経路あるいは停留所についての素案を学校とPTAの方々に決めていただくと。それを基に再編準備委員会の下部組織でありますPTA班会議で協議をし、その協議した結果を警察の交通安全課のほうの意見を伺って、最終的には平成30年6月27日の第5回再編準備委員会において経路と停留所、これが決まっていたということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 再編準備委員会で決まったというわけですね。大変分かりやすく、ありがとうございました。自分も目の前が小学校なものですから、直接バスの運転手さん、この間お会いしました。お話をする機会がありました。誠に細やかな話をさせていただいたのですが、運転手さんも全て承知しておりました。これなら子供たちを任せられるのかなと思っております。ただ、運転手さんが、「自分だけじゃないんですよね」と。四、五人いるのですか。「ローテーションでやらせてもらっています」と。その辺の運転手さんの評判などはまだ何も入っておりませんか。入っていなければ別に構わないのですけれども。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 4月にスタートということで、こちらも頑張っているいろいろなものを決定させていただき、バス会社のほうと毎月のように協議をさせていただきながら万全を期していたのですが、このコロナの関係で臨時休校となってしまいましたので、これからが本番ということで、心を引き締めて、スクールバス対応については、対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 次の質問に入りたいと思っております。

今年の3月下旬でしたか、昨年台風第19号、当町を直撃した台風ですが、当町で初めて避難勧告が出された台風の検証報告がされたわけです。その説明から順に質問をしていきたいと思っております。この検証報告は、かなり詳細に書かれていまして、どこかの区長さんより大変お褒めの言葉をいただきました。例えば台風がいつどこで発生したのか。10月6日、南鳥島沖付近ということでありました。マリアナ諸島を西に進みながら、翌7日には大型で猛烈な台風になった。もちろんこのときは大体進路は示されていますが、まさか当町へとは誰も想像すらしなかった時期であります。12日7時に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸とあります。当町においては、10月10日の午前11時に災害警戒本部設置と、かなり早めの対応を取ったのかなと思っております。予報では関東直撃と出ておりましたが、それには当町の事情があって、この週末に町民体育祭が開催されるのであり、早めの対応を迫られたのかなと思っております。10日の12時30分には既に町民体育祭の中止とか、台風接近、注意を防災ラジオで配信しております。この日は、7時にも同じ町民体育祭の中止と台風接近注意を防災ラジオで流しています。これは、一々災害警戒本部で話し合って決定した上で配信をしていると考えていいわけですか。伺えればお聞きしたい。防災ラジオの発信です。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまご質問いただきました、当初の町民体育祭の中止関係に関します放送は、この時点ではまだ災害警戒本部の設置ということでもありますので、全てのメンバーがそろった中での決定ではなくて、まず防災ラジオで町の主要イベントの中止の場合等は放送させていただくということになっておりますので、そういった決定事項を放送させていただいたりとか、各種ホームページ等、メール等でお知らせをさせていただいたということでございます。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 事が台風でしたので、時間との闘いということなのでしょう。翌11日12時半には自主避難、4か所を開設の発表をしております。この最初の4か所とはどこどこなのでしょう。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 自主避難所につきましては、役場と各地区の公民館といたしました。

以上です。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 自主避難所と避難所の区分けが、失礼ですが、お分かりでしょうか。逆質問ができないからですが、避難所は避難をしたいという方が来るわけです。自主避難所は、この場合の自主避難所については、まだ台風は今日、あしたは来ないけれども、いろんな家庭があるわけでありまして、今夜はうちはお年寄り夫婦だけだからとか、あるいは女たちだけだからとか、自分のうちで考えて、独りで夜を過ごすのが、一般論で言えばまだ全然心配ない、町から逃げなさいも、台風接近で注意なさい、戸締まりもしっかりしてくださいとか、そういうものも一切出ないのに、そのうちということですが、そういう方が、いわゆるまだそんなに心配しなくてもいいのになという一般論の中でも、またその逆の方もいるのです。逃げてください、逃げてください、命がなくなるかもしれませんよと言っても逃げない方が相当数今回いたというのが課題ですけれども。そういう意味で、言葉はよくありませんが、心配過剰と見られる方の不安な心を落ちつかせるための自主避難所という名目で、だから取りあえずは、その場所が高いとか低いとか、だからみんなと要は寄り添って、自分の心配な不安な心を取り除くための取りあえずの仮の避難所ということが自主避難所でございます。

それから、先ほど10月10日にどこよりも早くということでありましたが、さっきの質問で。10月10日ですが、10月8日、9日辺り、一、二日前に私自身が県の町村会で常総市の研修に行っていました。水害地の先進地視察みたいな形です。いわゆる常総市も役場が水没したと。それから、ヘリコプターでつり上げられる、もう六、七年前になるのでしょうかけれども、そこを今は、そういうご苦労をなされたということで、ああすればよかった、こうすればよかったを事後研修したり手当てをしたりで、防災先進地ということで紹介がありましたので、群馬県の町村会、バス1台、町村長23人、合同で行ってまいりました。山のほうの町村長さんは、同じ防災という土砂崩れや崖崩れ、谷崩れ、橋を流される、そういう心配。大方のそういう目的で視察に行ったのですが、こんな平らなところで、本当に役場のここまで来たのかという、観光バスで行ったのですが、バスももちろん水没した状態よりも高い位置に水が来たという跡がありまして、ほとんど

どの人が平野部というと町村は玉村、あと邑楽郡だけしかありませんから、ほかはみんな山のほうの町村長さん。したがって、せっかくの研修もみんなこっくり病でした。でも、それは山のほうの町村長さんを非難するつもりではないです。ちょっと話が参考にならなかったのかもしれませんが。常総市の防災担当監が我々の講師になってと。うちの町からはわずか30キロ、40キロ。常総市ですから、地理的にも利根川の近くということも含め、全く条件的には同じ条件、板倉町も高くない、低いということで。そういったことを、環境が似ておる関係で真剣に聞かせていただき、なおかつ質問もさせていただきました。「今日我々は、こういった形で研修に来ました」と。「今現在台風が」、先ほど申し上げましたとおり、「日本上陸をしようとしています。あと2日かそこらでこちらへ来ると思いますが、何年か前にあのとおりに被災地で全国的に有名になり、現在はそれを克服して先進地になっているそうだけれども、では事実、今度の台風、今あと二、三日後に来ようとしている台風に対して、御庁は経験者としてどういう対策を考えていますか。ほかのまちと違う対策がありますか」、質問をいたしましたら、「既に今日できることは、住民の皆さんに周知をして、まずは個人の努力を促し、やれることは、土手を急に高くするわけにもいかないし、国に陳情しても、計画どおりまだ前回超えた堤防の高さは、克服されていないかもしれない」と、「そういうこともあって、でもできることというのは、被災をした常総市であっても、早めに自己防御を促すための広報活動も含めて、それをやる以外にないと思っています」と。「それは、じゃ具体的にどういうことですか」、さらに聞き込んだら、「今日皆さんがお帰りになった後、同じ来るであろう台風に対して、常総市は午後から緊急の仮の本部を立ち上げて、いわゆるそういう、車をどういふふうに戻して住民一人一人に自覚を持たせ徹底させるかということの作業を始めたいと思う」と。ただ一つそれだけなの。違いは。ということで帰ってきて、その晩からどうしようということをお個人も考えまして、やはり早めでやってもあと2日後には来る。今までに想像もできないような一応大きさかもしれないという可能性も感じられましたので、次ぐ日の朝に緊急に、体育祭の関係もありますので、関係者も含め体育協会長からいろんな方も含めてお寄りいただいて、対策を考えてこのようにしたいと。まずは体育祭はできないだろうと。それとついでに、このくらいの自覚は促すための広報車とか、使えるものは使って用心をするような、早めだけれども、広報をしたほうがいいだろうとかということでもあります。ちなみに、群馬県よりも我が町のほうが対策は早かったです。ということでもあります。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 今、常総市の話が出ましたので、これも少し話をしたいと思います。常総市は、うちの会社の隣の隣ぐらいなのです。それで、本当に何もなく平らなところなのです。ただ、堤防が切れてしまったのです。雨量が多くて。川もそれほど広い川でもない。あれは鬼怒川。真っすぐな川で切れてしまった。今災害は、基本的には、今まで起きていないところに起きているのです。だから、その辺が当町と違うところで、うちは、台風が来る、大雨が降ると言えば、最悪を常に考えられる町ということで、先ほどのコロナではないのですけれども、コロナは感染者がいないものですから、何かまだ対岸の火事のような感じもあるのかなと思っております。まず4か所避難所をつくり、最終的には14か所になるわけですが、気象警報等の発表を見ますと、これはテレビ、ラジオということになるのですが、10月11日の夜の8時20分に雷注意報が初めてここに出ます。それから見ると、当町の災害に対する警報はかなり初動は早め。これは、先ほど町長が言ったようにやっぱり経験をしているからだと思います。それはそれでよかったです。この検証報告で自分も初めて知るのですが、水防団、待機水位から氾濫注意水位まで2時間ほどで到達したと発表さ



れておりました。タイムライン想定では氾濫水位までに9時間ほどかかる。これは机上の計算であります、それよりも7時間も早く氾濫注意水位に達したことが分かるのですが、それだけここに雨が降ったということなのです。上流に降ったのではなくて結局ここに降ったのです。だから、常総市もそうだったのです。带状何とかという気象用語で言っていましたけれども、あの辺に降ったのです。自然を相手にしていますと何が起こるか分からない。やはり初動の早さが必要なのかなと思っております。

ちなみに、八斗島基準水位観測所から連絡が入ることになっていると聞いておりますが、何がどのように入ってくるのかお聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ご質問の八斗島観測所からの連絡ということでございますが、台風第19号に關します八斗島観測所の各種情報につきましては、直接八斗島観測所からの連絡ということではございませんでして、関東地方整備局から利根川上流部洪水予報及び水防警報というものが発信されております。

まず、利根川上流部洪水予報につきましては、警戒情報、氾濫注意情報というものが報告が参ります。また、水防警報につきましては、水防団に対します出動の警戒情報でございまして、この関東地方整備局からの情報につきましては、基本系統の県河川化経由につきましてはファクスで、また、もう一系統ございまして、補助系統につきましては、利根川上流河川事務所経由で電子メールで参ります。基本系統は県経由でのファクス、補助系統については、利根川上流河川事務所経由での電子メールということで、通信の不備等に備えてということもありまして、2系統によって町に伝達をされているということでございます。

また、そのほかにこの台風19号の際は、平時から電話番号が確認されております利根川上流河川事務所長と町長とのホットラインというのがございまして、このホットラインによりまして八斗島の水位見込みや今後の雨量の予測から避難判断の水位に達する予測時刻や越水の可能性が高いといった極めて重要な情報提供等もいただいております。

以上です。

○延山宗一議長 森田議員。

○3番 森田義昭議員 どちらにいたしましても、あのカスリーン台風よりも上回る降水量があったと栗橋基準水位観測所で観測されたわけですが、それでも当町においては、これぐらいで済んだ。こういう表現でよろしいかどうか分かりませんが、取りあえず近隣と比べてですが、当町は災害が少なかった。それは、やはり渡良瀬遊水地ではないでしょうか。昨今、渡良瀬遊水地の置かれる役割が変わってきたようにも捉ええます。インターネットで調べてもラムサールのことがほとんどで、やっと最後の最後に渡良瀬遊水地や利根川の中心域から日本最大の遊水地として面積3億3,000万立方メートル、総合貯水量1億7,000万立方メートルの広大な利根川と合流する地点の約3キロ北側に位置あり。渡良瀬川は出てこないのです。利根川なのです。あくまでも利根川のための洪水調整と説明されていました。板倉は、この渡良瀬遊水地のおかげで昨今の台風設定を最小限に食い止めることができたのかなと。改めて確認をするのですが、最初はハッ場ダムのおかげかなと思っておりました。いろいろ勉強しますと渡良瀬遊水地のほうが分があるようです。もちろんハッ場ダムがあってよかったのですが、何しろハッ場ダムはあのときほとんど空の状態、台風を待っていたような状態です。

渡良瀬遊水地の話に戻しますが、渡良瀬遊水地には洪水を一時的にため込み、地元また首都圏に住む人々の生命と財産を守る利根川の要とされています。であれば、あれだけ広い面積があるのですから、できまして今のハートの形の池ですが、もう一つでも2つでも造っていただきたい。それが駄目なら渡良瀬遊水地の池を深く掘り下げてほしい。それらによってより安全安心が確保されると思っております。インターネットにはこうも出ていました。板倉町では本来の機能である治水に配慮しつつ、ラムサール条約の理念である懸命な利用、これをワイズユースと言うらしいのですが、これを図りながら、町民の皆様や群馬県、関係の自治体との連携を取りながら渡良瀬遊水地の利活用を進めているとあったのですが、悲しいことに、遊水地に占める面積が板倉が一番少ないわけで、発信力が弱いのかなと思っております。この辺りは町長に熱っぽく語ってもらいたいのですが、渡良瀬遊水地と八ッ場ダムで一番恩恵を受けたのは板倉だと思います。それで、この間の台風は70年に1度の台風だと。それで、八ッ場ダムがあって、渡良瀬遊水地があって助かりました。ということは1,000年に1度の大雨、この間も出しましたけれども、防災マップ、板倉は逃げるところないのです。逃げてください。逃げるところない。ほかに逃げてください。それはそれでいいと思います。発信するのは、ただ、それは守りの地図であって、攻めとしては、渡良瀬遊水地まだ敷地は3億あるのですから、あの池は1億なのですから、あと3つぐらいできるのではないのですか。そうしたら1,000年に1度の大雨が来ても、全然びくともしないまちづくりができるかと思えます。目的は洪水対策であり、その前は足尾鉾山とか日本初の公害でできた土地でありますから、谷中村の方は、出ていけと言われて泣く泣く出ていったわけです。そこがラムサールで自然破壊で自然団体の皆様が集まってきて、ここ自然守れと。谷中村の村民の方は、多分嘆いていると思います。これは、公害で住めなくなったのだと。ではそれを利用して洪水が起きないように池を造ろうということです。ラムサールを守る人、もしそんなことはないと思いますが、板倉が1,000年に1度に、ここが湖になった場合、水辺が広がったと喜ぶのでしょうか。そこまで心配したいと思います。折しも台風により約1億6,000万立方メートルの水をこの間の台風の時貯留しました。そして、最大は1億7,000万立方メートル。あと1,000万立方メートルでキャパが超えてしまうのです。これを超えた場合どのような想定を想像しているのか、伺えればお聞きしたいと思えます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 総合的に森田議員の見解もあながち間違っているとは言いません。というのは、微妙な私との考え方の差はあると思っております。世間では八ッ場ダムが最大の効果を果たしたと。しかし、今年八ッ場ダムが完成をしたとして、平常時の貯水量をその分だけ引かないと、去年の八ッ場ダムの貢献から今の平常の水のたまっている量を引かないと今年の恩恵は得られない。これは誰が考えても分かります。加えて、それに備えて、今まで国のダム政策は平常時、いわゆるどちらかという水基金、足らないことのために、洪水調節なんて言っていますけれども、基本的には水を自由に使いたい。余るときはいつでも洪水があったにせよ、足らないよりいいみたいな基本的な考え方があったようです。したがって、足らないときのためにダムは造られていると考えたほうが早い。したがって、平常時には水があっても、緊急時にはダムを空っぽにしてほしいという陳情は、今までも何十年も前から出ておりますが、国がそういう考え方の下に、理解はするけれども難しいというような形もありまして、なかなかその要望が通らなかつたということでありませぬ。しかし、去年から今年に代わって、八ッ場ダムも含めた群馬県のダム等も事前放流をしっかりと考えな

ければ、昔と違ってこういった時代、突然の大雨が、想定以上の大雨が来るということで、そこまで国の対応も変わりつつあります。

また、渡良瀬遊水地におきましては、まさに一口に2億トンと言われておりますが、それが大きな効果を奏したと。学者間のいろんな計算もありますが、指摘のように、渡良瀬遊水地のほうが効果があったらというのも正解のようでもあります。そういう流れの中におきまして、当板倉町も助かったのは誰のおかげか。佐野市、栃木市、対岸ではないですが、そちらが先に切れたからだろうと思っております。渡良瀬遊水地であろうが八ッ場ダムであろうが、今回切れなければ、そのまま水は上がり続けたわけでありまして、事実、利根川上流事務所もあと何分、15分ぐらい上昇をし続けたら、事前に直前に板倉町へ逃げろという、切れまですからという通知が私のところへ来たわけですが、最終的に、後々歓談をしてみますと、一定の予測したよりも突然止まったと。水位が栗橋の観測所で上がっていくのが。その止まったということは、渡良瀬遊水地や八ッ場ダムで相当抑制効果を、水位の上がることの抑制効果があったにもかかわらず上がり続けてきて、やむを得ないから逃げろと電話を利根川上流河川事務所所長が直接よこして、それで大わらわになったわけですが、それが突然予測に反して止まった。うちの町は電話をした。どこか切れたのかと。北川辺が切れたのですかという電話をさせたのですが、「いや、そうじゃない、ほかは切れてます」ということで、栃木市ほか、いわゆる支流の支流、利根川の支流は渡良瀬川、渡良瀬川の支流は永野川、あるいは秋山川とか佐野とか、そういうことでございます。ですから、いずれも予想を上回ったらお手上げ状態であるということは事実であります。それに対する対策は、さっき言ったように、もうこの地でやれることは、他力本願は、人のうちのダムを空っぽにして待っててもらいたいということと、あとは自分でこの地でできることは、渡良瀬遊水地を自然の宝庫ということで、どちらかという文化人、あるいは自然の保護派等々が、あるいは人類の将来をこの地でバロメーターとして自然の破壊度を見ていくのだという、そういう文化庁、環境省等との関わりと国土交通省との関わりなのです。国土交通省は注意ですから。ということで、渡良瀬遊水地につきましては今現在、栃木市も含め北川辺の市長と3市町で会合を持ちまして、我々板倉も含めた3自治体がこの遊水地が可能であれば、もう一つぐらい掘るべきだということも含めて、既に笹川代議士とも連携を取りながら、今この地で国に陳情する、東京近郊で自治体が連携、スクラムを組んで、この地の安全のために、人命を守るためにということで。ただ、我が町も北川辺の大橋市長についても、持っているのは2市合わせて1割弱、1割ぐらいしか持っていない。一番持っているのは栃木市、小山市、野木町です。栃木県ですから。その方々を動かさないとということで、当然栃木市自体は、自分の土地がいっぱいあるのに、それを効果を考えられなかったのか何なのか、自分で毎年のように被害に遭っているということも含め、栃木市の市長と会談をいたしまして、合意を取り、今現在4市2町、ラムサール条約と同じ加盟ですが、ですから矛盾するだろうと言っているのです。自然派で治水よりも環境保全を優先するのがラムサール条約、その同じメンバーがこちらを優先してくれと今度は言い換えるわけですから、ですから佐野市も入れたほうがいい、館林市も入れたほうがいい、足利市も入れたほうがいい。今回全部被害を受けていますから。

ということでございますので、そういった動きを開始をいたしてございまして、できるだけ実現させたいというふうに思っております。

○延山宗一議長 森田議員に申し上げます。

間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

○3番 森田義昭議員 あと7枚ぐらいあるのですけれども。

どちらにしましても、目的によって造られた遊水地です。価値で得られたラムサールだと思うのです。目的が一番で、それで結果できたのがラムサールだと思うのです。1番が今おびやかされているのに、2番を重視するというのが本末転倒だと思っております。これが一番言えるのは、本当ですと藤岡町の町長さんであったり北川辺町の町長さんであったりだったのですけれども、たまたま生き残っているのは我が当町の町長なものですから、ここだけは踏ん張ってもらいたいと思っております。本日の質問は、遊水地の重大さに改めてスポットを当ててみたのですが、何かあったらまず命を守らなければならない。避難が第一なのは分かっていますが、防災マップが1,000年に1度でしたら、1,000年に1度の構想ということで、遊水地をあと2つ、3つ造る、賛成したいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そういうことで、国に対しても今までの遊水地構想というのを、本来ならもう一つ今のハート池よりも小さいものができるはずだったのです。それが自然派に押されて構想が変わって、現状でとどまってきているということで、本来の治水容量を、確保は別の方法でしているのですけれども、池をもう一つ造るはずだったのが中座したという経緯の流れの中で、100年に1度ということで、今板倉町もこの日本の防災も、おおむね100年に1度の防災、水災害に対しても対応ができていない状況でありますのに、1,000年に1度の対応をせよと言ったら、国そのものも考えていただきたいとお金も少しよこしてほしい、堤防もぐっと早く上げてもらいたい、雨が10倍降ると言っているのだったらというようなことも含め、渡良瀬遊水地の再利用、そういう意味の治水に対する利用にもしっかりと対応していただきたいという意味での、でも、下から、一番弱い困っているところが声を上げていかないとというようなことで、渡良瀬遊水地の一番最小の面積のところの板倉町と北川辺町を持っている加須市の大橋市長、連合隊で栃木の市長を説得し、合意をいただき、栃木市の市長は小山市、栃木県が3町、それから古河市も含めて、それにラムサール条約と同じ団体だから、佐野市も大きな被害も受けているのだから、助っ人は遊水地に池をもう一つ掘れという例えば賛成する助っ人は多いほどいいのではないかとということで、そういう提案をしながら、でもなかなか、ついこの間の本間議員の三県境の話ではありませんが、我が町の言っていることが正しいといっても、合意が取れないと首をかじげてしまうところもあるのですけれども、だから簡単なことではないということですが、これは一歩動き出しまして、既に笹川地元の代議士、あるいは代議士連中については、栃木県も埼玉県も笹川先生に応援の調整は頼むということまで話が行っておりますので、近々、本当は8月へ入ったらすぐでかい会議がそれで催されるわけだったのですが、現実論としてはコロナでこれも、コロナなんかより優先するでしょう、やったらいいと言っているのです、こっちは。だって5人の首長や6人の首長がやることぐらい、マスクして距離を置いてやれば会議はできるのだけれども、お役所というのは、そんなところでもあるということ批判をしながら、小さい町の私は音頭を取るというのは非常に難しさを感じながら、いわゆる森田議員の意見の内容みたいなものをしっかりとぶつけていって、リードを進めていきたいというふうに努力している最中でありませう。

終わります。

○3番 森田義昭議員 本日もありがとうございました。

以上です。

○延山宗一議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時01分)

---

再 開 (午前10時15分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。過日提示いたしました通告書に従いまして質問のほうを進めさせていただきたいと思っております。

内容が、毎回のことですが、たくさんありますので、早速質問のほうに入らせていただきたいと思います。1番目は職員の懲戒処分。今年3月に発表されました町の職員の懲戒処分について、町長の名前で、「地方公務員法第29条第1項の規定により職員の懲戒処分を行いましたので、板倉町職員の懲戒処分等の公表基準に関する規定に基づき公表いたします」云々ということで書類を頂きました。この後、全員協議会、4月、5月とあったのですが、細かいところを説明していただけるかなと思ったのですが、説明もありません。ただ、プライバシーに関わるものが豊富に含まれていますので、どうかなとは思ったのですが、その辺を配慮しながら、ちょっと内容について分からない点、質問させていただければと思います。

まず1点目、発覚の経緯ということですが、これ3案件ありますので、それぞれにお伺いしたほうがいいかなと思うのですが、町長の文面によりますと、全ての案件について外部からの指摘があり判明したことということになっています。外部からの指摘ということですが、3案件がありますので、それぞれ違うのかな、同じなのかなという疑問が残ります。まず、案件第1について、外部からの指摘でこれが判明したということですが、事案の概要を含めまして、どういう状況で明らかになったか、話せる範囲でお答えいただければと思います。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 発覚の経緯でございます。まず、1件目の概要であります。この案件につきましては、平成29年11月から令和元年12月にわたりまして、申請の確認を怠って、受給資格のない方に対して補助金を支給した事例ということでございまして、ただいまご質問がございました、外部からの指摘ということでございますが、こちらは補助金の支給に係る関係機関からの指摘で事実が発覚したということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 関係機関からの指摘ということでございますけれども、今の課長の発言からして、平成29年11月からの約2年間にわたって補助金が、これは継続的に支給されていたということでしょうか。あるいは一括で補助金が出たものが2年間分からなかったということなのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 補助金の申請につきましては、年何回かに分けて申請をいただいていたような形でございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 この補助金はどこから、答えられる範囲でいいのですが、どこからの補助金。国とか県だとか、あるいは町単独で出している補助金なのか。それに関わる受給者、対象人数は何名ほどいらっしまったのか。あるいはそれに係る総額、費用面で幾らぐらいのお金だったのかという部分をお願いします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 補助金につきましては、県と町とで2分の1負担をする制度でございます。今回の対象になった方についてはお1人です。補助金の誤って支給となった額につきましては、この期間で140万5,320円という金額でございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

「まだ答弁足らない」と言う人あり]

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほどの外部機関ということではありますが、後期高齢者医療広域連合からの指摘ということでした。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これ懲戒処分の基準に関する規定を見て、どれかなと思ったのですが、これ不適切な事務処理ということで、減給10分の1、3か月というような処分を懲罰委員会のほうで決定をされた、町長が承認をしたという形でよろしいのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 議員おっしゃるとおり、そのような最終的な処分となりました。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 それでは、案件の2番に移ります。

案件の2番につきましても外部からの指摘ということですが、どういう機関からどの指摘を受けたのかということ。あと、事案の概要等についてお願いいたします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 案件の2でございますが、こちらにつきましては、平成30年7月から令和2年2月にわたりまして、事業者から申請がありました書類につきまして、一部は処理をせずに放置をしたというものです。また、一部については、決裁を得ずに公印を無断で使用して認定書を交付したという事案でございます。指摘関係については、そちらの関係事業者の方から、変更の手続の関係で問合せがあった中で発覚したものでございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 これも期間が約20か月あるのですけれども、認定書の交付と処理をしなかった期間が20か月なのですか。認定書の交付については、これ資格認定、資格が満たされないのに認定書が交付されたということなのか、あるいは上の決裁を待たずに自分で公印を、資格はあって認定書を交付するには値するのだけれども、その手続上ミスがあったのか、どちらの内容が正しいでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 資格の認定要件は満たしておりましたが、事務処理等について、決裁等の手続を経ずに書類のほうを提出した、そういった形となっております。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 この平成30年7月から令和2年2月の期間というのは、処理せずに放置した期間という認識でよろしいでしょうか。これはうなずきだけで結構なのですが、違えば答弁願います。はい。

案件2については、停職6か月ということで、これも懲戒処分の規則でやるとどれに値するのかな。案件1よりも重たい処分になっているのですが、公文書の隠匿プラス不適切な事務処理合わせての抵触なのかなと思うのですが、その辺の見解はいかがでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 事務処理を行わなかったということと、もう1点、決裁を得ずに公印を無断で使用したという、その点を考慮させていただいたということでございます。この2点が判断材料ということでございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 続きまして、案件の3に移ります。

案件3は関係者2名いらっしゃるわけですが、これも発覚の経緯と、事案の概要についてお願いをいたします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 案件3でございますが、こちらにつきましては、令和元年7月に町内の団体から提出をいただきました補助金の申請につきまして、しばらくの間、処理を行わず、その後、係長に対応について相談を行いまして、口頭による指示を受けましたが、その後も処理をせずに放置したということでございま

す。こちら担当者の対応です。また、係長につきましては、係員から相談を受けて、口頭による指示を行いました。その後、実際に処理を行ったかどうか確認を行わずに放置をしたという案件でございました。こちら申請をいただいた外部のということですが、申請をいただいた団体の関係者の方から連絡をいただいて発覚したという案件でございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 補助金の申請ですから、出したほうは補助金が下りるものだと思って待っていて、それが来なかったということですが、しばらくの間というのはどれぐらいの時間で、補助金についてはこれ申請どおり下りているのかどうか、申請の受付についてはどのようになったかと部分をお願いします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 しばらくの間ということですが、最終的には7月に書類のほうをお受けしてから、その後処理が行われませんでしたということでございまして、最終的には年度末の3月に振込をさせていただきましたので、それまでの連絡をいただくまでの間という形が未処理ということでございました。補助金の交付につきましては、3月23日付で補助金を交付させていただきましたので、この関係については、事務処理のほうは、その時点で完結をさせていただいたということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 おおむね案件3つの全体像はつかめたかなとは思いますが、繰り返しになりますが、案件1で、受給資格のない方に対して補助金を支出しているわけです。140万5,320円。これについては、これ返済義務があるのかなと。受給資格がないわけですから、不適切に支給されているのかなと理解するのですが、補助金についてはどのように処理をされたのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 案件1の補助金につきまして、受給資格がございませんので、議員おっしゃるとおり返還をいただく必要がございます。担当課のほうで、該当者の方のご家族になりますが、お話し合いをさせていただいて、返還をいただくような形で今、協議を進めさせていただいております。

以上です。

[「現在協議中」と言う人あり]

○落合 均総務課長 はい。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 今ので大体発覚の経緯、事後処理、発生した理由等は分かったかなと思うのですが、タイミング的に黒川検事の話があったりとか、それで懲罰問題の話ですとか、あるいは10万円の受給によって二重受給だとか、あるいはDVで逃げてきた家族のデータを旦那さんのほうに知らせるだとか、公務員の話はすぐマスメディアに載っていくものですから、やはり小さいことでも非常に注意深く処理をしていただく必要があるのかなと。これを出したときにはそういう話も全然なかったのですけれども、



通告書出した後、出てきましたので、事細かに聞いたほうがいいかなと改めて思ったところでございます。

いずれにしても、処分年月日が令和2年3月26日付と3月27日付ということで、発生から処分が出るまで時間が空いているのもあるのかなと思うのですけれども、その辺のタイムラグについては、どのような処理で時間がかかったのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 全て、発生から報告書、最終的に調査を行いまして担当課から報告が出てきて直ちに、報告を受けた後に処分についての検討を行いましたので、処分を行うまでの間の期間は、決して空いておりません。発覚してから報告書等が出てくるまでの期間が若干あったということでございますので、該当期間から間は空いておりますが、それぞれ発覚した後は、速やかに対応を行ったということでございます。たまたま今回3件が同じような時期に発覚したということでございますので、よろしく願いいたします。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 まだ協議中の案件もあるようですが、もう処分が終わっているもの等は、町長の文面にもありますが、「不祥事の再発を防止するため、職員の服務規律の確保をより一層努めてまいります」というような覚悟が書いてあるわけですが、含み規定を見ると、職員の管理については、上級役員というか役職の係長、課長のほうにその責務が出てくるかな。今回、係長も同時に処分をされているというような事案もあるわけですが、週単位であるか月単位であるか、その辺で見直しをしながら、受け持った事務処理がいつ頃終わるのかという目標を立てながら、スムーズに進んでいるのか、問題があるのかないのか含めて、各課で対応していく必要があるのかなと私的には考えるのですが、既にもう今後その問題が発生しないような対応策については、話し合いはされたのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 先ほどの案件1の返還いただくことで協議中ということですが、基本的には返還をいただけるということで、口頭では同意をいただいております。ただし、金額が、先ほど申し上げたとおり、全額で140万5,320円という大きな金額でございますので、1度ではなくて分割でお返しいただくような形でお話をさせていただいて、正式なお返しいただく協議書ですか、そういったものをまた作らせていただいておりますという形で、話し合いのほうは進めているという状況でございますので、先ほど答弁が足りませんでしたので、その点、追加させていただきます。

それぞれ再発防止策を案件ごとに検討をいたしました。案件1については、申請書を受けた段階と起案時と、あともう一度、支給決定前に何回もチェックを行う、三重のチェックを行うということで対応をすることです。

案件2については、まず申請をいただいた書類を受付をしないで、そのまま放置したということがございましたので、まず、役場に届いた文書については必ず開封して、基本的には文書管理システムというシステムを役場で導入しておりますので、この文書管理システムへの文書情報等を入力することを徹底することです。

なお、その入力をまだしない文書については、個人の引き出し等にしまい込まずに、全係員が確認できる

場所へ保管して、進行状況を確認できるような形で徹底することといたしました。

また、公印の使用の関係であります。こちらについては、公印使用の際には決裁文書等で審査を行うこととなっておりますが、管理者が不在の場合の代理者を定めることと、それと公印使用の際の使用簿というものを備えまして、使用の際に使用者が記録するような形で変更をいたします。

案件3については、先ほどお話がございましたが、係内の意思疎通や事務処理の進行管理が不十分であったということが原因でございますので、まず係内で各業務の主担当と副担当を決めまして、お互いにどんな状況かという進行状況を確認するというので、当然管理職も含めまして進行状況をチェックするというような体制を取ることといたしました。

以上でございます。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 町の懲戒処分等の基準等を見ますと、事案のあった課の全責任は、やはり課長にあるのかなと。意地悪な言い方をすれば、課長に対する監督責任も問われる事案もあったのではないかとというような部分も疑われるような気がします。今、落合総務課長のほうからありましたように、個々については、対応処理が済んでいると思うのですけれども、各課によって事務の種類とかやり方が多少違う部分もあるのかなと思いますけれども、各課でそういった事案が、今後大きな懲戒処分を出すようなことがないように、ぜひ工夫をしながら進めていただければありがたいかなと思います。よろしく願いをいたします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 この懲戒処分と併せまして、公表の基準には該当しておりませんが、管理監督者の責任といたしまして、やはり課長、係長等にも訓告や嚴重注意、そういったような処分がされております。この内容については、全て各課、処分の決定についても全課局長も出席して処分の内容等は検討しておりますので、事案については十分承知した上で、自らの課が同じようなことがないように、それぞれ改善をしていくっていくものというふうには感じております。

以上です。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今るる質問をいただいたわけですが、全体の責任は私にもあるのであろうということも含め、しっかりとこれからもその責任の上で管理をさせていただくというお約束を申し上げたいと思います。

1番と3番については、簡単に分類しますと、うっかり忘れ、その延長線上が期間が長くなって、相手方から、これはどうなっているのだというものを請求されて、片やお金が絡んだりしたものであります。処分の内容の重さを見れば、1、3についてはそういう分類だと思っております。

2番については、先ほどの答弁を、聞きようによっては似たようなものだと思いますが、いわゆる相当数の書類が先方より送られてきて、それを机の中にしまい込んでしまったり、それを知らないから始まっているのです。いわゆる確認作業。だから、隠す、だます。だから、正直言って2番については警察が、こちらが何もしなくても、被害届を出さなくて着目をしたものでございまして、役場のほうへ、2番の問題はどうかと。どうなっているのだというようなことも調査が来ておる。今言った、表面的には説明もしづらい部分

もあるのですが、悪質性もあった。1番、3番は、何回もやれば、おまえどうしたのだと、ばかではないかと、極端に言えばですよ。こんなことを何回も重ねるのだということの範囲内かもしれません。ただ、お金が100万円もということになれば、相手様に十分おわびをして、理解をいただいて、法の建前上、お返し願いたいというお願いをなささいということで処理を、相手側の理解もいただいておりますし、そういう意味では、2番については、6か月という非常に、そういう意味では、実質的なお金の被害はなかったのですが、公文書偽造、業務上横領に近い部分も、警察のほうからも調査が必要になる場合もあるという通告もいただいたという経緯もありまして、処分の内容が異なったものでございます。これからも気をつけてまいりますので、よろしくお願いします。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 審査を受けて職員になりました。それぞれの能力があると見越して職員に任用しているわけです。ただ、パーソナルな問題でうっかり、先ほどの町長の話ではないですけども、うっかりですとか、あるいはたまたまそういうことが重なって、精神的に追い詰められていって事態が悪化するようなこと。パーソナルの問題が、時間は置くと公的な大きな問題に発展していくというのが、これが世の常かなと思っております。それをどうやってシステムの早く発見をして対応を早くしていくかというところが、これから皆様方に期待するところですので、全体的によろしくお願いをして、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、2番の小中学校の今後の方針についてということですが、これはコロナ対策というか、コロナが発生をして小中学校の動きが、大分我々の予想と変わってきているので、現状と今後のことについてお聞きをしたいと思います。

まず、1番目の休業期間中の小中学校の生徒、保護者への対応はということなのですが、これは以前お伺いしたときに事務局長のほうから、メールによって対応ができますよということだったわけです。今回は年度をまたいだこともありまして、各所属が変わる、小学校から中学校、あるいは保育園、幼稚園から小学校ということで、メールアドレス等の確保というのが非常に難しかったのではないのかなと思うのですが、連絡については100%受信ができるような状態で経過をしているのかどうか、まずそこを確認したいと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

年度またぎということで、非常に難しい時期であったのは事実でございます。ただ、メール配信につきましては、中学校のメール配信、その在校生は大丈夫なのですけれども、それでは新1年生はどうかというところにつきましては、小学校のときのメール配信がそのまま残っておりますので、それを活用させていただいて、小学校から中学校のメール配信をさせていただいたということでございます。

それと、新1年生の関係につきましては、本来であれば入学してからメールアドレスを登録するのですが、それを、もう入学する名簿は分かっておりますので、各家庭から学校のメール配信を受けられるように登録をしてもらって、新1年生に対しては対応したということでございます。

以上です。

「100%伝わっている状態ですか」と言う人あり]、

○小野田博基教育委員会事務局長 はい、100%大丈夫でした。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 コロナウイルスの問題については、これ関係の皆さんそう思っているかと思うのですが、1年前であれば、あるいは少なくとも半年違ったら、前後していたらば、こんなに難しい対応ではなかったのではないかなと私も想像しております。町としては、小学校の統合の時期に当たりましたし、時期的には年度またぎ、先ほども言いましたけれども、所属が変わる子供たちがいるというような状況で、しかもバスでの通学が始まるというような、いろいろなものが新しくなるような状態で、それを完璧にこなしていくというのは非常に難しいですし、それについて情報を保護者、子供たちにつなげていくという部分については、方策というか方法を担保しておかないと、こちらとしても不安の部分が非常にあったのかなと思っております。6月に入りまして分散登校が始まっているのかなと思います。これ小学校も中学校も2班に分けての分散当校での確認でよろしいでしょうか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 お答えを申し上げます。

6月1日から分散登校という形でやらせております。先ほど議員さんおっしゃられたとおりに、本当に難しい時期というのが、再編がある、それとスクールバスが始まるということが非常に大変なところでございました。ただ、スクールバスの運行业者とも連絡を密に取りまして、その辺も間違いのないようにというような形の中で協議をさせていただきました。

小学校におきましては、各学年で分けるのではなく、それぞれ1年生は半分、2年生は半分、3年生は半分という形。というのは、スクールバスの導入がありますので、そのバスの運行経路による。場合によっては、1年生が登校したときに、その同じ停留所から高学年が乗らないという場合も想定されるだろうというようなところも踏まえて、スクールバスの道順、コースであれば必ず上級生がいるということで、そういう形を取らせていただきました。

中学生につきましては、出席番号順の奇数番と偶数番でそれぞれ分けまして、2班にさせていただいたということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 学校へ通学が可能になったと。ちょっと細かいことなのですが、今朝ほど東小へ子供を送り出す車が、東小学校から南のほうへ行ったら、同じバスがまた南から東に。最初の予定ですと、南側のルート回って東小に入るというような予定かなと記憶していたのですが、ちょっとルートが違うかなと思ったのですが、その辺は今どのような運用をなさっているのでしょうか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 非常に細かいところまで見ていただいているなというふうに思っております。当初であれば、ちゃんと登校訓練とかさせていただいた中で、4月7日からは通常に運行される予定

でございましたけれども、3月の登校訓練等ができなかったことから、3月2日から休業になってしまいましたので、その辺ができなかったということも踏まえまして、それとこのコロナの関係で休業期間が長いということも踏まえ、まず通常であれば、バスは停留所へ行って、ぐるっと回って東小、西小へ送り込むという形が、これが通常になります。ただ、この分散登校が始まるまでというのは、そこのところを、まず最初に東小学校、西小学校で先生を添乗させていただいて、ぐるっと回って、また西小まで戻ってくるということで、2回見られたのかなと思います。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 若干落ちつくまでというか、通常に戻るようなぐらいまではそういう形で運用していく、うなずきだけで結構です。そういう形で理解してよろしいでしょうか。はい。

もう一つ気になっている点が成績のことなのです。学年末があったということで、一応通知票を発行したのかなと思うのですが、学年末ですから1学期、2学期。3学期も1月、2月までは授業が展開をされていきましたので、そこそこできるかな。ただ、まとめの授業ができていませぬので、総合評価としてはちょっと落ち度があるかもしれないのですが、授業をやった時点で、あるいはどこかで試験をして成績をつけたのか、あるいはその授業をやった時点までの総合評価として通知票を作成したのかというのがまず1点。

2点目が、この1学期分です。既に4月、5月の2か月分が休校になっているわけです。どこまでを1学期とするかというのが今検討されているのかなとは思いますが、その辺の1学期の成績をどのように評価をしていく段取りを今のところ考えていらっしゃるのかという2点お願いします。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 まず、1点目の3月までのということということでお答え申し上げます。

この3月の臨時休校、今まで始まって以来ということもありまして、町長のほうも非常にそこの未履修部分というのが非常に気にしていたところがございます。当町におきましては、その部分の未履修は、どういふところがあるのかという、見える化をその時点ではからせていただいたと。それぞれの中で、幸いにも3月なので、まとめの時期に来ていたということで、そこまでは普通に行けたので、それで要は成績はつけさせてもらったということでございます。

また、4月からの1学期分ということでございますけれども、これは群馬県のほうで、この教科は70%までとか、そういう形の中で、この教科は60%、あるいは30%、そういう中で今後、年間の授業計画のほうを組み替えられるということの中で、今後、最終的に1学期分はどういうふうな観点でいくかということ、これからちょっと検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 以前、全協で教育長の口から、4月中であればもろもろの行事等を含めて半期分の授業日数なので、夏休み等を利用すれば挽回できるだろうというようなお話を伺っていたのですが、それから長期、休みが延長しまして、5月いっぱい休みになってしまいました。丸々1か月プラスになったわ

けです。年間総授業数としては今は220日ぐらいですか。2か月つぶれてしまったわけですから、30日ぐらい切れてしまった感じになるのですか、授業日数的には。それをではどうするのかということから、先ほどあったように年間計画を立てていくのかなと思うのですが、現時点で構いませんので、夏休みですとか土曜日ですとか、長期休暇あるいは土曜日を利用するというような自治体もあるようですけれども、これは自治体の教育委員会の判断に任せられているのかなと思いますので、今のところの案についてご説明いただければと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 お答えを申し上げさせていただきたいと思います。

今後の対応ということでございますけれども、まず、夏休み期間の7月21日から31日まで、これが授業日となります。したがって、8月1日からが夏休みと。始まるのが8月24日から27日まで、これをまた授業日として振り替えまして、土日挟みますけれども、土日を除く11日間を授業日に振り替えたいという考え方でいます。

それと、10月28日が群馬の県民の日ということで、今まで小中学校休校だったのですが、その日を授業日に充てる。それと、12月に入りまして12月25日、1日間だけなのですけれども、ここを授業日に充てるということで、計13日間振り替えて授業日に充てたいということで考えております。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 各学年で単位時間というのが決まっています、40分だったり45分だったり50分だったりするのだと思うのですけれども、その辺はいじらなくて時間どおりで、曜日ごとの時間も増さずに、今の日程で対応を考えている状況ということでよろしいでしょうか。はい、分かりました。ありがとうございます。

これを担保していく上で、今叫ばれているのがICTを利用した教育ということで、文科省もGIGAスクール構想ということ、2023年度末に完成のめどで、2019年ぐらいから立ち上げたのかなと思うのですけれども、5年計画。コロナの影響で前倒してこの2020年度中に1人1台パソコンを供給できればというような方向で今取組が進められているようですけれども、県の教育委員会としてもそのような指針は出されていますが、現状は町のほうへ伝わっているプランについて、決定あるいは見込みについて、どのようなタイムスケジュールになっているのか、教えていただければと思います。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 議員申されているとおり、これを総称してGIGAスクール構想という形の中で進んでいるということでございます。これはソサエティー5.0という形で、このソサエティー5.0は何ということなのですが、これからは創造社会になっていきますよということで、新しいものを創り出すということでございます。ちなみにソサエティー1.0は狩猟社会、ソサエティー2.0が農耕社会、ソサエティー3.0が工業社会、ソサエティー4.0が情報社会、それが今後は5.0ということで、創造社会に入っていくということの中で、ICTということで今叫ばれているところでございます。これが議員申されているとおりに、

今までというかコロナが発生する前は、2023年、令和5年の5年間構想でここまで持っていきたいと思いますというのが、国あるいは県の考え方ということで、当板倉町につきましても、これに沿った形の中で進めていこうということでさせていただいておりました。ただ、このコロナの関係でオンライン授業とか、またオンライン学習支援システムのサービスとか、そういうものが叫ばれてきて、急速に進んでいったという形の中で国が前倒しを図った、県のほうも前倒しを図っている。当然板倉町もこの前倒しに関連いたしまして、事務処理のほうを進めていきたいということで考えているところです。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 手元に今パソコンも携帯がいろいろありまして、ウィンドウズ自体はウィンドウズ10ぐらいがのっかってくるのかなと。タッチ操作が可能になってくるようなレベルのパソコンで、ネット環境もそれぞれつながりやすいようなレベルで、ICTなんかも入れてくるのかなと思うのですけれども、引っかかるのは、タブレット型のタッチ入力になると、今度企業に行ったときにキーボードが扱えないとか、キーボードにやると今度は本体が重たくなるとか、あと、今は取り外し式、通常のタブレットとして使用できるけれども、キーボードが接続できる形のものも出てきていますし、どれを導入していくか、それぞれでまた金額も変わってくるのだと思うのですけれども、その辺のところもよく配慮をして導入に当たっても、これを入れなさいという指定がない限りは、町の判断になるのかなと思いますので、考慮していただければと思いますし、文科省としては、ICT教育というのを指導要領の開始年度に合わせて整えなさいということで指導をして、2020年度が小学校の開始年度で、町としても対応して、職員のパソコンも新しくして、学校のパソコンもプログラム授業ができるような仕様に上げていって、よっしゃと思った時点でコロナが来て、あれっ、これでは足りないぞという話になってしまっているものですから、ちょっとかわいそうなところもあるのですけれども、ただ、学校にいれば環境は整っているのだろうと思うのですが、問題なのは、登校ができない、第2、第3の波が来たときに、また家庭学習、自粛というような形になったときに、一人一人がパソコンを持ってライン上でつながって、お互いの意思確認ですとか勉強のほうが進められる環境を整えていくというのが今の目標になってくるのかなと思うのですが、メールがつながりますよといっても、これが先ほどソサエティー5.0と言いましたけれども、お笑いは第7世代が今1番人気なのですが、通信のほうは5Gということで第5世代になっています。バーチャルの世界が現実のように動くということで今話題になっていますけれども、そこまでのことは考えなくてもいいかなと思うのですが、それを送受信できるような環境が家庭にないと、携帯、スマートフォン使っている方は分かると思うのですが、やはり通信量、通信の「りょう」といっても、お金ではなくてデータ量のことです。その制限等もありまして、環境を整えていく必要があるのかなと思っています。パソコンについては、先ほど局長から答弁いただいたのですが、各家庭の環境の調査、あるいは今後の整っていないひとり親世帯等を考えて、環境の整備についてどのような配慮をしていくのかという点をお願いいたします。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 学校の整備については、そういうことでということで、家庭にということでございます。家庭によってそれぞれその環境というのが違うかと思えます。このコロナの関係で板倉町

におきましても学習支援サービス、スタディーサプリをこの6月1日から導入をさせていただきました。そういった中、6月8日時点で調査をしたところ、既に6月1日、2日でIDを児童生徒に配布させていただきましたけれども、その中で相当の、小学校においては、細かく言いますと、東小で70%、それと西小で66%、既にスタディーサプリのほうの登録が終了していますというようなことでございます。

また、中学校のほうにつきましては、やはり関心が高いと見えまして、今現在86%が既にもう家庭の中で登録が終わっているということで、各学校にはなるべく早い時期に100%に近い数字を上げていただいて、このスタディーサプリが活用できるようにというところでございます。

したがいまして、今の数字を見てもそこそこ、議員さん心配されているギガ数とかそういうものはそれぞれ違いますけれども、そういう中で環境は整いつつあるのかなというふうに思っています。

また、この調査を最終的にあとちょっとして、まだ今は登録段階ですので、夏休み前ぐらいまでにもう一回ちょっと詳しいアンケートを取ろうかなというふうに思っています。どういう環境でスタディーサプリを使っているのか。昼間も使えるのか夜しか使えないのか、そういう部分も含めて、夏休み前にはこの各家庭の環境整備のアンケートを取りたいということで、各校長には指示は出したところです。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 時間の関係で質問のほうをこれで終わらせていただきますけれども、環境さえ整っていれば、今スタサプのお話されていますけれども、1方向の取組だけでなく、テレビ画面というか、映像を使って担任と子供たちが毎回顔を合わせるといふか、存在を確認できるというようなこともありますので、できればその辺まで環境を整えられればいいなとは思っています。これもお金の問題とかいろんな部分が含まれますので、町長を含めましてぜひその辺、ご努力いただくようお願いをしたいと思います。

まだ時間があれば、休み明けの子供の対応ですとか、あるいは今の中学校3年生の入試についてですとか、教育関係の質問はたくさんありますので、この次にまた回させていただきたいと思っておりますので、本日はありがとうございました。

続きまして、3番の路線バスについて質問させていただきます。路線バス、新庁舎を建てるに当たって、庁舎前にバス停を造りましょうということでバス停を設置させていただきました。私がちょっと気になっているのが、朝1番の発着時間、館林方面へ行くバスが8時59分、板倉東洋大駅に行く方向で8時57分が1本目の着かなと思うのです。役場前に停留所があって、職員がバスを使って通勤できない状態ではないのかということで、ちょっと疑問を持ちました。この辺についてはどのようにお考えなのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいまご質問をいただきました役場前の停留所の関係であります。この関係につきましては、館林板倉線のルートの変更を庁舎の開庁よりも若干遅れましたが、今年の4月1日からルートの変更を行いました。それに伴いまして、役場前での乗降が可能となりましたが、先ほど議員さんおっしゃったとおり、館林行きの始発が8時59分で、板倉東洋大前行きが始発が8時57分ということでございます。最終が、館林行きが4時27分、板倉東洋大前行きが4時52分ということで、役場の業務時間中に来庁されるお客様への利便性を考えた時刻設定とさせていただきます。職員の通勤に関しては想定をいたしております。



せん。現在1名の会計年度任用職員が、1つ前後になりますが、国道旧354号沿いの原宿下停留所、こちらを利用して通勤をしております。

以上です。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 旧庁舎のバス停ですと、朝、片方ですか、東洋大行きのバスは8時前半で庁舎前に着くということで、通勤が可能な時間帯があったわけですがけれども、新庁舎になると、その前の時間帯にバスが走っていないかということ、バスは走っているわけです。ですから、8時前半に1本と5時半過ぎ、就業時間終わりぐらいに1本ということで、やはり配慮すべきではないのかなと、私は個人的には考えております。これからやはり障害者雇用という面で、障害者の割合を職員の中でも増やしていかなければいけない対応が求められてくる中では、そういった配慮、厚生面でも必要なのかなと思いますので、ぜひ検討課題としてお考えいただければありがたいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 そういったご意見をいただいたということのを頭に置きまして、今後ダイヤ改正等も含めた中で、一つの案としては検討させていただきたいと思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 議員としてもこの時間帯ですと間に合いませんので、二日酔いで車を運転するとつかまりますから、ぜひ1本ぐらい、8時前半に着くようなバスがあるといいなと思っていますので、ぜひ前向きに検討をよろしく願いいたします。この件については以上にします。ありがとうございました。

最後4番、あと5分ですかね、議長。

○延山宗一議長 はい、そうです。

○6番 針ヶ谷稔也議員 4番の議会だよりに対する町長の考え方についてということで、ちょっともう少し町長に時間を残しておくつもりだったのですけれども。皆さんご存じのとおり、議会だよりの6月発行分と、その前3号について、町長の意見を議会だよりに載せるということになっておりました。1回目、2回目については、私も広報委員としてその場におりましたので、町長の趣旨としては、一般質問中に発言する機会がなくて、直接的ではないですけれども、町長のほうに対する批判的な部分もあったではないかと。釈明をさせてくれというような部分もありましたので、1回目、2回目は何とか了承したかな。了承してもしよがないかなと思ったのですが、3回目については直接、町長と質問者で討論があったわけです。それ以上に、意見書を載せてくれということ。しかも、4月10日に臨時の広報特別委員会の招集がありまして、内容を見たらその内容でした。町長の意見書を載せるか載せないかという内容でした。議会だよりのことは、議会が持つ唯一の情報発信手段でありまして、今板倉町の議会はこういうことをやっているのだよということとやっているわけですが、町長に関しましては、町のホームページで一言言える場を持っていますし、あるいはトランプ大統領ではないですけれども、SNS等を利用して意見を発信するという方法もあるのかなと思っています。というのも、町長よくおっしゃいますけれども、議会と町というのは両輪だと。特に町長と議会も両輪であると。両輪がやはり1個になるとバランスが悪くなってしまいうわけです。両輪は両輪である程度距離を取って、幅を持って進んでいったほうがバランスがいいのかなと。町長の考えも分かるので

すが、あまり歩み寄り過ぎてしまうと、そのバランスも悪くなるのかなということで、今後、こういったことをできるだけのように配慮していただけないかなということで、質問に上げさせていただいたのですが、町長の答弁を求めます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、端的にお答えしたいと思います。

要は議会だよりの紙面に執行部の意見を載せたほうがいいか載せないほうがいいかみたいなことかもしれませんが、いろいろ質問の趣旨が分からないところがあるのですが、ひとつ議会という言葉、私はいろいろ考えるのです。議員さんだけの集まりも議会、今行われている定例の議会、これ我々がいなくては議会が成立しない。議会。あるいは、板倉町の議会はどこだろうと。そうすると、場所を指す場合もあるわけです。議会だよりのというのは、それぞれに該当するものを、要望があったり、あるいは議会さんが必要と思ったことを載せるべきであると。前提は公正公平であると。例えばかつて我が議会でも、議長不信任案が可決をされました。民主主義であれば可決をされたのですが、効力がないということで、過去そういう事例がありました。それであっても、一方的裁判みたいなものはしないのです。議会で堂々と、いわゆる片方の弁明という機会を通してです。それで、一方聞きでなく公平なものを担保しているという、例えば一つの事例もありますし、そういうことを考えれば、例えば定例会の中で、片方の当事者、議会側は、町を批判したり責めたりいろいろするわけです。まずは、議会という前に、議員さんは一個人であって、今回の一般質問もですが、一番議員の禁句は「お願いします」とか、そういうことが禁句なのです。ですが、残念ながら針ヶ谷議員も「お願いします」とかと言っていますけれども、それは基本的には禁句なのです。対等だから。議員だからお願いをしたいという1つ下がって言うべき問題でもないしというのが議員必携に書かれておられて、いずれにしても、議員さんは、一般質問の場合は、一個人の考え方を述べておると。ですよ。だから、例えば議員さんの一般質問が、ほかの11人の方が、彼が言うことはもっともだという場合も多々ありますし、いや、考え方俺違うけれどもなという場合もありますし、こちらは、答えるのは公人として答えているわけですから、したがって内容の通告もしっかりとしたものをお願いしたいということで、針ヶ谷議員をはじめ非常に答えやすい、こうして通告をしてきているわけです。

そういうことから考えると、何かということは、この場で行われていることは、議会は公開ですから、町民が全部1万人以上聞いていると思って我々は答弁しています。代表者が傍聴人になるかもしれません。あるいはこの場へ来られなくても、いわゆる議会の議事録とか、それを100分の1ぐらいに要約したのが議会だよりになるでしょう。したがって、議会だよりにこそが偏見性に、だって凝縮してしまうのですから。議事録は事実を読んだりできます。そういうことを考えるときに、公平公正を担保するためには、一方が長々と質問して、これお昼からもそういう答えが出るかもしれないけれども、それで片方が、先ほども森田議員のときも、1時間予定した質問もあるでしょうけれども、でも、ここのところでは、この問題についてはちょっと思い違いをしていませんか。あるいは言い過ぎではありませんか。でも、そう思っているのでしょうか。我々はこう考えていますとか、適宜にこちらは答弁をしたいのです。それが公平公正などという、それが行われなかったという残念な気持ちがあったときに、私も12年町長をやらせていただいておりますし、その前に議員も5年やらせていただいた。その中で、町長ですからですが、最後の閉会の挨拶、だ

って本番でやらせてもらえないのですから。ひどいですよ。どなたか私が独裁者だなんて言っていますけれども、12月の議会で、時間は6月議会か9月議会にたっぷりあるから、そこで答えろなんて言っているのだ。それご承知でしょう。

○延山宗一議長 栗原町長に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、簡潔を答弁をお願いいたします。

○栗原 実町長 そういうことをできるだけ町民の皆さんに公平に判断してもらうためにこういう発言をしたいと。だから議会で、私が出したからといってそれは広報委員会等も含めて、ですから上げるべきだ上げないべきかは、私はできれば上げてもらいたいと。例えばついこの間の153回ですか、154回ですか、あれは紙面が足りないので、半分ぐらいに凝縮しなさいといえ、もっと凝縮して私のほうは出しているのですけれども、それは自分の主張ももちろん五分にしたいのですけれども、紙面の関係とかいろいろありますが、過去に、私そのものではなくて、ほかの人が集中攻撃を、個人的な攻撃は非常に難しいところもあります、議会は。検察官と被告人ではないですから。ということも考えますと、私が代わって援護しなくてはならない、守らなくてはならない部分もあるのかな。だけれども、手を挙げて議長は指さない。あるいは議員は、「あんたには質問してない、こっち聞いてんだ」と。答弁権は町長が持っているのです。よく皆さん議員さんは、何々課長答弁せよとかと言いますけれども、よく読んでください。答弁権は、私が全部答弁してもいいのです。ただし、町長とて、私なんか特にですけれども、浅学非才ですから、この関係については、名指しの課長さんがいいといえ、それでいいのかなと思って黙って答弁させておくだけ。最初の2年間、私は全部答弁しました。でも、課長が育たないからいいかげんにしてくれと内部から言われて、私たちも答弁させてくれということですから、最近では黙っていますけれども、そういう意味では、公平公正を担保とした議会だよりも片手落ちがあると心配されるときに、自分の考えを寄せて、それを取り扱っていただきたいということの考え方で、議会だよりというのは、町民の皆さんに、この行われていることの実態をできるだけ一方通行でなく、あるいは議員さんの場合は個人ですから私見が入りますから、ですからそういう意味で、そういった対応をさせていただいているわけですが、これからもそういった時が来れば、今まではだから過去3回しかありません。私が町長就任してから。ということも含めてご理解をいただければというふうに思います。

○延山宗一議長 針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 やはり議会だよりは町民の目に触れますので、何で議会だよりとうたってあるのに町長の意見が載るのだとおっしゃる方もいますし、先ほど町長おっしゃったように、そこに載ることで町長の考えが理解できるという方もいらっしゃるのだと思うのです。ですから、極力、議会だよりは議員のほうに開放していただいて、紙面スペースを、我々も町長の意見書載せるために載せたい部分をカットしてあそこに載せている経過もありますので、その辺もお含みおきいただければと思います。

もう時間が来ましたので、これで質問のほう、また時間もあれば質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。本日はどうもありがとうございました。

○延山宗一議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時30分より再開をいたします。

休 憩 (午前11時21分)

---

再開 (午前11時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、本間清議員。

なお、質問の時間は60分です。

[4番 本間 清議員登壇]

○4番 本間 清議員 4番、本間です。新型コロナウイルス感染により全国に緊急事態宣言が発令されて以来、誰しも1か月半にわたる自粛生活が続き、日常生活にも大きな影響を受けていましたが、これが解除されたとはいえ、手放しでは喜べない現況があります。ウイルスは変容を繰り返し、数十年に1度は大流行を起こし、多くの専門家がこの流行は1年から2年続くと予測されています。しかし、人類は、歴史的に見ると、大きな犠牲と引換えに、天然痘やスペイン風邪の疫病などとの闘いに打ち勝ち、今日があると言われていています。一日も早い終息を願うばかりです。

本日の一般質問は、前回通告しました質問が途中まででしたので、そこから始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、観光振興についてですが、新聞、テレビ等で、連日新型コロナウイルスのための悪影響を受けている観光地や商店街の様子が報道されていますが、板倉町においても同じように影響を受けている、同じように厳しい現況の中、観光振興など、今はそれどころではない、終息を待ってからの話と言われそうですが、いずれ感染拡大が徐々に収まってきた段階で、経済活動は穏やかに回復すると予想されています。今までと同じような状況になるためには、まだまだ時間がかかるでしょうが、今後の観光振興のために、どのようなタイミングで、どのような対策が立てられるのか、ある程度のことを考えて決めておくことも必要ではないかと思いますが、何か今後のためのお考えやアイデアがありましたらお聞かせいただければと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの新型コロナウイルス終息後の観光振興策について、どんなアイデアがあるのかということですが、非常に難しいご質問だというふうに捉えております。まずは、一日も早く終息を、また一日も早く元に戻ることを願うばかりではございますが、恐らくこれまでと同じような状況には、全く一緒の状況には戻らないというふうには考えてございます。その中で、完全に終わる終息と、一段落を迎える収束と、言葉があるかと思いますが、現在、国、県のほうでも、一応の観光の解禁を8月1日以降ということで、そちらを目途に今準備を進めているところでございます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、県内の宿泊については、1泊当たり1人5,000円の補助ということも、もう既に群馬県では始めてございます。それも7月いっぱいということで、8月1日からは、国のほうの取組といたしましてGo Toキャンペーンと、今テレビでは内容について再考すべきというような話題も出ておりますけれども、今後町といたしましては、国また県の動向を見ながら対策を講じてまいりたいというふうに現状では考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今、答弁いただきましたように、完全な復活というのは、どなたが考えてもこれは無理かなと思います。県でも県内に関しての旅行に5,000円の補助金、国も2万円前後ぐらいのことを考えているみたいですが、まだまだ先の話になるかなと思います。観光に関しましては、当分の間、近くの国内旅行から回復していただろうと言われていています。新型コロナウイルスの影響で、あまり人の多いところにはまだ出かけたくないという心理が働いているのかなと思います。そう考えますと、例えば板倉町の近県、そこに新聞広告やSNS等を発信しまして、雷電神社や三県境、渡良瀬遊水地等、近場を発信し、アピールすることもいいのではないかなと思いますけれども、この辺のところをどう思いますでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員のおっしゃるとおり、今、県内の流れといたしましては、なかなか県をまたいで移動ができないと。また、本県、本町も、東京の動きに非常に影響を受けているというところで、群馬県では現在、知事のほうマイクロツーリズム、これを進めたいのだと。それでもって知事自ら各温泉地をめぐる、いわゆる地元の方に地元の魅力を再発見していただきたいというような願いも裏側にはあるのだと思いますけれども、当然これから町内に町外の方をお迎えするのに当たっては、その3密という状況を避けなければならないと。これが大前提になってくると思います。一つの終息に向かう段階におきまして、議員のご提案のとおりSNS等の情報発信、こちらに力を入れることは、必要な施策であるというふうには考えてございます。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 伊藤課長が答弁したとおりであります、私は非常にこの先大変なことになるのだらうと思っております。というのは簡単に、国ももちろん簡単にというか慎重に対応しているのですけれども、こういう表現をせざるを得ないということで打ち出している政策が、3密を中心とした原則対策、それから新生活様式と、これを国や県が本気で、もちろん本気でやるのだらうと思いますけれども、それをやっていくということは、50人乗りの観光バスが、せいぜい20人、町のバスでしますと、今町のバスも、先ほど一番最初の答弁で間接的に触れたのですが、7月から、県は8月と言っているけれども、経済もあまり業界によって効いているから、特に観光業界とか、食関係の業界が効いているということも伺っておりますから、3密に配慮してであれば、町のバスも使ってもいいのではないかと、町としては反対しないよと。なぜなら、国だって東京都だって、歌舞伎町のキャバクラやホストクラブも、駄目とは言っていないので、自重に求めているだけですから。ただ、そこが原因になっているということで、今そこを抑制しようとしているわけですが、それらを考えると、例えば3密とは、板倉町の町バス、貸した、40人乗りを今ではどういう条件ならいいのだらうというと、一川、両窓際に2席、真ん中が補助席1席。1人と1人。真ん中へ補助席使って1人、密を考えて。換気は、できるだけ窓を開けていく。これ夏場から秋口までならオーケー。冬どうするかという問題がある。それで、縦横1メートル、2メートルというと、1つ置きにすると、8席しかありませんから8列、40人乗り、5、8、40、それを4席というと12人ぐらいしか供用できないことになるわけです。ホテルもそういうことなのです。一番観光あるいは研修とかいろんな、でも、残念ながら研修も一生懸命やるけれども、その辺りの意見交換とか交流とかというのは、慰安がついたり、宴席なんかもある1泊の場合、

それだって、ホテルがそういう対応をしていかなければ、極端に言えば駄目ということになれば、今の常識はまるっきり通用しない。お客が半分以下になれば、バス代は倍にならなければ今までと同じ利益は多分得られないとか、そういったことを考えると、非常にそういう意味では、観光に関しては、特にバスとか、集団の研修とか、そういった面での観光、そして海外、さらに行く直前にチェックされて、熱があれば切符買っていたのだから駄目ですから、飛行機。ということなんか考えたら計画も成り立たないとか、それをこれから、国や我々自治体も含めてどう対応していくかという問題になっているということでもあります。

できれば、許容の範囲内でできることという、やはり今指摘されたように、県内ならよろしいと言われていれば、県内とか近隣とかにPRをするぐらいしか、逆に言うと方法がない。だから、お店だって普通8割とか6割と入らなくては、最低限営業の元も出ないとか、50万円、100万円もらっても1か月の涙にもならないなどというのは、そういったところにあるのだろうというふうに考えますので、非常にこのコロナの問題というのは大変な問題。言い換えると、恐らくもしかすると、共存をしながら、今も共存に入りつつありますけれども、アメリカやほかの諸国でも1日1万人以上感染していても経済開放をしていくというような、自分の命は自分で守れ、だって方法がないからというようなことで、今、先進国であっても外国諸国はそういう開放の方向に行っているわけです。そういうことを考えると、もしかすると経済を締め過ぎても死人が出る、病気を放置していても同じような形になるということを見ると、今後どういうふうになるのでしょうか、想像がつくような気もいたします。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今、町長に答弁いただきましたけれども、本当にそのとおりだと思います。例えば映画館なんか今開放されましたけれども、何割どころか何十%以上の確率で席が空いております。これではとてもではないけれども採算は取れないと思います。それでもやらなくてはならない。そういったことで、先ほど私冒頭お断りしましたけれども、今は観光どころではないです。でも、それでも何かやっていかなくてはならない。できることをやっていかなくてはならないということを私は言いたいわけです。ですから、今課長から答弁いただきましたように、そういったやる方法もあるということですから、少しでも一步一步進んでいただければと思います。

次に、板倉町観光サポータークラブについてお聞きします。板倉町にも令和元年4月、板倉町観光サポータークラブの名称で観光ボランティアガイドが誕生しました。会員は12名と聞いております。観光サポータークラブは発足に際し、まちづくり協働事業補助金を活用し、活動に必要な会員のベスト製作や夏日の日よけテント購入等に充て、活動の拠点場所として、わたらせ自然館の一室を利用できるようになりました。観光ガイド地としては、雷電神社や高鳥天満宮、水場の景観、これは水塚などです。そして、揚舟による谷田川めぐり、三県境や渡良瀬遊水地等が主なガイド地になっております。また、観光客からのガイド依頼は、役場産業振興課、商工観光係でホームページにて申込みを受け付けているとのことでした。

ここでお聞きしたいと思いますけれども、新たな板倉町総合計画がスタートしましたが、基本構想の中に観光振興があります。その中の一つに、観光ボランティアガイドへの支援が計画の中にありますが、今申しましたことも支援策の一つかと思いますが、観光振興の成果をより上げるためには、官民一体となり活動することが求められると思いますが、町として今後、観光サポータークラブに対し、どのような支援を考えているのか。そして、観光サポータークラブにどのような活動を期待しているのか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 板倉町の観光サポータークラブについてのご質問です。議員非常に詳しい内容まで調査をされているようで、私の手元にある資料についても、議員がおっしゃった内容とほぼ同じような内容となっております。改めまして、サポータークラブの皆さんにつきましては、平成31年4月に、会員11名で発足、現在12名で活動をされているということを伺っております。これまでの支援といたしまして、町の補助金を活用いたしまして、具体的にはまちづくり協働事業補助金でございますが、30万円の補助をさせていただきまして、活動に当たりましての物品、備品の購入等をいただいております。また、わたらせ自然館の一室を活動の拠点としてご活用をいただいているところでございます。今後の支援につきましては、同様の支援は当然続けていこうというふうに考えてございます。

一番最後の今後の活動の期待と、どのようなことを期待しているのかということですが、まず、現在のサポータークラブの皆さんは、まずはその発足の基になったものが渡良瀬遊水地ボランティアガイド養成講座。こちらに参加をいただきまして、その講座を修了した方々が自らお集まりになって活動を始めたということでございます。現在、会員の方12名ということですが、活動がこれからより活発になりますと、もう少しその会員の増というようなこともあり得るのではないかなというふうに考えてございまして、こちらは、栃木市、加須市さんと共同ではございますけれども、引き続きガイドの養成講座等についても、町としては実施していかなければならないのかなというふうに考えてございます。

それと、現在は町内にボランティアのガイドクラブは1団体ではございますけれども、今後2団体、3団体、もしかすると専門分野におけるガイドクラブの発足ということも考えられないわけではございませんので、そちらの自主的な団体の発足に向けて、要請がございましたらば支援をさせていただきたいというようなことも考えてございます。

それと、今後の期待ということですが、ガイドクラブの皆さんは、板倉町に興味を持って入ってきていただく方に対して、最前線でおもてなしをしていただいている方々というような認識を持っておりまして、今後も最前線でガイドをした結果、リピーターとしてもう一度足を運んでいただいたり、また、その方々が口コミで新たな方々を連れてくるなり、新たな来訪者の増加に向けて、これ今後も最前線で活動をしていただきたいというふうなことを期待してございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 観光サポータークラブの皆さんは板倉町が好きで、町の歴史や町の魅力、これを多くの人々に知ってほしいと、自ら勉強し、知識を広めています。町のセールスマンと言っても私はいいと思うのですが、町の知名度アップにクラブの皆さんは、非常に尽力をこれからしていただけたらと思います。また、町の知名度アップにも当然頑張っていただけたらと思いますので、バックアップのほどをよろしくお願ひしたいと思います。町長のさっきの答弁ですと、「よろしく」という言葉はよくないらしいですが、どうしてもそういう言い方になっていきますので、ご了承をお願いいたします。

続けます。観光サポータークラブガイドの皆さんには、ガイド中に観光客との会話もまた楽しいひとときだと思いますけれども、帰り際に板倉町から買って帰るお土産がないと言われることがあるそうです。言われてみると、板倉町の名物といえば、まず、川魚料理のナマズの天ぷらやキュウリ、トマトの野菜類が思い

浮かびます。板倉町観光パンフレットの中にも、必ずといってよいほど紹介されています。しかし、どこの観光地でも販売されているまんじゅうとか煎餅、サブレ等、定番お土産と言われるものがあまり見当たりません。お土産品としては、賞味期限が長く、持ち帰りが手軽にできればと考えますと、例えばですが、板倉町マスコットモデル、いたくらの形をした煎餅やサブレのお菓子類や、キャラクターグッズとして、同じく、いたくらの形をしたピンバッジやキーホルダー、そして缶バッジ、そして縫いぐるみ等などは、子供たちへのお土産にもなるでしょうし、来町記念にもなるかと思えます。お土産品がなければつくればよいといっても、そう簡単にヒット商品が出ないことは、今までにもあったことでしょうか、町事業者や商工会と産業振興課で企画連携して、何か商品開発はできないもののでしょうか、お聞きしたいと思います。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの、何か商品開発はできないものかというところでございますが、先ほど例でマスコットモデルを活用した煎餅ですとか、キャラクターを用いたピンバッジ、缶バッジ、縫いぐるみ等、他の自治体でもそういうお土産品を開発している例があるようです。もう既に係員のほうでは調査を始めてございますが、何といても町主導で、町が単独でということよりも商工会、関係機関と連携をしながら進めていくべきなのかというふうには思っております。幸い商工会向けには800万円の事業運営補助金のほかに100万円の補助金の枠もございますので、町を訪れた方々に対して、お土産品の開発事業というようなことであれば、そちらの補助金にも該当してくるものと考えてございますので、商工会等々と今後協議してまいりたいというふうを考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 その製品をつくれればそれで目的は達したというのでは、当然駄目なわけですが、やはり商品開発する以上、販売網というものを確保しなくてはならないと思えます。取りあえず三県境の近くにありまの道の駅かぞわらせですか、まずそこに置いてもらうと。そして、町の商工会なり商店の方に置いていただくと。その先のことを考えないと、やはりそこで止まってしまうわけですが。口で言うのは簡単ですが、そういった皆さんの協力がなければできないと思えます。キャラクターグッズとしましては、千代田町で、マスコットモデルのみどりちゃんというのがあるのですけれども、そこでピンバッジが1個300円で、縫いぐるみは1個1,000円で、役場窓口で販売しております。そのかわいらしさから、町民の方には評判がいいということですが、こういったものはくだらないとかつまらないとか、そういうふうに思われがちですが、こういうものをつくる場合には遊び心が私はないと駄目だと思えます。ピンバッジ1個が300円ですから、これは500個つくっても15万円です。縫いぐるみ1個1,000円で、これが300個つくって30万円。45万円です。50万円もあればできるわけですから、町のPR商品、またマスコットモデルということで、そこそこの需要があるのかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 貴重なご提案ですので、今後の参考とさせていただきますと思います。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 一言で終わってしまいましたけれども、そういう言い方しかできないと思えますけ



れども。

次に、頼母子のしだれ桜についてお聞きしたいと思います。海老瀬頼母子のしだれ桜は、推定樹齢250年と伝えられておりますが、250年前ですと江戸時代中期の頃になりますが、その頃から人々の暮らしを見詰め、春になると咲き誇る花の美しさを時代を超えて、たくさんの人々が見とれていたかと思うと、少し不思議な気持ちになります。板倉町随一の桜とってよいでしょう。地元の人々にはもちろん、ホームページやSNS等から知り、訪れる人は多いかと思いますが、シーズン中に何人くらいの方がこの桜を見に来ているのか分かりますでしょうか。また、町外からは何人くらいというのも分かりますでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 頼母子のしだれ桜、今シーズン何名ぐらいが来町したかというお尋ねです。この件に関しまして、サポータークラブのほうから資料のほうをいただいております。今回しだれ桜の開花、8分咲きが3月20日で行いました。3月20日から3月27日までの間、コロナ対策を行いながら、自粛体制の中でも、サポータークラブの皆さんは、しだれ桜で観光ガイドをしていただきました。その際、聞き取りによる簡単なアンケート調査を行ったというふうに聞いております。3月20日から3月27日の間、合計で2,130名の方に対してガイドを実施していただいたということでございます。内訳ですが、分母が2,130のうち、群馬県内が934人、割合にしますと43.8%、埼玉県498人、割合で23.4%、栃木県233人、10.9%、茨城県387人、18.2%、東京、神奈川、千葉、その他含めまして合計78人、3.8%というような状況がアンケート調査から確認ができたところでございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 2,130人ですか。結構見に来ていますね。また、意外と栃木、埼玉、群馬ですか、県外の方が多いということは、やはりSNS等の情報から知ったのかなと思います。やはりこういう情報というのは大切かなと思います。こうした観光に関するデータ取りといたしまして、これからも観光サポータークラブの皆さんには、何かと協力いただけたらと思いますので、官と民の連携や情報の共有化というのを、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、しだれ桜の木の状態についてですが、世代を超えて咲き続けているしだれ桜ですが、樹齢250年ですので、老木ですので、木の勢いが衰えているように見えます。肥料散布とか害虫駆除など、町でも対策を取っていることと思ひますが、木の健康状態といたしまして、現状はどうなのでしょう。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 この頼母子のしだれ桜につきましては、板倉町指定の天然記念物ということになってございます。そんな関係で、いつもその状態については、気をつけているところでございます。そういった中、一昨年、平成30年度に腐朽菌が繁殖しているということが見つかりまして、その中で樹木医の診断を受けてございます。そういった中、もう古木であるということ、完治は難しいよというようなところで、今の状態を保つということで、延命措置ということで、毎年施肥、要は肥料を与えて根を丈夫にするということの措置を取っております。今はその施肥のおかげで、一昨年度の状態を保っているというような状態でございます。

以上です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そうしますと、いつまでも頼母子のしだれ桜として咲き続けてほしいと思いますけれども、終わるときというのはやはり来るわけです。そうしますと、二世といいたらいましようか、例えば今の現在の桜を挿し木などをして後々に備えるというようなお考え、そういった心配はまだないのでしょうか。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 このしだれ桜につきましては、町の所有ということではなくて、天然記念物ということで、所有は頼母子地区の所有となっております。そういった中、このしだれ桜につきましては、今後にも継承というところもありますけれども、頼母子の方々と協議をしながらであれば進めていくということになるかと思いますが、施肥を実施している造園屋さんによりますと、発根はちょっと難しいかなというような意見もございいます。また、実施した場合でも、長期的に十分な養生が必要になってくるということになるというようなご意見もいただいているというのが実情でございいます。

以上です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 あれだけの見事な桜ですから、次の世代まで引き継がれていけばと思っていますけれども、現状はちょっと厳しいということで認識させていただきました。日本の国の象徴としての花は桜です。同じく板倉町も町花、町の花は桜になっております。そういったことから、少し思い入れを感じた次第です。

次に、移ります。

[「答弁させてもらっていい」と言う人あり]

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 しだれ桜の件ですが、本間議員さんの意見を今お聞きをしまして、やはりそういった生き物ですから、いつかは枯死することもあるのだろうということは当然のことですが、その後を考えないのかということについては重要な質問だと思っております。例えば今年、ここにもいらっしゃっております東地区の活性化協議会という名前で、離山を管理をさせていただいているボランティアの皆さんがございいますが、そこへソメイヨシノが欲しいということで、20本だったかな、それ以上だったか、いずれにしても、町の公の場所でもあるということも含め予算取りしまして、遠く植木屋さんからソメイヨシノの苗木を取り寄せて、ボランティアで植えていただいたりという経緯もありますので、今のしだれ桜のところに、例えばそういう苗木を買うことで、例えば何十年効果の予備という意味も含めてということが、地区の皆さんの了解が取れば、そういった方法も取れる可能性もあるし、あるいは別に、しだれ桜が板倉町に何本あってもよろしいと。雷電様の隣にもあってもいい、あるいは役場のそばにあってもいい、南地区にもあってもいいというようなことでもあれば、そういった対応も取れないことはないわけでありますので、ぜひそういう意味では前向きに、しだれ桜があそこの固有のものなのか、俗にいう植木屋さんが扱っているしだれ桜と同じようなものなのか、あとは挿し木が発根率が弱いという話はしましたが、それは挿し木にした場合の発根率なのか、

今の古木が、幾ら肥料くれてもそんなにもう期待したほどの発根率が、いわゆる若返り率がないということなのかも、直接私も聞いておりませんので、そういったことで、挿し木や接ぎ木や、そういったものが可能かどうか、あるいは一定の年齢の経た苗木を買うことも可能かどうかも含めて今の質問と思うので、場所を変えたら、あるいは挿し木ができたらどこに植えたらよろしいとか、そういったことも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 今、町長答弁のように、何らかの方法、たとえ現在の木でなくても、しだれ桜系といたしましょうか、そういったものでまたやっていただければうれしいなと思う次第です。

次へ移ります。観光地としての雷電神社についてお聞きしたいと思いますけれども、少し前になりますが、今年1月の「ぐんま広報」で、「ぐんまの寺社の魅力を発見・発信！」の見出しで、板倉町雷電神社が特集されていました。群馬県では、県内にある近世を中心とした寺社建築や寺社にまつわる民俗芸能などの調査を行い、寺社の知られていなかった魅力を理解してもらい、群馬の新しい魅力として県内外に発信し、誘客につなげていく特集を組んでおりました。その特集の中で、江戸時代のけんらん豪華な装飾建築の移り変わりの寺社建築として、江戸時代後期に建築された雷電神社本殿が紹介されておりました。江戸時代後期の特徴としては、軒下や壁のほか、縁の下にも装飾が施され、この芸術性は江戸時代に向上したとされています。日光東照宮の装飾はあまりにも有名ですが、建築に関わった彫り物師の子孫の中には、日光から比較的群馬にも住むようになり、群馬の装飾建築に関わりを持ち、発展していったとのこと。そして、県内の寺社建築のほとんどは江戸時代に建築され、それ以前にさかのぼるのは板倉町雷電神社（末社八幡宮・稲荷神社殿）など少数です。雷電神社の歴史的価値や彫り物のすばらしさは、人々にとってはずっと前からそこに存在していることが当たり前であって、意外と気づきにくいものです。板倉町への観光客誘致を考えると、この雷電神社を観光地の拠点として、高鳥天満宮や三県境、渡良瀬遊水地等へのつながりを一層強化する必要があるかと思えます。これらの場所は、年間を通して季節に関係なく、いつでもそこへ行ける、見られる、体験できる観光地になります。町の観光地が少ないと言われている中、少しでも交流人口を増やし、町の知名度アップをとと思いますが、どう思われますか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員お尋ねの雷電神社、また高鳥天満宮、三県境、これらのつながりを一層強化すべきと。また、それをもって交流人口の増加を目指してはというところでございますが、全くもってそのとおりだというふうに認識をしております。当然板倉町といえば雷電神社と言われるぐらい、町としても観光拠点の最大なものというふうには捉えております。残念ながら今回コロナの影響で、例大祭も通常の参詣のみということになってしまったようではありますが、今後も雷電神社、また高鳥天満宮、三県境、こちらを町のPRすべき観光スポットとして、一連の流れの中でつながりを持った観光案内ができるように、今後サポータークラブの方々等とも相談をしながら、魅力、情報の発信に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 雷電神社を観光地の拠点とするためには、創建された当時の姿がよみがえればと思

いましたのですけれども、前回の質問で修復費用ですか、これが桁違いの金額の大きさなので、現実には厳しいなというのを知らされたわけですが、現実はやはり今できることを一つ一つやっていくという、積み重ねていくということなのではないでしょうか。

また、話はちょっと違うのですけれども、今年の4月1日から6月30日まででしたか、群馬県での観光キャンペーンということで、群馬デスティネーションキャンペーンというのがあったのですけれども、これがコロナの影響で中止といたしましうか、実施されないことになってしまったようでも、これがもし実施されていけば、板倉町もその中の一つとしてPRされていたのかなと思うと、ちょっと残念な気持ちがありました。今課長答弁のように、そういったできることをやっていくということで、それはお願いしたいと思います。

次にですけれども、雷電神社への観光案内板についてですが、町内の電柱やポールに道案内となる案内板が掲げているのを車で運転中に目にすることがあります。また、水郷公園入り口信号機と大新田信号機付近には、雷電神社へ案内する看板が立ててあります。見知らぬ土地を訪ねたとき、この案内板や観光板に助けられることは、誰も経験のあったことと思います。そう考えますと、交通量の多い国道354号バイパスの西側と東側の板倉町への入り口付近にも観光案内板があればと思いますが、特定の神社仏閣に際しては、それはとても難しいことは承知しておりますが、観光振興という意味合いから、何らかの方法を使ってバイパスにそういったものを取りつけるといったことはできないものではないでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 議員先ほどおっしゃいました、水郷公園入り口の信号と大新田の信号機のところに雷電神社の案内看板が設置してございます。こちらを私も確認をしておりますが、いずれも雷電神社独自で設置された案内看板ということで承知をしております。そのほか国道354号、またバイパス等に、こちら群馬県で設置しました道案内というような観光案内板が設置してございますが、こちら平成24年だったと思いますが、年度についてはちょっとあやふやなのですけれども、以前の群馬県におけるデスティネーションキャンペーン、このとき板倉町の観光地の案内板を県が設置するというようなことで、雷電神社、それと高鳥天満宮、そちらについて要望しましたところ、群馬県のほうで設置していただきました。こちらは主要箇所ポイントごとに設置してあるものというふうに認識をしております。議員がおっしゃいます西と東の入り口付近、私も思い起こしますと、いろんなところに行きますと、「ようこそ何々市へ」とか、「またおいでください何々市へ」というような看板のイメージができるのですけれども、そのような看板を設置することは可能と思われませんが、個別の雷電神社のみですとか、高鳥天満宮のみというのを町が設置、果たしてできるのかなというところで、今素直に考えますと、ちょっと難しいのではないかなというふうに考えてございまして、その付近に独自に設置をするというようなご希望がありましたら、町のほうでは、多少なりとも支援はできるのではないかなというふうには考えてはございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 神社仏閣に対してはそういうことです。了解しました。今課長がおっしゃいましたように、「何々町へようこそ」とか、「気をつけてお帰りください」というあの大きな看板、ああいうものを建てるということは、町にとっては大きなPRになると思います。バイパスを車で運転している人にとりま

しては、その看板を繰り返し見ることで、潜在意識に働きかけるサブリミナル効果というのがそうだけれども、そういうのを期待できるみたいです。無意識のうちにその地名を覚えてしまう。そういうことを考えますと、板倉町の地名を覚えてもらうということだけでも、結構町のPR、その効果はあるのではないかなと思います。こういった看板、もちろん費用はかかるでしょうけれども、1回立ててしまえば10年ぐらいはゆっくりもつかなと思うのですけれども、そちらの方向でも考えていただければと思いますけれども、課長から前向きな答弁をいただきましたけれども、それはぜひまたお願いしたいと思います。何かありますか。別に今の言ったことで同じでしょうか。

○延山宗一議長 伊藤産業振興課長。

[伊藤良昭産業振興課長登壇]

○伊藤良昭産業振興課長 東北自動車道を走っていると群馬県への入り口、当然これ板倉町への入り口なのですが、渡良瀬川のところです。板倉町というのと、確か水色の湖っぼいのとグライダーが、たしか板倉町は、「群馬県へようこそ」ではないですけれども、そんな看板が設置してあるというようなことをちょっと思い浮かべます。例えば東西の入り口に板倉町をイメージできるような看板、そこに例えば雷電神社のイラストがあるとか、天満宮のイラストがあるだとか、キュウリのイラストがあるですとか、あと意外と知られていないのですけれども、板倉町は花の栽培、この間、母の日がございましたが、カーネーションの出荷は、全国有数の出荷地ということもございまして、板倉をイメージできるようなデザインの看板を設置するというようなことは、議員おっしゃるとおり非常にイメージとして頭に残るものではないかなというふうに感じてございますので、ご提案を参考にさせていただきたいというふうには考えてございます。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 続きまして、次は、地震災害についてお聞きしたいと思います。

板倉町での自然災害で最も気がかりなことは、台風による利根川や渡良瀬川の氾濫による風水害であると思います。このことは、間もなく町内毎戸に配布予定の防災マップの内容を見ても分かります。これを読むことで、風水害に対しては、事前に心構えや避難準備等、対策を取ることができますが、それに対し地震は、ある日当然予告なく発生します。このところ千葉県や茨城県、栃木県を震源とする震度4前後の地震が発生し、緊急地震速報が発表される事態もあり、東日本大震災の再来かと驚くこともありました。過去の大地震で思い出されるのは、私たちも体験した2011年3月11日発生の東日本大震災があります。そして、今後、気がかりなことは、2018年から30年以内にマグニチュード7級の首都直下地震が70%の確率で発生すると想定されていることです。地震の発生予測については、現在の研究でもかなり難しいとされていることは承知しておりますが、近い将来、大地震が発生することは否定できません。そのとき東京に近い板倉町も甚大な被害をこうむることは、これも否定できないと思います。地震の被害をより小さくするにはどうしたらよいか、被害を受けた場合、一日も早い復旧を目指すにはどうしたらよいか、ふだんから考えておく必要があります。特に住宅の被害を受けた住人の方は、建物の状態を一刻も早く知り、以前の日常生活を取り戻すことを望んでいると思います。

そこで、被災建物の危険度判定が重要になってきます。この危険度判定については、1級建築士、2級建築士及び木造建築士で、県の講習を受け、県から応急危険度判定士として認定を受けた有資格者が携われることになっています。この応急危険度判定士によって使用の可否を判断された被災建物に対し、緑色は安全

で建物の使用は可能、黄色は注意が必要、赤色は危険で、建物の使用は不可の貼り紙が建物に貼られていたのを新聞やテレビ等の報道で見たことがあると思います。この建物の危険度を判定する応急危険度判定士は、板倉町や邑楽、館林管内で有資格者は何名いるのか。また現在、板倉町の世帯数は約5,700戸ですが、万一町内で地震による被災建物が発生した場合、応急危険度判定士による被災建物の調査日数は何日ぐらいかかるとお考えでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 ただいまのご質問でございますけれども、被災建築物応急危険度判定、またその対象者数、そういったことに関しましては、議員さんがお話をいただいたとおりでございます。応急危険度判定士の人数でございますけれども、まず、群馬県内におきましては、登録者、民間の方が1,620名、行政416名、合わせて2,036名となっております。近隣の登録の状況でございますけれども、館林におきましては、民間が43名、それから行政が18名、計61名でございます。邑楽郡内におきましては、民間が42名、それと行政が9名、計51名となっております。板倉町でございますけれども、民間の方9名、行政2名ということで、行政の2名につきましては、町の職員が2名ということで、計11名の方が登録をされているというような状況でございます。

次に、地震により被害が出た場合、町の全体の調査をするには何日ぐらいかかるかということでもありますけれども、まず1日どのぐらい判定ができるかということに関しまして、町に対して事例がございませんので、仮に阪神・淡路大震災、これを例に取りますと、1組、1日約14棟の調査ができるというような結果がございまして、そういった形で想定いたしまして、判定士については、2人1組というようなことで作業に入るわけですが、50組100名の判定士が調査を行うというような仮定をいたしますと、1日700棟の調査ができることとなります。板倉町全体の建物の数、これについては、住宅だけでなく物置、また倉庫、また会社、そういったものも全て含まれると思いますので、固定資産税の対象となる家屋、これを基にして考えますと、家屋の数が約1万700棟ということになりますので、これを700で割りますと約16日間かかるような結果になるかと思います。ただ判定士、これ約100名というふうな計算ですが、何人入れるかによってこの日数が全く変わってくるということになりますので、あくまで参考ということでお願いしたいと思います。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 群馬県全部で2,036人ですか、結構いるものですね。板倉町でも11名の方がいらっしゃる。邑楽郡内、館林合わせれば120人ぐらいということですね。そうしますと、本当にこれは机上の計算になるのでしょうかけれども、大体2週間ちょっとぐらいで、仮に板倉町全戸を見るということができるということですね。阪神大震災のときなんかは、あまりにも倒壊件数が多かったために、年単位のきつと年数がかかったのでしょうかけれども、建物の危険度判定というのは、早急に実施されれば、建物の倒壊のおそれがない場合というのは、これ自宅避難というのか在宅避難ですか、できるそうです。これが長期化しますと、家の修繕や、場合によっては家の建替えということも検討しなくてはならないのですけれども、それができないということなので、大変困ると聞いております。また、被災者への見舞金や修繕費用の助成申請にも関わってきますので、万一のときは迅速な調査をということで、転ばぬ先のつえということで、よろしく願

いしたいと思います。

○延山宗一議長 本間議員に申し上げます。

間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

○4番 本間 清議員 では、危険度判定士のことについてもうちょっとお聞きしたいのですけれども、ちょっと時間がないので、最後に住宅内の地震対策ということでお聞きしたいと思ったのですけれども、要約しますと、地震によって建物内の家具、家電、これが転倒する危険があるわけです。そうしますと当然、睡眠中なんかですとけがをしたり、場合によっては死亡したりすることがあります。こういったことは、そういう危険性があるということをは何かの広報なり新聞なりで知ることが、皆さんあるのですけれども、なかなかそのときは、何か対策をしなければならぬと思いつつ、やはり日にちがたつとついつい忘れてしまうことが多いわけです。たまたま今月の「広報いたくら」に「耐震診断から始まる地震に強い家づくり」の見出しで、地震に備える特集がありました。今度防災マップに関しまして、町では折を見て、時期を見て住民説明会を開きたいと聞いておりますので、そのときに合わせて、地震対策についても一緒にやっていただければということをお願いしたかったのですけれども、このことはどうでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ただいま本間議員さんからお話しございましたが、現在作成中の防災マップにおきましても、地震対策ということで、発生後の行動という、ご注意いただく点等について、行動等につきまして掲載をさせていただいております。これらにつきまして、全体の防災マップの説明と併せまして、今お話しございましたが、住宅内での家具類の転倒防止、落下物の防止とか、そういったものと、あとは火気、火の取り扱う器具の注意等、そういったものにつきましては、消防署とも連携をいたしまして、転倒防止の器具の取付け方法とか火気器具の取扱いの指導等も含めまして、水害と併せまして地震対策につきまして啓発を図ってまいりたいとは考えております。

以上です。

○延山宗一議長 本間議員。

○4番 本間 清議員 そのことをよろしく願いいたしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終了させていただきます。

[「ちょっと一言」と言う人あり]

○4番 本間 清議員 町長、何かありますか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 1時間かけていろんな質問いただきました。観光関係については、揚舟も正直言って船頭さんが非常に高齢者ということで、最近は船頭難になっていまして、いつこぎ手がいなくなるか分からない状態です。板倉町の一番の揚舟、宣伝効果が非常に絵になるというか、そんな揚舟もそういう状況です。しだれ桜も、先ほど言ったように年齢があるとすれば、いつどうなるか分からないということも含め、雷電神社、宮司さんが代わってしまいまして、非常に地元との距離があると。前よりもちょっとあるような感じがしまして、雷電神社の振興、いわゆる隆昌に対して町も、もちろん無関心ではありませんので、

法で可能な限り雷電神社の表参道も町が本宮の階段の下まで、町道であったものですから、町がそれを口実にしてお金つぎ込んで、国の資金等も引き出して対応したり、いろいろ苦しい流れの中でも協力をしているわけでありませぬ。

そういうことでも、今言ったように板倉町を代表するそれぞれのものが、もしかすると、風前のともしびみたいなところもあるものですから、既に揚舟については、こういった方向性で考えられないかとか、腹案をもって今検討させていますし、しだれ桜についても先ほどのようなものというようなことも含めて、あるいは土産の関係の提案、これについても過去既に揚舟を始めた時点で、町内の有力な業者に、お土産品の開発ということで、ショートケーキみたいなイメージのお土産もつくっていただいたのですけれども、生ものに近いわけですから、なかなか売れなければ採算が全然合わないというようなことも当然ありますので、基本的には土産についても、先ほど本間氏も言われておりましたように、日持ちのするもので、やはりそれで土産になるものでとか、いろんな条件をつけながら考えましょうということで、この間実は担当課長あるいは副町長も含め、板倉町の観光の面の大きな問題点を洗いざらい、ちょっと意見交換をしながら対策を打とうというふうに、その基本的な合意はできておりますので、雷電神社の案内板や天神様の案内板を、直接結びつくかどうかは別として、特定の神社だけやるとこちらの神社、うちのほうもやってもらいたい、なぜやらないのかという、必ずそういう問題も発生しますので、公平公正を考えながら、町の、先ほど本間氏が言ったようなPRを踏まえた上でそこに、担当課長がイラストみたいなものとか、いろんな工夫をしながら、町で法的制限をクリアできるような方法を使いながら、いよいよやはり真剣に対応していかななくてはならないというような感じがいたしておりますので、次年度辺りに大きくそういった一歩を踏み出せばいいなという感じはいたしておりますので、確約をするものではありませんが、真剣に検討するというのをこの場を借りてお伝えを申し上げます。

また、雷電神社につきとしては、4年に1遍、今年、鶴ヶ島市と板倉町雷電神社との、いわゆる深い関係がありまして、おととい東京テレビ放送で1時間にわたって、鶴ヶ島の雷電神社の脚折雨乞祭りという、300人、300メートルの大蛇を作って、300人以上の若手600人参加したということですが、その本宮が板倉の雷神神社で、4年に1遍、オリンピック、ですから今年の年なのですが、二、三日前放映されていたのは、この前のときの4年前のものでした。今年コロナで中止になるかどうかは分かりませんが、非常に埼玉県でも5つの、秩父の夜祭とか、そういう数えられるお祭りの一つになっておりまして、ほこらは雷電神社は末社ですから、本当のこれがあの祭りをやるのかというぐらいのみずぼらしいほこらですが、そういう非常に地域団体の力を持って、埼玉県が5大祭の一つにして、知事から全国会議員、衆議院、県会議員から全部が集まって、大きい例えば東京の競技場みたいな……

○延山宗一議長 栗原町長に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

○栗原 実町長 イメージがある中で、その沼へその大蛇を運び込んで解体をするという大きな祭りが、板倉と縁があるということも含めて、いろんなものを機会に雷電神社と絡めた発展や、そういうものを模索しているのですが、なかなか板倉町の観光にまでまだ持ち上がらないということも含め、積極的に対応してまいるということを、この場として、仕上げの答弁として申し上げます、最後のご挨拶みたいな形になってしまいますが、そういうことで答弁に代えたいと思います。



○延山宗一議長 以上で本間清議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

13時30分より再開をいたします。

休 憩 (午後 0時36分)

---

再 開 (午後 1時30分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[10番 青木秀夫議員登壇]

○10番 青木秀夫議員 10番の青木です。よろしくお願ひします。昼食後の睡魔に襲われる時間帯です。質問者の私もそうならないよう気をつけて頑張りたいと思ひますので、よろしくお願ひします。直ちに質問に入らせていただきます。

3月議会の議会だよりに掲載されています町長見解についてお伺ひします。その中で、「言論の自由を踏まえて」という記述があります。言論の自由という見解については、これは人によっていろいろ見解があるかと思うのですが、言論の自由とは何かについて、町長と認識を共有に向けて幾つか質問していききたいと思ひます。

言論、表現の自由に関しては、2つの違った関係性があると。言い換えますと、2つの土俵といひますか、2つの世界があると言えらるのではないのでしょうか。1つは、私たち日常生活における個人対個人、民間人対民間人、いわゆる私人間の関係です。言論の自由は、この私人間の関係においても無制限、無条件では認められておりません。一定の制限の範囲内でしか認められていないわけだ。それを皆さんが守っているから、私生活の中で我慢しているから平穩に生活していけるのだと思ひます。もう一つの言論の自由についての関係性は、公人対私人の関係です。公人と私人の関係の中で、公人は私人に比べると、いろいろと言論の自由について制限を受けているわけだ。よく守秘義務違反だとか、そんな程度のものでなくて、いろいろ制限を受けているわけだ。一般職員も入職時に宣誓書を皆さん提出していることで、これは当たり前にご存じだと思ひます。その公務員の中でも特別公務員は、特に強い制限を受けているのではないかとと思うのです。今日は、公人対私人の関係性について、その土俵の上で、その世界の中で言論の自由をめぐって幾つか確認していききたいと思ひます。

まず、私が配付しました資料、B4のほうを見ていただけますか。B4の2枚目、1列目の上から3段目、そこを見ていただければと思ひます。ここに憲法21条の記述があります。簡単ですから読み上げますけれども、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」という規定になっております。しかし、この規定、縮めると「言論の自由を保障する」としか書いていないのです。これ国語の先生が採点したら、10点満点で二、三点の出来映えだと思ひます。それがこういうふうな現実にあるわけだ。これ何のことだか分かりません。この一文に絞ってみます。目的を書いている。出来の悪い一文だと思ひますが、みんな立派な学者が作った文章ですから間違いはないのでしょうか。そこで、この国語的には、

一般論で言うと出来映えが悪いのですけれども、「言論の自由を保障する」と書いてあるわけだけで、誰が保障するのか、誰に保障するのかと、そういう言葉を補わないと、最低この文章としては、これ整わないと思うのです。それを誰かと誰にを特定して共通の理解をしない限り、それぞれの立場で都合よく解釈されると、この言論の自由もばらばらになってくると思うのです。そこで、この誰が保障するのか、誰に対して保障するのかを、誰かを代表して国家、もちろん国家あるいは県、市町村、あるいは大学、ああいった権力機構が入るわけですけれども、代表して国家、そして誰にをについては、分かりやすく国民、住民、代表して住民とするというふうになっておるのですか。このことについて町長の見解はどうですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 お答えします。

法律学者でもありませんし、ついこの間まで農業をやりまして、10年間町長を務めているだけのただの人間でございまして、法律家が、あるいは青木議員さんが、聞くところ大学法学部出身の議員さんが言われる、その方も今言われたように、どういう意味が分からないと言われるぐらいの難しい解釈、いわゆる憲法論議をするつもりはございません。

まして、片や私の……

「はい」と言う人あり]

○栗原 実町長 いや、まだ答弁中です。私の資料を議長、これ配付していただきました、これを使って、皆さんに渡っているの。

「はい」と言う人あり]

○栗原 実町長 今日の議会、青木議員さんとの答弁については事前に通告がございました。事前の通告で、板倉町だけでなく全国の議会議員に対する心構えというようなものを中心とした、これは憲法でも法律でもございません。ルールとか心構えとかそういった程度のものでございます。それらを通告をしていただきたいというものが一般質問というのがあります。通告をしていただいたのですが、通告の内容をしなければならぬというのがあります。一般質問は、テーマを議員さんが個人として自由に設定するからです。

「議長、後で聞いていくから……」と言う人あり]

○栗原 実町長 まだ答弁です。

「だから聞いていくから、議論がずれちゃって」と言う人あり]

○栗原 実町長 だから、あなたの言うような議論は、あなたが自分で主導するというわけにはいかないのです。答弁だから。

「その見解がどうかでいいんですよ。後で順次聞いていきますから」と  
言う人あり]

○栗原 実町長 いや、あなたは、だって12月の議会で、6月、9月に答弁時間やるからゆっくりしなさいなんて言っているではないですか、書いてありますよ、議事録に。

「いいですか。それは横から出てきて手挙げて、俺に答弁させろって言うから、町長には、先々3月も6月も9月もあるからゆっくり聞きますからって、今日は町長に聞いてないんですという意味で、そういう

後でと言っているんですよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 いや、だけれども、質問というのは、ここに傍聴席が入って、自分の勝手なことを主張されて、それに対して反論があれば反論するのが当たり前、それが公平の原則ではありませんか。そういったことで、ちゃんと質問の内容をしっかりと通告してくださいということがあってもかかわらず、しかも、この12年間私は町長をやっていますが、ほかの議員さんに対して12年間、何十回という一般質問に対して、そういった内容を改めて求めたことはございません。あまりにも、例えば関連してくるでしょうけれども、冒頭議員さんが申し上げた、いわゆる議会だよりの反論等々について、そういったことに関連して、答えを聞きたいという通告ですから、それだって範囲を求めています。内容は何が聞きたいのか分からないから通告してくださいと言っているけれども、通告もしないで突然憲法の話を出して、それは議長、通告どおりの内容になるのですか。時間が来るまでにたんと述べて終わってしまうかもしれません。議長はどう判断されるのか。例えばそれは議会の議長のルールで回されるわけなのですから、取りあえずそれはいいです。今のところは議長には求めません。

答えは今言ったとおりです。ここで青木議員さんと憲法論議とか、基本的人権とかそんなものを議論するつもりはございません。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 何も難しい話をしているのではないのです。これは、中学校の学習の中からコピーしてきた問題で、高校入試に必須のような問題で、ただ文章の話をしているだけです。何も専門的なことを言っているのではないのです。この文書を、主語というか主体は国家、客体というか目的語はこれ「国民の」を入れないとこれ文章として読めないですよと聞いているだけです。それで次に、この21条に、誰かを「国家」、誰にを「国民」に当てはめると、こういう文書になるのではないですか。「国家は言論の自由を国民に保障する」となるわけです。この一文でもまだまだ未完成というような感じがします。この言論の自由は無制限、無条件に認められているわけではありません。一定の条件、制限の下に保障されているのではないですか。その一定の条件、制限は、公共の福祉に反するか否かがこの基準になっていると言われているわけです。ですから、この憲法21条の短い文面に、「公共の福祉に反しない限り」を補充しますとこうなるのではないですか。「国家は言論の自由を国民に公共の福祉に反しない限り保障する」ということになるわけです。この公共の福祉に反するか否かが言論の自由が認められるか否かという鍵になっているのではないかと思います。町長の見解はどうですかと聞いているのです。

「分かりません」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 分からなければ分からないでいいです。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 分かりません。第一、質問通告のない勝手な論理展開に対して答える義務を持っていません。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 この地方公共団体は、これは地方自治法でこれ法人化されています。国はどうかというと、この法人化されているというふうな明文な規定も見当たらないのですが、この国家自体が法人

であるというふうになされているのではないのでしょうか。この法人であれば、国家や地方公共団体を運営するのは、言うまでもなくこれは公務員、人間です。その公務員は、公務員と私人との関係の中で、憲法にも規定されているこの言論の自由をはじめ、多くの基本的人権を保障しなければならないという縛りをかけられておるわけです。この資料のB 4の2枚目を見てください。2枚目の1列目、上から4段目、憲法17条が規定されております。これにあるような責任も公務員は負わされているようなのです。極論を言いますと、こんなこと、これは極論だけれども、公務員には言論の自由はないのだなんて言って書いている人だっているわけですが、これは私、極論だと思ってくれる。そのプライベートの部分はもちろん除いて、言論の自由はないのだなんて極論を述べている。これもどうかと思うのですけれども、そういう意見もあるのです。その公務員の中でもこの特別公務員は、この資料の4枚目の2列目……

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

通告をされておりますので、通告に従って質問をしてください。

〔何を言っているのか分からない〕と言う人あり〕

○10番 青木秀夫議員 だから、よく聞いていなくては分からないし、3段目にこの憲法の99条の規定があるわけです。このような責任を負っていることになるのです。この99条は、国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務と規定されております。町長も副町長も教育長もこの特別公務員に当たると言われております。国、この地方公共団体は、その他多くの権力機構は、すなわちこれ公務員はなのです。憲法によって基本的人権を保障させられているのです。基本的人権を侵害してはならないというふうの規定されておるわけです。それは、戦前の人権無視とか、非民主的独裁政治に対する反省の上に権力の暴走、権力の乱用を制限するため、縛りをかけるために、国民が国民の権利、自由を保障させるために、国家にそれを守らせるために制定されているのが憲法であると言われておるわけです。よく憲法は何の目的にされているのか。中学校でもやっているでしょう。憲法は何の目的にできているのだと。憲法は、国民が権力の暴走、あるいは権力の乱用を縛るために、国民によってつくられているのだというのが、これ通説になっているのですが、それについての町長の認識だけでいいです。そうであるかそうでないかというので。

○延山宗一議長 栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 憲法はそういうものだろうと思っております。ただ、解釈が、違憲か合憲かで全て、弁護士の間でも、法曹関係でも分かれる場合もありますので、我々がとやかく言う筋合いではなく、浅く書かれていることをそうだなと思って守ればいいのだろうというふうな程度の理解で務めさせていただいております。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 いや、この憲法の縛りがあるからです。今回のコロナショックにおいても、国は非常事態宣言が発せられないのです。いろいろ憲法というのは縛りがあって重しがかかっているから、安直に非常事態宣言を発動できないのです。国民の権利だとか、自由を侵害することにもなるから、ああいうもごもごした曖昧な対応を取っているのではないですか。これが効いているから非常事態宣言もすばっと今の日本では発動できなかったということになるのではないですか。

それでは、次に、3月議会でも質問したのですが、再度伺います。平成30年の3月議会の議会だよりの145号発行に当たって、広報委員会終了後、印刷直前に、私の一般質問の大見出しについて、大見出しの件で変更してほしい、直してほしいと、町長は私の家に押しかけてきたのですが、それは問題ではないですかという質問に対して、町長は次のように答弁しているのです。読み上げますからよく聞いておいてください。「私は、基本的には議会で起きたことは、行政は基本的には介入しないということは承知している。議会の広報委員会が、全員この見出しは過激過ぎてというふうなことが出たのですけれども、町長、どうですかと見せられたから、これは過激過ぎだな。相談に行って、直す分を相談に行くのですから、強制的に直していませんよ。直したところは、青木さんが了承したのでしょう。そういったことで手続はちゃんと民主的に踏んでいるつもりです」という答弁記録があるわけです。この町長答弁の中身について幾つか伺っていきませうけれども、この見出し過激過ぎるなど、町長どうですかと見せられたと。その見せた方はどなたなのですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 個人的な問題もありますから名前は出しません。広報委員会ほぼではない、全員の意見だということで、困った問題が起きたと。私のところへ町長室へ来られたから、私も、では見てみよう、どうということ。題名を見たら、私が見ても過激で、何で実態に即してこんな過激な題名を、あれは小見出しかな、つけるのかというようなことも含めて、ではそのときは、町長と議長という関係にもありましたから、青木議員さんが。私人、公私ともに緊密にお付き合いもしておりまして、私も今までも、別に青木議員さんとういう激しい議論をしておりますからですが、これは議論の場ですから議論していますけれども、私的にはそういういい関係でいられていると思っておりますが、では青木議員さんのお宅へお邪魔をして、そういうことでどうですかと言ったのは事実ですけれども、了承しなかったから載せたのですか、圧力で載せたと言おうとしているのですか。では、自分の主張はどうしてしまったのですか。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 私の家に見出しの変更を相談しに来る前に、町長にその内容をつけた人、あるいはこれひどいですねと見せた人、過激だなというのを見せた方に対して、町長はどのようにその方に対応されたのか。これは、言ってしまう。人が作った大見出し、変更させたり直したりさせる、これは基本的人権に当たる、言論、表現の自由を侵害することだから、これ憲法違反にもなるから、ちょっとどうかというようなアドバイスとか指摘はされなかったのですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 そういった、本人の議員さんが反論しているから、反論みたいなものをしていないとかというのは記憶がありませんが、もしかしたらそういった話もされたかもしれません。しかし、私も含めて広報委員会もといったことは、広報委員会で広報委員がチェックをする立場にいて、みんなが、だから憲法の下に法があり、法の下に常識があり、ルールがあり、一概に憲法論議とか法律論議を挑む人は、世の中では、これも言い過ぎかもしれません。変人か、付き合いにくいとか、だって一気に法律の法の、その前にルールや常識ができていないのではないのですか。その常識の前提みたいなものを聞いたものですから。広報委員さん全員が、それにオブザーバーである正副議長も多分いたのだと思いますけれども、全員がこれ

では直してもらったほうがいいと。それを受け入れないというような姿勢であったから私も、個人的にも付き合いがあるからお邪魔してみようと言っただけで、それ常識上当たり前の話ではないですか。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 先ほど町長に、これは過激過ぎだなど。広報委員会で委員が一致したということをして、見せた方の名前は、個人のことだから言えないということなのでしょうけれども、いずれにしても、これ誰が伝えたか知りませんが、広報委員会で、この大見出しは過激過ぎるというような意見はなかったです。この情報は誰かがつくった作り話、これフィクションです。そういう発言はなかったかどうかは、よく皆さん知っていると思うのです。広報委員会の会議録にも載っているはずですよ。そのときの広報委員会は、委員長は荒井議員、副委員長が針ヶ谷議員、ほかに亀井議員、本間議員、小林議員、島田議員というメンバーでした。そこにオブザーバーとして今村議員もおったわけです。私も同席したのですから、過激過ぎるというような発言はなかったかあったかは、私よく承知しています。その場には、議会事務局の職員も2人同席していました。

それから、ついでに聞きますけれども。民主的手続を踏んでいるという発言があるのですが、これは多数決民主主義ということなのでしょうけれども、これはいろいろ問題があるのです。多数決民主主義というのは、何事でも多数決で決定してはならないという認識もあるのです。基本的人権に関わる事項とか、多数決でこれを決定してはならないと。だから、それを言われているのではないのですか、よく立憲主義、立憲主義と。憲法に違反した取決め、見てください、このB4の4枚目の上から4段目、98条にそのことが書いてあります。規定されております。いずれにしても、このいたくら議会だより145号に、私が作成した大見出しの内容、文言について、変更、見直しを求めるその行為は、これは言論の自由、表現の自由への介入であって、もっと具体的に言えばこれは侵害にもなるわけで、当然この基本的人権の侵害に当たり、これは憲法違反にもなるということなのですが、そういう認識はないですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今回の答えは、当時の広報委員さんに聞いていただきたい。私のところへ来たのは、これを町民が読んだら現実と違うというような意味合いも多分あったと思うのです。過激過ぎるみたいな、はっきりもう2年半も前の話ですから。何で第一それを今ここで話さなくてはならないかと私は分からないのだけれども。通告は、議会だより151号、152号、153号の通告がありましたけれども、その中から質問すると言っていないながら145号の通告はないではないですか。それでどうだこうだ、いいかげんな。だからこちらの答えが記憶が曖昧……

[「違う、いいかげんなこと言うんじゃないよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 何がいいかげんなことですか。

[「通告に出ているでしょうに。議会の会議録ですよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 出ていないのだよ。

[「これはあれですよ……」と言う人あり]

○栗原 実町長 もう一つまだいいですか。

[「いいですか……」と言う人あり]

○栗原 実町長 いや、いいですか、まだ答弁中だから。

「ちょっと待って。何でそんなこと出したって、私が出したんじゃないんだよ。町長が前回の議会でそんなこと言ったんですよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 だってそれは、青木議員さんの質問に関して前回そういう質問……

「私そんなこと聞いてないでしょうが、来たでしょうと言ったことに対して、これうそなんでしょうが、こんなこと」と言う人あり]

○栗原 実町長 今のことを……

「誰が告げたんたと言えないとか」と言う人あり]

○栗原 実町長 当時の広報委員会が判断をして私のところへ来て、当時、町長と議長という立場でありますから、議長さんにちょっと話してみましようということで……

「じゃ町長に伝えた方は荒井議員なんですか、針ヶ谷議員なんですか、委員長と副委員長でしょう」と言う人あり]

○栗原 実町長 それは別にここで、裁判ではないから人ではなくていいでしょう。

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

あまり大きな声でなく冷静に質問してください。

○栗原 実町長 それは大うそだと言いますから、ここで議長に求めます。広報委員会の全員の皆さんがそういうことを判断をされたかどうか、ぜひ本当は、いつもそういう一方的だから……

「メンバーここにほとんどいるから、後でゆっくり聞いておけば」と言う人あり]

○栗原 実町長 後ではないよ、今ぜひやっていただきたい。ではないと、常に一方的に話をして都合のいいところで、自分が都合が悪くなる。都合が悪くなるというのはこちらで断定してしまっ……

「だって場が違うんだから、議会だから。別のときにやればいいでしょう」と言う人あり]

○栗原 実町長 だけれども、駄目です。全部、だってあなたの言うことばかりが傍聴席や議会だよりに載ってしまうではないですか。不公平なものを許しておくわけにはいきません。ぜひ聞いていただきたい。証明が6人から7人いるのだ。

「7人じゃない、10人いるんだよ」と言う人あり]

○栗原 実町長 10人分ですか、聞いてもらえばいいじゃないですか。私はそういうお話はしなかった、過激ではないと。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 それは、議会広報委員会の会議録にも載っているのですから。

「載ってればいいじゃん」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 載ってないよ、そんなこと。

「だって載ってなければ、だって広報委員会じゃん。立ち会った人もいるんですから」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 いるのだよ。私も立ち会っているのだよ。本人が言っているのだから。  
[「本人が言っているのが一番危ないじゃないですか。証人がいるじゃん」  
と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 それで、何か傍聴の方から、東洋大の話の聞け聞けと催促を受けているので……  
[「東洋大学は4番目ですから、構わないですけどね、先やってもらって  
もいいですよ」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 続けて、では……  
[「1問目にも入っていない」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 1問目入っていないではない、こんなこと入ってなくても分かるでしょう。

それで、次に先ほど配付したA4の資料、これ3枚つづりを見ていただけますか。これ5月22日付で町長より6月議会に向けての私の一般質問に関して、通告のルールに即していない、具体的内容を示していないとの要旨を提出願いたいという通告を受けました。ほかの議員にも行っているのですか、これ、私だけなのですね。町長は、今回のこの一般質問の通告をルールに反してあるかのごとく決めつけているようですが、私は今まで、この方式を60回も続けているのです。この前にも指摘されたのですけれども、質問時間が60分のうち40分をしていると。割合が長いと。多いと。あたかも3分の2も質問時間を占めているのはルール違反であるがごとく指摘しているのですが、私は60回も同じ方式でやってきているのです。議事録見てもらえば、全部同じですから分かります。

それから、人は誰でもご都合主義で自分勝手なものなのです。ですから、その立場によって、同じ現象、同じ事実でも違った、時には全く真逆の見方、考え方をするものです。このさっき配った資料の3枚目見てください。これは、議員必携からのコピーです。このコピーを要約します。いいですか。よく見ながら、見れば分かるでしょう。要約します。「その結果、議会で、質疑等のやり取りに緊張感を欠き、セレモニー化しているとの批判を受ける一因となっている。紋切り型の棒読み答弁などを防いで、言論を活発にさせるべきである。いやしくも首長たる以上、あるいはその他の執行機関の長たる以上、どのような質問が出ようと受けて立てるようであれば職責は務まらない。したがって」、ここよく聞いてください。「通告制は、原則廃止として任意とすべきである」という、こういう見解も出ておるわけです。この見解、私が持っている議員必携の146ページに載っているのです。地方議会活性化研究会の地方議会の提言ということになっておるわけです。物の捉え方というのは全くいろいろなのです。だから、一方的に決めるのではなくて、私はこれが絶対いいとは言っていないです。だから、こういう意見もあるし、ああいう意見もあるし、いろいろな中からいろいろやっているのだと思うのです。私の質問、60回も同じ方式でやってきているのです。突然、質問の通告制がどうだとか、質問の通告の内容はどうだとか。ついでにもう1回、時間がないから聞いてしまうから。

私の一般質問の質問の内容に対する反論、あるいは意見というのは、これは町長も言論の自由があるのだから大いに結構なのです。だけれども、ここにこんなこと書いてあるのです。フェアでない。私の質問に対して、品位がない、卑怯であるなどという指摘があるのですけれども、品位がない、卑怯であると言われても、私も今さらなかなかそれを直すのも難しいので、苦慮しているところです。品位のある質問を期待されてもなかなかできないと思うのです。そういうこともあって、私は60回も同じことやっているのですから、



それに対する、私の質問の内容ではなくて、質問の周辺というのか外側に対する、これ干渉に当たるのではないかと思うのです。これも言論の自由を制限する基本的人権の侵害に当たると思うのですけれども、憲法違反になると思うのですけれども、いかがですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私の判こを押して、私が青木議員に差し上げたものでありますから、まさに事実であります。今まで60回なり16年ですか、多分そういう方式でやってこられたのかなと思いますけれども、率直に言って私が就任してから、青木議員さんの時の質問相手、いや本当に困ったと。役場の中ではです。時には財政課、時には何課。大見出しだけで、だからここから出るよ、今回だったら、答弁この中から、3年もの間、2年半もの間から聞きたいというだけで、何を聞きたいのかとしても言わない。なぜ言えないのかと思うのです。ほかの議員さんは質問の内容をちゃんと正式に通告し、先ほど一般質問やられているのに、なぜ。広報委員会がそれは正規の憲法や法律よりも、あるいは解釈によっては、位置がどういう位置にあるか分かりませんが、議員の中で決めた、一任をした広報委員会の指摘も、私は本来であれば受けるべきかなというように常に感じますから、ここで改めて60回ぶりか何十回ぶりか、今回はそういう意味では要望を出させていただきました。フェアではない、あるいは何で通告をほかの議員さんがやるのにやらないのか、一番法にたけていて、内容も熟知できて論破できるようなお力をお持ちだろうに、分からない。我々が論議しているのは、質問に対して的を射た質問に対して、それを実態をお知らせし、間違っていたら怒られる、あるいは訂正しなくてはならない。町民の思うように修正をしていかななくてはならないというような意味での質問でもあるわけですから、できるだけ正確に答えたい。過去でも、板倉町の財政について、一言。突然プライマリーバランスが出てきたり。ですから、青木議員さんは、私は俺流でやってきたと言うけれども、その俺流の限度を私は超えているという判断をここで、さすが前議長さんに対して私が言うのは、果たしてどうか分かりませんが、そういったことで公式に、いわゆるその言葉の抗議というか出どころをしっかりと反抗して、私が青木議員さんに提出したものであります。

同じものを議会にも提出してございますので、過去はどうであれ、だから今回提出しても、素直に出すとか出さないとかも何も通告はもちろん青木議員さんからはございません。だから、あくまで自分主義、基本的人権を自分は主張しつつ、相手側の人権にどう配慮しているのか聞きたいし、そういう意味では、お互い自分の主張は正当だと思っていますけれども、お互いで反省するところもあるのではないかということも含め、私は文書で、議会にも出しましたから、そのうち議会全体でこういった諸問題、せつかくの貴重な時間をお聞きいただいて、意見が議論がかみ合わずに、答えを求めるための質問が、質問が自分だけとうとうと述べていて、答えようとすれば要らない。3か月後の議会でもいい。それ言葉の便法だと言ったけれども、それこそ私にも、町長はご都合主義だなんて言ったけれども、あなただっただご都合主義ではないですかという、本当はこういう醜い個人対個人みたいに感じられるような質問の形式は好ましくないから、逆にちゃんとした一般質問を通告して、内容を通告していただきたいと言っているだけであります。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 それは、町長側とすれば、群馬県の議会の質問の方式みたいなのが好ましいのでしょうかけれども、一方においては、先ほどの議会活性化研究会の提言にあるような考え方もあるわけですから、

だから私はどっちかというそつちに沿って、そんな、財政については、板倉行政について聞きますなんて聞いていないです。もうちょっと具体的に細かいことを聞いています。町長の議会だよりに投稿した町長見解について、あれは600字か800字でしょう。あの中の3行目の何について聞けだとか聞くとか、そんなことしなくても、しかもあれ自分で書いたものだから、よく頭の中に入っているわけです。そんなものを一々言ったら私はおかしいかと思うのですけれども、それはいいです。

そこで、時間もないので、東洋大学のことを質問しろという皆さんから要望があるので、本当はほかにあるのですけれども、聞きますけれども、この東洋大の移転についてですけれども、この1年半、板倉町、群馬県、東洋大、3者の協議、交渉が続けられたわけです。その協議の過程の議事録とかを見たいと思って、私これ情報公開で請求して、その情報公開の請求に基づいて、全ての会議録を全部頂いています。何か国会なんかみたいに黒塗りにして墨でつぶしたのり弁みたいなのではなくて、真っ白な何もないのを頂いておりますので、会議のいきさつとか経過というのは大体理解しておりますので、傍聴者の方と私の認識が違ってくると思うのですが、私は知っているわけだから、もう全部、文書でもらっているわけで。

そこで、板倉町の受け取り方について私は聞きたいのですけれども、この東洋大が一昨年10月に移転の件で板倉町に訪問したということですが、そのときに、私らの民間人の感覚だと、今、都心回帰というのはもう10年この方ずっと続いているので、東洋大もとうとう来たかと。これは、これから検討するのではないな、これはと。もう練りに練って決めて、板倉町に対して開学時のいきさつ、いろいろな恩とか借りもあるので、言いにくいからソフトに、ちょっと刺激しないようにちょこちょこっと免疫がないからつけて、それから言おうというような魂胆で来ていると思うのです。これ人間関係、ビジネスの世界でも、みんなそういう常套手段なのです。来月から取引やめと言いにくいから、何十年来の取引していて、取引先を打ち切るということは、なかなかこれは普通やりにくいのです。だから、その前に1年ぐらいからいろいろサインを出して、ああだとかこうだとか言って、何となく相手に少し心構えをさせておくと、それから言うので、東洋大の言っているのも、恐らくそういうことを受け止めていなかったのかということなのです。そして、東洋大に私もちょっと理事長が来たときに質問したのですけれども、では、移転の後、跡地の利用は考えているのかと、考えていないと。考えてみたら、考えていると言えないですよ。だって、1月まで移転するかしないかというのを検討していたというのだから、その検討していたところは、移転後はこんな青写真ができていますのですなんて言えないです。やはり1年間か2年間空白がないと。つじつまが合わないもの。だから、東洋大のほうはどんなような認識で、では、どんなような心構えというか、東洋大の真意はどのように受け止めていたかということです。簡単にちょっとお願いします。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 情報公開を要請されて、一応それまでは県との協議をしたり、一番最初の一報からです。それは県からの要請で、これはまだこの段階で知らせないほうがいいのか、そういう意味で、マル秘という扱いをして、ついこの間、東洋大の出方がはっきり表向きしたわけですからということで、その概要を議員さんにも全部、大きい紙で配ったわけでありました。あらまし、粗筋を。そういった流れの中で、最初に、町長に直接伺いたいということではなかったわけです。だから、もちろん事務方です。担当に。帰った後、「今日は何の用で来たんだ」と言ったら、何かこういうことをぼろっと話していききましたよと。でもただ、ちょ

こっと話していったぐらいでは、本当にどういう腹があるか、それはおよそ察しもつかないことはないですけども、しっかりと県につなぐに対しても、いや全然ちょこっと言っただけで本気かどうか分かりませんなんていうところではつなげませんので、そういう意味では、一昨年10月頃からは、そういう意味で、いわゆる交渉が始まったということであり、それ以前に、我々も本当のことを言いますと、久喜の東京理科大が六、七年前に撤退をいたしましたし、いろいろそのときの撤退の方法等々も、その当時、当町の東洋大学も過去に、今回より前に学部の撤退とか、それに代わって新しい学部を設置したとか、いろんな出入りがありましたので、もちろんそういう心配も、人口減少の流れの中ですから、考えていないということではなかったようにも感じます。したがって、一番最初に私が、2回目だったかな、対応をしたときに、お話を伺って、そのときには、向こう方も理事長以下参ったわけではありますが、学校としての考え方は、こちらとしても理解できないでもない。なぜなら、板倉町自体も、これから先の少子化の時代に向かって、行政改革をしたり、これは無駄だから切ろうとか、そういったことを経営上も考えざるを得ないから、それは、考え方としては理解できなくもないですけども、突然こんな大きなことを言われて、そう簡単に分かりましたと言えるはずはないでしょうという話から、その後の正式なお互いの立場の違いを明確にして、いわゆる交渉というか話合いで。交渉の内容というのは、まずは東京理科大、久喜の場合は、一番そういった話をしっかり正式に持ってきたときには、もう利用計画をちゃんと久喜市に提示をしてきているわけです。それがあから、撤退するのはそういうわけで、例えば白紙撤回してもらいたいという立場ではあるけれども、でもどんな計画なのですかと言ったら、一切考えていない。だから、一切考えていないというのは、今の青木氏の理論も、我々も考えます。

「いや、考えてないです。一切考えてないのはうそだったでしょうと。」

「そう取らなかったですかって言っているの」と言う人あり」

**○栗原 実町長** そういうことで、むしろ、ぜひ先例が近場にもあるのですから撤退、だからそれまで腹案を持ってきて、こちらと水面下の話合いがしっかり出て、これならやむを得ない、ではしようがないかなという形の中で、できればそれまでお互い努力をして、その後に発表していただきたいという、これが固い約束のわけだったのです。

**○延山宗一議長** 青木議員。

**○10番 青木秀夫議員** いや、私が聞いているのは、その来たときに、東洋大の真意というのは、これは撤退確定だなというふうにとらなかつたかと聞いているのです。口に出ているのは恐らく10%ぐらいで、腹の中に9割ぐらいあるので、やはり板倉町に、はい、撤退ですか、そうですとは言いきくから。いよいよこれから少子化がどうのとか、あれがどうのこうのと口実つくって言っているわけです。これ世の中みんなそうです。差し障りがあるから、ストレートにそういう言い方もあります。東京理科大みたいに。撤退ですよと来るときもあるでしょう。そういう方法はあるけれども、一般的な常套手段としては、非常にもう決まっていますが、結婚なんかの見合いだってそうではないですか。断ろうたってストレートに断っては悪いから、取りあえず遠回しにあだとかこうだとかと言って、相手に感じてもらうと。それで最後に断ると。そういうのが大体人間の一般的にはそういう方法を取るのではないですか。だから、私が聞いているのは、東洋大が来たときに、ついに来たかと、これは決定だなと、練りに練って来ているのだなと、検討する、これから考える、そんなのは大うそではないか、これと。そういうふうにとって、その姿勢で対応しなかつたの

ですね。では、もうちょっと真面目に受けていたわけだ。県に、この間の群馬県の議会でも、随分私は間が抜けていると思うのだ、あれ。東洋大というものが理事会で決定したものは、撤回なんかできるわけないだろうけれども、まだ群馬県は要望書を出して白紙撤回させるのだと、非常に県の力を過信しているのかなあと思って。文部大臣が行こうが誰が行こうが、私なんかの感覚では変わらないだろうと思うのですけれども、県はまだまだ。だから、板倉町との認識のずれというのは相当あります。これは、8月の会議録の中で根岸課長は、早く東洋大に要望書を出したほうがいいのではないかと提案したら、群馬県の名前書いてあるけれども、私随分とんまだなと思って、まだ来年まで決定したわけではないのだから、その要望書を出すのは時期尚早だと。移転決定してから要望書を出せと。町長名で、そのとおり今年の1月30日付で要望書は出ています。あれは何。群馬県の指導でやったのですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 簡単に言います。大学側で決定をしたかしないかというのは、評議委員会、理事会に正式にかけるかかけないかというのが、こういう固い公共団体ですから。でも、先ほど言われたように一番先、言えば相手がびっくり返るような、撤退するなんていう言葉をもう出すこと自体、相当腹が固まっているなという感じは私は持ちましたが、そういう役場の手続上とか立场上、3月の末方までにされていない、いわゆる決定したいからと言うから、ではその前に白紙でということに要望書を出したほうがいいだろうと。それはもちろん、県と逐一、町単独で動いたことは一つもございません。県の土地へ県が誘致し、県と売買契約を結びというようなものでございますので、板倉町が単独でやれと言えどももう少し、率直に言うと、動きようもあったかとか、そんなの後から言っているのですが、やはり町とすると県の意見を聞き、まずは、知事以下県の部局が動くから、それまで板倉町は、任しておいていただきたいと言われれば、では願いますというような、正直言ってそういった経緯が逐一書いてあると思います。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 これ見ますと、確かに群馬県と板倉町は認識のずれがある。まだいまだに、終わってしまうと、一生懸命まだ要望書を出して白紙撤回させるのだと。ちょっと私に言わせれば間が抜けているというような、今日の新聞に載っていました。それで、だから、県の力を過信しているのかね。県が認めないと言えば、東洋大は移転できないのだぐらいに思っているのか。議事録にだって書いてあります。山本知事が立ちっ放しでプレゼンしたら安齋理事長に怒られたと。あなたいろんなことを言っているけれども、東武電車の快速だって止めることできないよ、できるかいと言われたとかと書いてある。あの知事だから、かなり立ちっ放しで、長い間、理事長の前で発言したそうです。そうしたら、理事長に怒られたと言ったかな、書いてあります。だから、認識がちょっと違うのです。そういうことですか、いろいろ板倉町のこの議会にもマル秘にしておいたのですか。それと、その間にあれもやりましたよね、第2次総合計画ですか。

「はい」と言う人あり]

○10番 青木秀夫議員 あれも……ちょっと待って、聞かないのだから、手を挙げるのが早いのだよ。

第2次総合計画も進行して、いろんな委員に、その間、検討していたのでしょうか。その中で、第2次総合計画の中で、この東洋大の件は一切触れていないで検討していたのですか。それはどういう理由で、そのほうが表に、ではもうちょっと聞くと、これ公表して表に出すと、町長の感覚だと東洋大への移転計画を変更

させるというか要望するというのが壊れるのだと、まだ期待していたわけね。場合によっては移転計画は白紙撤回、あるいは何か白紙ではなくて半分撤回するかとか、何かいろんな話が出ています。生命科学は移転するけれども、食環境何とか学部はここに残るなんていう話も東洋大もいろんな、その場しのぎのことを言っているのです。だから、そういうものに一抹の細い糸のつながりがあるかと思って期待してあれですか。東洋大からも口外すると言われていたのですか。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 東洋大学からは、我が大学の意向を早く発表したいと。だから口外したいと強く言われたわけです。だけれども、うちのほうは困ると。ちょうどそういった攻防というか、攻防にならないのですけれども、立場の違いを主張して、ぜひ我がほうの我がほうのとお互いが、理解していただきたいという正反対の論理を交渉期間としてやっているさなかに総合計画がありまして、一番それも議論したのです。すぐ総合計画の中で、東洋大学を中心としたまちづくりとか、そういったものがずっと今まで入っていて、まだ壊れたでもないけれども、抜いてしまっではまずいだろう。あるいは、壊れる可能性があるのに、あえてこれから東洋大学と仲よく、あるいはこういう計画に沿ってこういう発展的計画を持っていこうなどということも書き込めない。どうするのだ、どうするのだということで、ちょうど我が町は総合計画に関しては、特に企画財政課長も苦しんで、私と副町長とも相談をしたという経緯であります。総じて、例えば群馬県議会も我が町に対しても県政に対しても渴を入れる意味、あるいは我が町に対してもエールを送る意味での議決もいただいたようですが、率直に言って、板倉町へ取材に来ていないから、県議会の質問者も。だから、青木議員がとんまだと言えは県議会の、率直に言えばとんまでしょう。私なら、だって当事者にまず聞きに行きます。実際どうなのですか。当事者は県と板倉町と東洋大学……

[「悪いけど、最後に一つ」と言う人あり]

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

間もなく通告時間となりますので、簡潔にまとめてください。

○10番 青木秀夫議員 根岸課長にさっきの東洋大の撤退に関する認識、個人的な認識とってはおかしいかな、言いにくいかな、この場で。群馬県の部長の認識なんて、私からすると随分ずれていると思うのです。根岸課長が去年の夏頃、もう要望書を東洋大に出したほうがいいのかと提案したのだ。そうしたら、根岸課長の立場もあるから、あれを逆らって、群馬県の企画部長だよ、企画部長。あの人の発言は、私に言わせるとかなりずれている。いわゆるいい人なのでしょう、人の言ったことを丸ごと受けて、100%受けて、そういうふうにしたのだからそうなのだと。悪い人ではないと思うのです。私なんかは、町長によく言われるけれども、人間性悪説だから、人が言ったのなんか信用していないから、口に出たのなんか10%ぐらいのものだろうと。腹の中の9割はもう決まっているのだろうとかと、そういう取り方するから、だからさっきも聞いたのは、10月3日に来たときにすぐ感じなかったかと。その後2週間後の14日に来ているのだ。このときにはっきり言っている、東洋大は。東洋大のほうもいろいろ人を使って作戦を使うのです。14日には部長というのが来ているのです。そのときはっきり言っているではないですか。36年度移転だと。あれ部長が言ったから逃げられると思っているのです。それで36年度考えている。はっきり記録に載っています。

○延山宗一議長 青木議員に申し上げます。

通告時間を超えておりますので、簡潔にお願いをいたします。

○10番 青木秀夫議員 だから、最後に根岸課長の見解、受け止め方、東洋大学の真意に対する受け止め方を一言、傍聴人いますから、聞かせてやってください。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長、簡単にまとめてください。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

要望書の件につきましては、これは7月ですか、知事選がありまして、山本知事が誕生して、8月16日に東洋大の理事長が表敬訪問をしたということです。そのときに、知事と安齋理事長で、まだ決まったわけではないということを理事長が話をして、知事のほうも、いい提案をしていきますからお互いいい提案を出し合っていきましょうということがあったので、企画部長のほうで、まだ要望書ということではなくて、いい提案をすることによって、それが要望書になるのだということでもありますので、そういう見解でありました。ですから、要望書が駄目ということではなくて、提案をすることが要望書に代わるのだと。そういう内容でありました。

○延山宗一議長 青木議員。

○10番 青木秀夫議員 最後にあと1分だけ。ですから、この撤退後の東洋大の利活用というか移転後の利活用について、恐らく東洋大学のことだから、もうきちっとした青写真できているのです。今言えないだけで。あと1年もたてばぼつぼつと漏らしてくると思いますので、そういうのを聞き出ししながら、もうこうなってしまった以上、言葉悪いけれども、死んだ子を数えてもしょうがないのだ。もう前に向かなくて、今までの駅前を何とかするなんたって、もう今さら期待ができるのは、何か企業管理者に、最近、民間の丸紅にいた48歳の社員が就任したなんていうので、ちょっとどんな人か知らないけれども、期待できるのですけれども、そのぐらいしかニュータウン事業といっても期待できないです。もう二十何年やっていて、見てのとおり、だんだんだんだんダウンだから、もうここでごちゃごちゃ言っても、起死回生というわけにもいかなないけれども、そういう方に期待して、恐らく東洋大だってこれ考えています。大組織なのだから。ただ、今はその計画を持っているとは言いにくいです。この間、移転を決定したのだから。だから、その辺を聞き出しながら東洋大にアプローチして、まだ4年間いるわけだから。これから。その間に、早めに早めに当たって、あとは群馬県の企業局の丸紅の元社員というか、その手腕にでも期待して、いろいろ同じことをもう20年も言っているのだから、聞き飽きているということもあるので、そういうことのないように前向きに考えていただければと思います。

以上で、時間オーバーしてすみません。

○延山宗一議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

14時45分より再開をいたします。

休 憩 (午後 2時34分)

---

再 開 (午後 2時45分)

○延山宗一議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、市川初江議員。

なお、質問の時間は60分です。

[11番 市川初江議員登壇]

○11番 市川初江議員 11番、市川です。通告に従いましてご質問をさせていただきたいと思います。

昨年、新天皇が誕生し、長年慣れ親しんだ年号が平成から令和に変わり、今年、令和2年の新しい年を迎えました。令和の年号は、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つとの希望が込められ、また、万葉集の中にある、「令しく平和に生きる」という日本人の原点に由来して選定された年号であります。その思いの希望が達成できたらと願っています。令和には、国と国とが思い合い助け合いながら、地球上にいる誰もが幸せに生きられる世界、世界の平和の実現ができることを心より願ってやみません。

平成から令和に変わり、台風19号、また、豚コレラの対応で大変な時が過ぎようとしていました。それもつかの間、年明けて新型コロナウイルスが世界中に広まり、日本でも、岩手県以外は感染者が日本中に広まり、国を挙げて対応に追われる状況でございます。県内では6月10日現在、感染者は151人、1市5町の郡内では、館林3人、大泉町5人、幸いにも板倉、明和、千代田、邑楽の4町は、今のところ感染者が出ていません。そんな中、5月25日、全国に緊急事態解除となり、経済活動も徐々に再開となり、ちょっと一息ですが、コロナ感染第2波の防止のため、まだまだ安心できません。国が示す新しい生活様式を一人一人がしっかり守り、この正念場を町一丸となって切り抜けていきたいと思っております。

板倉町では約8年間の計画検討、建設期間を経て、平成31年2月12日、待ちに待った念願の新庁舎が開庁いたしました。新庁舎は、第1に町民の皆様のことを考えて建設されております。3つの特徴のある庁舎でございます。1つ目、誰もが使いやすく、町民サービスの向上を目指した庁舎、2つ目、防災、災害、復旧拠点として安全に機能する庁舎、3つ目、自然エネルギーの利用、省エネ対策を取り入れた庁舎となっております。開庁を機に、改めて、優しさと活気あふれる町民サービスの拠点として、また、安心安全、防災拠点としての役場を目指し、町民の皆様と一体となった行政運営がスタート、町民の念願がかないませんでしたが、喜びもつかの間、昨年の10月には台風19号の対応、そして今年2月22日、新型コロナウイルスの対応と、栗原町長指揮の下、緊急対策本部をいち早く立ち上げ対応して、町民の貴い命をしっかりと守りました。そんな栗原町長におきましては、3期12年間の終わろうとしています。町のトップリーダーとして12年間の栗原町長の姿勢を拝見してまいりました。昼夜を問わず、町の発展のため、町民の幸せのため公務を務めてこられました。本当に長い間、ご苦労さまでしたと感謝申し上げたいと思います。栗原町長のお仕事をする姿勢を見てこられた身近な町民の方々も感謝をしていることであると思っておりますが、まだまだ道半ばの案件があります。少子高齢化問題、合併休止問題、ニュータウン住宅販売、先ほどもお話が出ました東洋大4年後の移転問題等と、挙げると切りがないのですが、いろいろの施策や課題と、的確にこなしてきた手腕などは、まさに栗原町長の現実直視、生活重視の政治信条を根幹に据えられていろいろな施策に取り組みされてこられたからだとも思っております。町民の要望を、幸せを第一に考えてこられた町長かとも思っております。それを踏まえ、ご質問をさせていただきたいと思います。

今、我が町では、道半ばの案件が山積しております。そして、真剣に対応していかなければならない大切な課題もございます。ソフト面、ハード面、大きな問題、小さな問題が山積しております。そんな中、今年

10月、町長選がございますが、6月に入り、いまだに誰といった人が名乗りを上げていないというのは、3期12年間の栗原町長のお仕事ぶりや姿勢を評価しているからでしょうか。それとも、次から次へと大変な難問題が出てきては、自分の手には負えないとお考えになっているからでしょうか。また、そんな方には町のかじ取りなど任せられません。ここはやはり強力な、信頼のおける力強いリーダーシップの取れるトップリーダーが板倉町には必要です。栗原町長におきましては、まだまだ一肌も二肌も町のため、町民のため脱いでいただき、働いてほしいと思っておりますが、3期12年間の実績と、取組中のものをお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一番最後の質問で、思ってもいない身に余る、背中がくすぐったくなるようなお褒めの言葉もいただいて、ありがたいとも思っております。通告をいただいておりましたので、何らかのお答えを差し上げなくてはならないということで、自分の腹にうそをついてまでのことも申し上げられませんし、思ったことを申し上げたいと思います。

私自身は、当時7期目に挑まれた前町長に対して、長期政権に対して批判をして、幸い1回落選をし、その後、当選をさせていただいて、今日まで12年務めさせていただいたところであります。正直言って3期12年の間、私自身も完成したもちろん人間ではありませんし、時には語気も強いですし、自己主張も強いですし、ですから市川議員みたいに見ている人ばかりではないということも十分心得ておりますが、そういうことで、12年間務められたというのは、自分自身としても、この上ない喜びだというふうにも考えていますし、自画自賛ではありませんが、全力疾走したことは事実でございます、公務で旅行、研修を行ったきり、妻とも、家庭の中の日帰りも含めて旅行ひとつこの12年、その前は結構しましたけれども、しておりません。ということで、それが全力で尽くした、向かった証になるかどうか、妻と旅行へ行くのが、それをやめているからとそう決まっているわけではありませんが、その時々テーマに全力で挑戦をできたこと、また、そのためには、議員の皆様をはじめ、激しい議論をしたりはしますが、いざというときには協力をいただいて、全町民の悲願と言われるような、自分で考えても、役場の建設とか八間樋橋とかいろんな大事業も、それにタッチすることができたということは、まさに、先ほど申し上げました、この上ない喜びであります。私自身としても満足しているというところでもございます。

したがって、長期政権を批判をした立場でありますので、3期が終わり4期目というと、自分自身の心の中もやや長期になるということも考えておまして、恋々として、この地位に居座り続けるつもりではないということは明言をさせていただきたいというふうに思います。言い換えれば、町長として町の将来を見据えた大きな志を持ち、過去の自分を重ね合わせてそういう表現をするのですが、町の将来を見据えた大きな志を持ち、犠牲的、献身的精神の下、町民、町のために公正公平な立場で、自らの力を燃やし尽くすというような覚悟を持った皆様に、当板倉町でもありますから、いらっしゃるとも思います。したがって、これからは、まだ、先ほど市川議員は10月と言ったけれども、残念ながら任期満了が11月16日までありますが、いづれにしてもそういう気持ちで、取りあえずは今現在いるということでもあります。しかしながら、ただいま市川議員も申してくれましたが、私はそういうもので全力で頑張ってきたつもりでありますし、満足感もあって、あるいは4期目は、長期政治につながるのと理由で、過去の自分の言行を考えると、恋々しく居座



るつもりはないということもただいま申し上げましたが、しかしながら、こういうことです。コロナ問題や、先ほど市川氏が指摘させていただいたように、東洋大撤退もされる問題、今も議論をしました。あるいは小学校、資源化センター等々の跡地も、利用の問題もこれからであります。さらには、先ほども青木議員さんと議論をさせていただきましたが、ニュータウン充実の課題、正直言ってこれは全力で一番、第一の板倉町の課題ですから、取り組んできたのですけれども、私が全力で取り組んだと言っても、その中でただ一つはっきり申し上げるのは、幾らやっても現状を大きく打破するような、年に何戸ぐらいとか。でも、企業誘致については、十六、七から誘致ができましたですが、そういう意味では満足いく結果にっていないということで、ニュータウンに期待をして入居された方、あるいはその他のいろんなニュータウンそのものに発展を期待された方に、努力はしているのですが、なかなか自分だけの町だけの努力では成果が出ないということは、甘んじて認めざるを得ないということで、申し訳なく思いますし、でも、そういう課題も依然として残っておりますので、先ほど言った、ぜひ板倉町を、栗原では駄目だと、物足りない、あるいはそういった意味で、俺が代わってこういうキャッチフレーズで頑張るのだという姿勢をお持ちの方のお出になることを邪魔するつもりも全くないということですから。

したがって、先ほど言った、今の時点では云々かんぬんといったお話もされました。ですから、無責任に、敵前逃亡するような課題があるのに、後の人も出ないうちに、もうやめますと宣言するわけにもいきません。ということで、そういう心境も片や正直ございます。したがって、これから投票日直前まで、和戦両様の姿勢といえますか、すばらしい人がいれば退いてもよろしい。あるいは私が見て、これは戦う必要があると思えば戦うということも含めて、和戦両様の姿勢で任期満了に向かっていくことになるということになると思います。

加えて、本来であれば、この時期こういう質問が事前に通告をされているわけですから、誠意を持って答えるという意味で、本当は自分の支援団体、後継者、いわゆる幹部等々も含めて、時には寝食を共にしながら、ざっくばらんに板倉町の将来を大きく論じていただいて、そのために退け、あるいは頑張れという結論を得る話合いもすべきでございましたが、残念ながらコロナの関係で、町民にも5人以上の集会を自粛するようにと、今最近は変わってきていますけれども。でも、そういったことを求めている立場として、あれっ、あそこの料理屋さんで栗原一族が、役員が一杯飲んでいたよなんてのもまずいので、正直、相談もいたしておりません。これから日を増すごとによって、そういった私をご指導をいただいている皆さんも含め、町民の皆さんの厳正の今までやってきたことに対するご批判も真摯に受け止めながら、進むか退くかということも含め、和戦両様の姿勢で任期満了に向かってまいりたいというふうに思っております。

そういうことで、これから先、何をやったかということは、いっぱいやったつもりであります。一つの例で言えば、平成20年から令和2年度の間で、町道の舗装関係、単独の、68路線、1万3,391メートル、14キロ弱とか、いろいろ襟を正して常に町民の先頭に立つということになれば、能力は人以上は持っているつもりはございませんから、真剣に向かっているという、立ち向かうという姿勢で、私は3割カットをずっと続けております。そういうことで、そういったことをお認めいただいて、12年間3割カットを続けてきましたが、特別職には2割カットでよければ就任してもらおうと。受け入れなければ認めないということで来ましたので、それらを筆頭に、八間樋橋の付け替えとかミニ防災ステーション、洪水タワーの建設、国道354バイパスの開通とかごみ処理関係とか、広域化の処理場の建設、それから厚生病院の改築、水道事業企業団の一

元化による企業団の設立、それから役場新庁舎の建設、小学校の再編、スクールバスの導入とか16社の企業誘致とか、数えれば切りがありませんが、そういったことに対して、この部分は挙げろと言ったので挙げましたが、必要があれば担当課長から、自分のことでありますので、私が自画自賛するわけにはいかないということで、担当課長から申し上げさせますが、もしよろしければ、やったことはその程度で、あとは町民の皆さんの評価に任せたいというふうに思っております。

○延山宗一議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 町長、ご答弁ありがとうございました。数え切れないほどの実績を積まれたのかなと思っております。町長におかれましては、若くしてご両親を失い、ご兄弟の親代わりとして若いときから苦勞を切り抜け、持ち前の負けず嫌いの頑張りで人生を歩んでこられたからこそ、人の心の痛み、せつなさ、苦しさ、悲しみがお分かりになるのだとも思います。4年前の6月の定例会でもこの質問をさせていただきましたが、そのときの栗原町長のご答弁の中で、2期8年間での実績はいろいろありました。いろいろありましたが、中でも8年間で10億円の借金を返して貯金を5億円増やしたとの答弁をされました。町長の言葉が、とてもその言葉が私は印象的に今でも残っております。さすが栗原町長ならではの言えるのではないかなと思っております。皆さんの大切な税金を安心してお任せできる町長ではないでしょうか。皆さんの大切な税金は必要なところに、町民のお幸せのために平等に予算づけをし、無駄なところがないか、しっかり議会でもチェックをしておりますが、無駄なところにはお金を使わない町長だとも思っております。町長の就任以来、一番町民の必要としている町道については、前政権の2倍以上の予算づけでスピーディーに対応してきています。しっかり町民のことを一番にお考えになればこそと思っております。3期12年間にわたり、ただひたすら町のため、町民のため、公務を務めてこられました、私が身近で町長を拝見してまいりましたが、見かけとは違い繊細で義理堅く、お約束したことはスピーディーに対応してくださり、私利私欲がなく、額に汗をして、町のため、町民のため、実直に働く方だと認識をしております。その上、誰にも負けない実行力で、スピーディーに行動する姿勢を何回となく見てきています。我が町は今、大きな大事な岐路に立っています。未来を担う大切な子供たちのため、30年、50年先を見据えて、子供たちにツケを残さないように正しい判断をしてかじを切らなければなりません。常に町民の目線で町のことを考え、何よりも未来を担う大切な子供たちの未来を見据えて、ご自分を犠牲にしても真剣に町民や子供たちのお幸せを考えていただける人は、栗原町長のほかにはないと私は信じております。ご自分の身を切っても町のため、町民のため、未来を担う大切な子供たちの未来のために、大変でしょうけれども、立候補をお願い申し上げたいと思います。

また、新しい庁舎が開庁して1年5か月がたちますが、役場の窓口での町民の対応はよくなっていますか。役場のほうに苦情などは来ていないでしょうか。そこで、窓口の接遇の現状と、3期12年間の自己評価についてお伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それではまず、実績というお話でしたので、職員の接遇については、その後ということで、初めに総合計画を策定する段階で、実績というのを策定委員に示しましたので、先ほど町長も触れましたけれども、その部分について何点か述べたいと思います。

総合計画を策定する段階での実績ということでありませけれども、防災、防犯面につきましては、ハード面で防災ラジオの無償貸与、LED式防犯灯の設置、防犯カメラの設置、洪水避難タワーの整備、洪水避難地整備、ソフト面では広域での災害協定、また自主防災組織の強化とか防災訓練を毎年実施するというようなことがあります。

また、生活環境面では、1市2町によるごみ処理広域化、クリーンセンター、リサイクルセンターの整備、また3市5町による水道事業広域化、ソフト面では家庭用ごみ袋の廃止などがありました。

また、保健医療、介護福祉の面では、ハード面では公立館林病院の整備、緊急通報システムの整備、ソフト面では子育て支援金の支給、小中学校の給食費無料化、ゼロ歳児おむつ購入補助、健康づくり宣言等々あります。

教育、文化、スポーツでは、ハード面では雷電神社参道整備、また小学校の再編等々あります。

また、町の基盤整備におきましては、先ほども出ましたが、生活道路の整備ということで68路線、1万3,000メートルの整備がありました。また、八間樋橋の整備、国道354号バイパスの整備、またソフト面では、利根川新橋に係る協議会の設置等があります。

産業振興面では農地の集積、面積にしまして95ヘクタール、また、板倉ニュータウン産業用地への企業誘致、また商業地へのトライアル誘致、三県境整備、また遊水地案内標識の整備等々あります。

また、住民参加としまして、まちづくり協働事業の事業化、婚活関係の事業も行っております。

また、行財政面では役場新庁舎の建設、また、先ほど出ました財政力の向上、また、館林との合併協議をしたと。以上のような実績があります。

以上であります。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 ご質問をいただきました接遇の関係でございませが、職員の接遇関係につきましては、町長就任後でございませが、遡りますと平成24年に全職員を対象といたしました話し方の研修を行っております。また、平成28年10月に町職員の接遇マニュアルというものを作成いたしまして、こちらに基づいて、身だしなみ、挨拶、おじぎ、言葉遣い、窓口対応、電話対応、苦情対応、こういったものをマニュアル化いたしまして、これに基づいて勤務をしております。

また、昨年度になりますませが、全庁的内部研修ということで、主事、主任、また臨時職員も対象といたしまして接遇の研修を行っております。こういったものも踏まえた中で接遇をさせていただいているということでもあります。

新しい庁舎に移ってからは、総合案内の職員を交代で配置をしております、初めていらっしゃった方については、ご案内をさせていただくとか、ご用件を伺って担当部署まで誘導したりとか、そういった対応をさせていただいております。総合案内につきましては、4月からコロナの関係で、現在休止中ではございませが、そういった対応等をさせていただいております、改めまして、私の総務課のほうも広報広聴係がございませるので、苦情とかご意見等も直接いただく部署ではございませが、直接的なそういった苦情等は伺っていないという状況でございませ。

以上です。

○延山宗一議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 町長から一言。評価について、自分の評価をちょっとお願いしたいです。点数で結構です。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 一生懸命頑張りましたということで、自分では80点でも90点でもつけてしまいますけれども、お任せします。職員の接遇、それはイコール自分自身の接遇にも相通じるところであります。言ったことを守れということと、あとはやはり主人は町民であるというような、この2つのことを考えれば、全日空や日本航空のステューデスを講師に呼ばなくても、そうでしょう。おじぎの角度何度で、いらっしやいませなんて、そんなのを40、50になって教わるほうが恥ずかしいと。心があれば、おじぎの角度が多少過ぎても足らなくても通じるものだということで、そういう意味では町民の皆さんを大事に扱うという姿勢、あるいは心情を持つべきであると。それに対して、今回も針ヶ谷議員だったか、本当におわびをしなくてはならない、昨年度の職員の不祥事等々については、もちろん私自身の大きな責任もあるわけですが、憎まれ役を私が務めると。だから、幾らうちの町長はうるさくて憎らしい、あのやろうと言ってもいいから、でも怒られないようにしてもらいたいということだけは、正直言って申し上げております。

したがって、接遇はどうかと、あるいは自分の実績はどうかというよりも、ぜひ皆様方に、どう思っているのか、皆様のご意見を市川議員から聞いてきて、いい話は大体山がかかっていますから、悪い話を持ち込んでいただければ、自分の欠点やマイナスの面を幾らかでも在任中も含めて、プラスに転化していきたいと、そういう姿勢でございますので、今後もぜひそういう面での協力をお願いを申し上げたいというふうに思います。ありがとうございます。

○延山宗一議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 私も前政権のときから、何回となく接遇については一般質問を繰り返してまいりました。なかなかこの接遇が徹底することができず、苦情の繰り返しであったことを覚えております。親切に温かく対応してほしいという声が絶えなかったわけです。栗原町政になってから少しずつ窓口の対応が感じがよくなったという声も聞こえるようになってきました。町民の念願の新庁舎が完成したのですから、職員の方も心新たに、初心に返って新鮮な心で親切丁寧に、お客様は神様ですという心で対応していただきたいと思っております。役場の窓口は役場の顔です。庁舎もすてきになりましたので、職員もすてきな人間性になっていただきたいと思っております。町民の皆様は大切なお客様です。お客様がいなくては役場は成り立ちません。町民の皆様のおかげでお給料が頂け、生活ができることに心より感謝をしなければならぬと思いませんか。役場は、町民に喜んでいただけるように、サービスの提供に徹することが大切なお仕事の一つです。今後とも接遇の徹底した指導で、町民のニーズに沿った効率的で質の高いサービスの実施をお願いしたいと思っております。

さて、3期12年間のご自分で評価をすることは、評価しにくいことだったと思いますが、あえてお聞きをいたしました。町長の答弁を聞いていますと、ご自分では80点から90点、一生懸命やってきたということです。ご自分にも正直で、また他の方にも厳しい方だと再認識をいたしました。私の町長に対する評価は、100点と評価したいところですが、私も正直に、私の点数は98点といたします。残りの2点は、意識をして

いるときは長くならないのですが、時々ご挨拶が長いことで1点減点です。2点目は、日常生活の中で言葉遣いがよくないときが時々あります。正しい言葉で会話することを心がけていただきたいと思います。その一言が人を生かしたり駄目にしたりすることもあります。相手の心を傷つけてしまうこともありますので、言葉遣いは心遣いと意識をして努力をして、すてきな町長になってほしいと思っております。できたりできなかったりの繰り返しでよいのです。

さて、現在、全国的な傾向であり、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化をしています。少子高齢化による人口減少問題は、これまで経験したことのない大きな問題であり、町民の皆さんと行政が協力して対応に当たることが必要不可欠であることを踏まえ、今年3月に、まちづくりの指針となる板倉町総合計画を策定し、令和2年から令和9年の8年間を計画期間とし、町の将来像を「地域で支え合う安全なまちいたくら」と定めてスタートを切りましたが、特にどんなところに重点を置いて進めていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、総合計画の中での重点施策ということではありますが、まずこれについては、先ほども一般質問でありましたけれども、まず総合計画の策定後に、東洋大の移転の計画が公表されました。このような大きなことがありますので、まちづくりの中心にしていたものですから、そこが大きく方向転換をせざるを得ないという大変な問題があります。それを踏まえて、総合計画で掲げているのが、6つの方針というのを掲げました。そこで何点か申し上げますが、生活環境の分野では、やはり昨年の台風の経験を生かして防災面に力を入れると。また、2つ目の健康福祉分野で高齢化問題、高齢者の買物、交流、生きがい対策、また少子化では少子化への対応ということになります。また、やはり健康が第一でありますので、健康づくり事業への推進ということになります。また、3つ目で産業振興分野では、ニュータウンへの企業誘致、商業誘致、また新規の産業用地の整備を考えていきたいということでもあります。また、4つ目でもありますけれども、教育関係ですけれども、やはり4月から小学校再編が始まりました。これに伴う問題点や課題の解決が重要だと考えております。また、このコロナの関係でICT環境の問題が出てまいりました。これも重要な問題だと考えております。5つ目で都市基盤分野でありますけれども、国道354号の板倉バイパス、これの4車線化の実現、また、町の南北を結ぶ幹線道路の整備、利根川、渡良瀬川への新橋の建設促進、また、6つ目で、南小、北小、資源化センター等の利活用の問題があります。何よりも財政健全を維持して、優先順位を踏まえての対応ということになると思います。

以上であります。

○延山宗一議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 いろいろな観点を踏まえてのご答弁ありがとうございました。世界中に広まっている新型コロナウイルス感染で、総合計画の内容以外の諸問題の対応もありますが、板倉町も大切な重大な岐路に立っている状況です。これから先、町のこと、町民の幸せ、そして何よりも未来を担う大切な子供たちの未来を見据えて、町のあるべき方向のかじをしっかりと取っていただきたいと思います。板倉町の未来を、新たな総合計画を、正しくかじ取りを導いてくれるのは、何に対しても素早い決断力、誰にも負けない実行力、ときにはきめ細かな配慮のできる栗原町長だからこそお願いしたいのです。大変でしょうけれども、もう一

度初心に戻り、リフレッシュした姿勢で、トップリーダーとして町の大切なかじ取りをお願い申し上げます。次の質問に入りたいと思います。一言町長。一言でいいです。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 町民の皆さんから、腹が出ている、体重が重い、それを六、七年ずっと言われ続けていて、自分もそれに努めているつもりですが、どういうわけかプラスの方向へ右肩上がりへ行っている自分が、人のことは強く求めたりするのに自分に甘いのではないかと、反省するところがいっぱいあります。加えて、話が長いということも承知をいたしております。いつも負けるのが嫌いですから、町長は動く広告塔、短いと、あれっ、来ても、1年に1回しか今日の宴会でお会いする機会がないのに、あれだけの話ではと言われる場合もありますのでと言って言い訳をしながら、自分でまずは納得する話をとということで今日までまいりました結果が、長いということであれば、詰める努力をしたいと思います。

言葉遣いが荒いということも含めて、やはりそうなのかなと思っています。人のこと、品位がないと言っておきながら、自分の品位はどうなのかということも、改めて自分でも顧みながら、立候補するかしないかは別です。貴重なご意見を拝聴していきたいというふうに思います。

○延山宗一議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 ありがとうございます。前向きに考えていただきたいと思います。

次に、家庭教育について時間があるかな。あと何分かしら。

[何事か言う人あり]

○11番 市川初江議員 では大丈夫かな。

それでは、家庭教育についてちょっとお伺いしたいと思います。長い間、教育とは学問や知識を教えることであり、人の道を説いて聞かせることのように思っておりました。また、現代の新しい教育に対する研究の成果として、教育というものは、家庭、学校、社会、それぞれの立場でなされるべきものであり、その中でも、特に家庭で行われる家庭教育が全ての教育の基礎であるとして、特に重要視されています。教育の目標は、知情意のバランスの取れた豊かな人格を持った人間らしい人間を育て上げるところにあります。大切なことは、子供はみんな無限の可能性を持って生まれてくると言われています。お母さんは、日常生活の触れ合いの中から、その子供の能力の芽をどれだけたくさん引き出してやれるか、どれだけその芽を伸ばしてやれるか、その真の教育を家庭の中で、具体的にどのように実践すればよいのかを学ばなければなりません。子供が生まれて初めて出会う教師はお母さんです。親は子供にとってかけがえのない先生です。母なき家庭は、それは先生がいない学校とも言われています。「1人の母は100人の教師に匹敵する」というイギリスの格言がありますが、それほど母親は子供の教育にとって重要な役割があるわけです。人間には世の中がどう変わっても変わらぬ精神的な背骨というものがあるはずで、それがしっかりしている限り、世の中どう変わろうと、ひどい退廃や転落はあり得ないと信じています。それゆえに、大きな意味における教育の正しい在り方を保つことが大切であります。学校教育は、知識、技術の面のみに偏り、その欠陥を補うべき家庭教育に至っては、ほとんどその方向さえも見失い、上級学校受験と安楽な世渡りを前提とした低い次元をさまよっている状態です。人間らしい人間をつくる教育の最大、最高の目的をしっかりと持つべきです。家庭教育は、理論や理屈で教えるのではなく、我が子にとってどんな親であらねばならないか自らを省み、親は身で

示し、子供はそれを見て学ぶという感化の教育が家庭教育です。子供はお母さんの全ての姿をお手本として成長していきます。先哲フレーベルは、「我々は子供に学ぶべきである」と言い、また、「子供の生活に耳を傾け、そのかすかな心情の声を聞かなければならない」。そして、「子供のために生活すべきである」とも言っております。私たちはこの言葉を尊重するだけでなく、進んで子供に学ぶ姿勢が大切です。子供に学ぶことなくして、その子供をどう教育するかを考えてみても、恐らく教育の意味がないのではないのでしょうか。

親になるのは簡単です。しかし、よい父、よい母になるには努力が必要です。親がこういう子に育ててほしいというお手本をそのまま示していくことです。その努力を親自身がたゆみなく続けて、本当の親の資格を備えている親を子供はいつまでも尊敬していくことでしょうか。そういう親になるために家庭教育はあります。私は思っております。家庭教育は子供の教育ではなく親の教育でありますので、親自身、常に努力をして、人間らしい人間としての行動を実践し、言行一致、精いっぱい生き、生きがいのある人生を明るく生きている親を子供は心の底から尊敬してくれるのではないのでしょうか。それが子供を真に幸せにすることであり、社会の未来を明るくしていく一番の基礎であると私は思います。それゆえに、家庭教育の大切さがあると私は信じています。各学校に家庭教育は取り入れられていますが、1年間を通してどのような内容の家庭教育を何回行っているのかお伺いいたします。

○延山宗一議長 小野田教育委員会事務局長。

[小野田博基教育委員会事務局長登壇]

○小野田博基教育委員会事務局長 お答えを申し上げたいと思います。

平成28年4月にぐんま家庭教育応援条例というのが制定されました。家庭教育の重要性というのは、今議員さんおっしゃられたとおり周知のところでございます。このぐんま家庭教育応援条例、これにつきましては、学校とか地域住民、あるいは地域活動団体、事業者等が協力して社会全体で家庭教育を応援していくというために制定されたものでございます。現在、核家族化や共働き世帯の増加などにより、家庭教育の低下というものが危惧されているということでございますけれども、家庭教育とは、親またはこれに準ずる人が子供に対して行う教育ということになります。学校には子供たちを教育するカリキュラムはあります。でも、親の教育を支援する教育課程はございません。そういった中、子供たちの健やかな成長をはかる上で最も影響を与えるのが、親の姿勢や家庭の在り方、あるいは保護者が子育てを学ぶ場、子育てのヒントをもらう場ということで、教育委員会におきましては、各学校に委託をしまして、家庭教育学級というものを開設しております。各学校が開設している家庭学級については、それぞれの学校で違うのですが、年間4回から7回程度、講座を開設しまして、内容は各学校で異なっております。例を申し上げますと、子供の発達と接し方、健康な体づくり、あるいは親子歯磨き教室、親子給食、親子手話教室等でございます。それに加えて中学校では思春期の子供の理解や接し方、心と体の健康、あるいは高校見学等も行っております。これらの講座、教育に携わる機関の方々を講師に、講義や実習を組み合わせながら、時には子供たちも加わりながら、形態を工夫しながら行っております。

以上です。

○延山宗一議長 市川議員。

○11番 市川初江議員 ご答弁ありがとうございました。時々沿ったような親の教育になっているかなというふうに思いますけれども、どっちかという歯磨きとか健康に対してとか、それも大切なことではござい

すけれども、やはり親自身がしっかりした、本当に子供にどう生き方を示していくか、そういう教育がなされていないのかなというのがちょっと残念です。子供と人間らしい人間に育てるには、家庭教育はなくてはならないものです。なぜなら、家庭で行われる家庭教育は、全ての教育の基礎になるからです。ご両親が子供のお手本になる生き方を示していくことが大切です。そのときその場で、親は子供にどのように触れ合うことが大事なのかを学ぶ場が家庭教育、親の学ぶべき教育なのです。子供はお母さんとの心の交流なくしては、人間らしい人間に育たないとも言われています。子供は母親をモデルにして育つものです。子供にこうなってほしいと思うなら、まず親自身がそうならなければならないのです。ここに家庭教育の真の在り方があるのです。おなかに赤ちゃんが宿ったときから学ぶべきかなというふうにも私は考えております。子供の成長期に応じて、胎児期、幼児期、児童期、中学生期、高校生期とございますが、段階ごとに触れ合い方が違って来るわけでございます。そういうことをしっかり学ぶ。このことを家庭教育で学んで、よい子を育ててほしいと願っております。親子、兄弟、姉妹が愛情と信頼と献身とを持って、1つにつながり合っている家庭こそ、人間らしい心を育む絶好の場であると思っております。人と人との間に潤いを与え、美しい情操、人と人との間の秩序を保つ道義の基礎づくりは、家庭でなければできないと断じても過言ではないと思っております。家庭教育は、親自身が子供を人間らしい人間に立派に育てるため、ひたすら子供はどういうものか。子供の気持ちを知るには子供に聞くこと、そして親自身が子供に対して、良きえんになることが大切です。そして、親はどうあらねばならないかを学び、子供の伸びる力を信じて、認めて引き出してやる大切な役割を持っているのが親自身です。殊に母親と子供の魂と魂の触れ合いの中から、本当に情操豊かな子供の人間性が育っていくわけですが、現代の日本では、なぜ家庭教育が不在となったのか。これは2つの理由があると言われております。1つは、日本では教育とは知識を増やすことで、学校でやるべきものという誤った考え方が伝統的に尾を引いているということです。2つ目は、今の親は子供を教育する責任をはっきり自覚していないと同時に、その責任を果たすための自信を失っているということだとも言われています。教育は学校でという考え方は、明治5年、初めて学校制度が設けられたとき、学問の必要な理由として、身を立て、産を治め、業を盛んにするためであると説かれておりますが、日本では、教育とは、学校教育の出発のところから立身出世のための手段だったのです。学士様なら嫁にもやろうというはやり言葉があったように、日本人にとって教育とは知識を得ることであり、学士様のレッテルが大切なので、人格などあまり問題にされなかったのです。学校こそが知識を与えてくれる唯一の場であったわけです。この風潮は、延々として現代に持ち越されて、入学試験地獄を生み出しています。しかし、現代の親は、子供の教育の最終責任は、自分たち親自身にあることをしっかり自覚することが大事だと思っております。自信を持っていないからといって、何もかも学校に押しつけ、自らの責任を回避するようなことがあってはならないと思っております。

親がよりよく変われば子供もよりよく変わります。家庭教育は親自身の教育です。親としてどうあるべきか。子供にどんな触れ合いをしたらよいか。子供のお手本になれる親を目指して、よい子をたくさん育ててほしいと願っています。家庭教育を今までのカリキュラムを見直して、せめて幼児期、児童期、中学生期と、それぞれの子供を持つ親に対して、親はどんな触れ合いをしていくのか、どんなお手本になることが大切なのか、家庭教育で学んで、心の温かい思いやりのある人間らしい人間に育てていただきたいと思っております。教育長自身の家庭教育は親の教育であることの認識があるのでしょうか、お伺いいたします。

○延山宗一議長 鈴木教育長。



[鈴木 優教育長登壇]

○鈴木 優教育長 実に難しい質問でありまして、最初から、親は基礎であると。そして、議論、理屈ではなくて、とにかく背中を見せてあげろというようなことで、私自身も同感であります。親の前で常に、機会あるたびに背中を押しいてくれと。やってきたことをそれを見せていてほしいというようなことを、はばかり言っているわけですがけれども、親の責任という意味では非常に大事なものがあろうかと思っています。今回のこのコロナ騒ぎにおいてDVなるものがあちこちで生じているようではありますが、まさに親の責任といたしますか、親の気持ちといたしますか、子供もさることながら、保護者の考え方、改めて難しいと。教育というのは難しいというものを知ったのではないかと思っています。休校に入る前に私は校長の前で、今回の件をよきものと捉えて、子供たちについては、ぜひ自分の生活そのものを見詰め直して、そして生活をし直せと。読書するなり、あるいは自分の習慣化、これを確固たるものにする、そういういい機会でもあろうかなというようなことで強調しておきました。個人差はもちろん出てくるとは思いますが、基本的に無事に過ぎて、そして6月1日より登校し始めたというふうなところです。

私自身、議員さんの質問で非常に難しいということを行いましたけれども、親の在り方として私自身が思っていることは、1つだけあります。それは、子供もそうですけれども、言葉として自己肯定感、これを子供も親も持てば、何とか過ごせるよというようなことをずっと示してきているつもりです。その意味では、小学校3年生頃になりますと、学習状況が難しくなったというようなことから、自己肯定感が低くなると。それから、中学校1年生になりますと、環境が大きく変わるといようなこともありまして、これまた自己肯定感が下がると。これを維持する、あるいは上げるために、教員も、あるいは親も頑張ってもらいたいというようなことで、この自己肯定感を下げないようにというようなことでずっと言っているつもりです。これは今後も言い続けたいなと思っていますし、またこれは、家庭教育も含めて、教育そのものの原点であるかなというふうに思っています。

以上です。

○延山宗一議長 市川議員に申し上げます。

間もなく通告時間となります。簡潔にまとめてください。

○11番 市川初江議員 よい子がたくさん育ってこそ地域社会がよくなり、日本がよくなり、世界の平和にもつながっていくのではないのでしょうか。家庭で子供がどのように育てられるかは、今、世界中にあるどんな大きな問題よりも一番大切なことです。家庭教育をしっかり学んで、我が子の持つ生まれた無限の可能性を信じて、お母さんの全人格を通して、子供の豊かな人間性を育て上げていただきたいと願っています。そのことが、我が子を幸せにするただ一つの道なのです。我が子をよい子に育てるには、親自身が子供のお手本になれるように、子供の曇りのない心の鏡に親の姿を根気よく映し続ける努力をし、よい母親、よい妻、よい人間になり、親子共々、世のため人のためになれるような人間性の確立をするために、心に響く家庭教育を各保育園、小中学校に取り入れていただくことをお願い申し上げ、全ての私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○延山宗一議長 以上で市川初江議員の一般質問が終了いたしました。

---

○議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について

**議案第32号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について**

**議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について**

○延山宗一議長 引き続き議事を進めます。

日程第2、議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第4、議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの3議案を一括議題といたします。

この3議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

森田予算決算常任委員長。

[森田義昭予算決算常任委員長登壇]

○森田義昭予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました補正予算関係3議案につきましては、昨日の本会議終了後、審査を行いましたので、審査の経過及び結果をご報告いたします。

審査の経過につきましては、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○延山宗一議長 委員長による報告が終わりました。

初めに、議案第31号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第4号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和2年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

今後の日程ですが、明日11日は午前9時から総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

翌12日は休会とし、13日、14日の休日を挟み、15日の午前9時から本会議を行います。

本日はこれをもって散会といたします。大変お疲れさまでした。

散 会 （午後 3時50分）

# 6 月 定 例 町 議 会

(第 7 日)

## 令和2年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和2年6月15日（月）午前9時開議

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 閉会中の継続調査、審査について

---

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
鈴木	優	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者
小野田	博基	教育委員会 教育事務局長
伊藤	良昭	農業委員会 農事事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事	務	局	長			
小	野	田	裕	庶	務	議	事	係	長	
伊	藤	泰	年	行	政	庶	務	係	長	兼
				議	會	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○議員派遣の件

○延山宗一議長 日程第1、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、議員派遣は3件であります。会議規則第126条の規定により、それぞれの研修に議員を派遣することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、研修会3件について議員派遣することに決定いたしました。

なお、派遣内容に変更があった場合、議長に一任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、派遣内容に変更があった場合は、議長一任に決定いたしました。

---

○閉会中の継続調査、審査について

○延山宗一議長 日程第2、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お手元に配付したとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

○町長挨拶

○延山宗一議長 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 おはようございます。このパネルがあるので、マスクはちょっと息苦しいですので、失礼をさせていただきます。大変お疲れさまでございました。6月9日から今日までの7日間、実質5日間のご審議でございましたが、補正予算を含んだ同意第1号から議案第33号まで、原案どおり可決をいただいたところでもあります。大変ありがとうございました。農業委員さんの改選に伴った同意案件10件に加え、コロナ関連の上位法改正に伴う改正議案等々、さらにはコロナ対応生活支援パッケージ、当町のパッケージ策に必

要な各種予算等のご審議をいただいたところであります。

ご承知のように、2日目の一般質問では、各議員共にコロナ感染に対する論評から入られ、森田議員からは、コロナに対する町の対策や学校の対応、昨年の台風19号についての対応や今後の対応、特に遊水地の治水能力を高める方法等を考えるべきとの貴重なご意見をいただいたところであります。

針ヶ谷議員につきましては、職員の懲戒処分関連、コロナによる授業の遅れや補習対策、そしてICT導入についての問題点、そして議会だよりに対する町長の見解というようなことも含めて、多岐にわたって質問展開をされたところであります。議会とは、議員と執行側の議論の場、質問側と答弁側のセットであるとも言えることから、議会だよりには議員さんだけの一方的な偏りをせず、当然双方のやり取りの掲載は公正公平な紙面を作成する上で当然のことであると思っております。したがって、町長、私の答弁や挨拶等、町民視点からの立場から、私の申出の有無にかかわらず、必要とあれば議会広報特別委員会の責任において掲載することもあるでしょうし、カットすることもあるかもしれませんが、それが広報委員会も含めた公正公平を基本原則にする議会の姿勢であろうと思っておりますので、議員のみをうんと掲載するとか、そういったものに対しては、私は100%の賛成はいたしておりません。

本問議員からは、板倉町の名所旧跡のPRや観光土産品の開発等の提案や地震の被害調査体制について言及がありました。板倉町として固有の土産品を何か創出できないものかと長年悩み続けているところもございまして、ちょうど議員の質問の前に、直前にそんな話題も担当課長等々も含めて意見交換が偶然あったものですから、時期的にも的を射た質問だったなという感じもいたしまして、具体的に観光看板とともに、実現に向けて具体的に対応していければなと思っておりますので、一定の期間をいただきながら、さらに、では土産とは例えばどういったものがいいのかということも含め、個人的なプランでもお寄せいただければ参考にしながら、共に板倉町の予算を使って開発をするものですから、ということも考えております。

青木議員さんからは、合併関連ではありましたが、残念ながら質問内容の通告がない中での展開でありました。当方の見解との違いというか、激しいぶつかり合いが今回もございました。また、後段は、ついせんだったの東洋大学撤退についての質問でございました。今議会約10日ほど前に、質問の通告は範囲ではなく、何を問うのか具体的に質問の内容の再提出を求める文書で誠実な対応を求めましたが、それぞれ考えるところがあったと思ひまして、提出は当方の思いに反し、されなかったところであります。思ったとおり、双方がそれぞれが議論でなく、やや口論に近い見苦しい形にもなったと思っております。一般質問の基本中の基本である質問内容の通告に関し、受理あるいは不受理の判断は議長権限になりますので、本来であれば議長に対して、なぜ受けたとか受けなかったのかということも議論になるわけではありますが、議論の中でも出ましたように、類似形式で同じように今日まで60回以上も通告をし、受理されてきたのだという青木氏の言い分も当然ありましたが、昨年まで、昨年から遡って4年間は、青木氏自身も議長でありましたので、自分の通告を自分で受け取ったというような観点からすれば、見ようによっては手盛りでもあったのかなという、当方からすればそういった理屈も成り立つわけでありまして、いずれにいたしましても行政側としては長年、率直に言って困ったなということもありながら、精いっぱい対応してきたところでありますが、結果として今回の正式要請に至ったものであります。

関係書物の中でも、質問内容を明確に通告しなければならないという、現状においてはルールがほぼ確立されている中で、範囲は通告するが、なぜ内容を直前まで知らせない。理由は何なのか。あるいは全議員の



中で特定のお一方だけ、そのことに固執する理由は何なのか。よく教授が講義の中で受講生に対し、あるいは学校の先生が生徒に対し、次のテストはここからここまで、この本から出すからよく勉強してくるよというように、私も体験もありますし、皆さんもそういった経験もあろうかと思いますが、そういった話と偶然似ているような感じもいたしまして、でもその場合は、テストということで、試験をどのくらい覚えたかという、いわゆるテストということですから中身を教えるわけにはいかない。勉強するポイントを一定の範囲を指し示すという教授の特権と学生との目線や立場の違いがあるというのは理解ができるわけでありませぬので、それはそれとしてですが、偶然にもこれに似た一方的質問通告の形態は、議会、執行部対等の原則から見ても、決して適切なものとは考えておりませぬ。青木氏からは、無通告のほうがよいという議論も、いろんな議論の中にはあるのだよということも挙げていただきましたが、もしそういった場合、正当性を欠く答弁の可能性も、今よりも確率はうんと高くなると思ひますし、突然では。さらには、即答の不可、今回は答えられませぬ。調べてありませぬというような場合もありますし、また傍聴者、すなわち町民全員に対してもしっかりとかみ合った質問と責任ある答弁を行うお互いの立場、お互いのそれが職責でありますので、それに対してはどうなのかという疑問も残るところであります。ほぼ全員の皆さんが守っている現行のルールの中で、守らないことを例示まで出していただいて正当化ということにもなるのかどうか分かりませぬが、そういった方法もあるのだよということでしたでしょうけれども、そういったことの成否は町議会の在り方が問われる問題とも思われますので、議会での協議を求めたものでございませぬので、次の議会までに議長にお願いしてございませぬので、議会としての結論をお出しいただきたいというふうに考えております。

最後に、市川議員さんにおきましては、11月16日の町長任期満了に伴う11月3日告示、8日投開票日として執行予定の町長選への対応と、現状の子育て放棄や子供に対するDV、虐待死、DVが進んで虐待死、さらには頻繁に報道されるゆがんだ親子関係等々、家庭環境の問題を挙げられ、まさに家庭教育、これは父親あるいは母親の教育の必要性が増大しているとの議員自身の見解から、現状よりもさらに踏み込んだ親教育を進めるべきとの熱弁を振るわれたように受け止めております。教育委員会としても真剣な検討は行われるのだらうと思っております。また、前段で、任期満了に対して私の現時点の考え方も述べさせていただいたところであります。

そういったことで、5人の議員さんには、それぞれ議論の場でありませぬので、かんかんがくがくの面もございませぬでしたが、大変お疲れさまでございませぬ。ほかの議員さんにおかれませぬとも、遠慮なく積極的に町政への意見や批判、あるいは提言、対案の提示も含め、しかしルールにのっとった活発な議論を町発展のため、次回以降もよろしくお願いいたしたいと思っております。

梅雨の中、降り出す雨も時に強さを感じております。東京アラートも一昨日、一昨々日、その前かな、解除され、土曜日、日曜日の都心の人出をはじめとして全国的に元の状態に大きく戻る方向へ向かっての状況ではあろうというふうに思っておりますが、それでもこの先コロナ対策の中心に3密条件の回避を挙げながら、それを考えながら、各事業の自粛は徐々に解除されていく方向性は変わらないと思ひます。うっかり調子に乗って羽を広げ過ぎた結果、思わぬ感染の広がりが再び発生すれば、まさに昨日、今日の北京の状況にまたすぐ舞い戻るといふこともあるといふことは、皆さん自身、我々も肝に銘じて、細心の注意を払いながら元に戻す活動を多少含めて活発化させていく必要があるのかなといふふうに思っております。気温上昇の折でもマスク着用が原則となっておりますので、熱中症、特に見分けのつかない似たような症状が重なると

重篤化するとか、いろんな注意もマスコミ等でされているようでもありますので、共に配慮しながら、議員さんにご配慮いただきながら、さらなる活動に励まれますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

---

○閉会の宣告

○延山宗一議長 以上をもちまして令和2年第2回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午前 9時15分）